

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第56号
2013.8

目次

巻頭言

ベトナムのファン・ボイ・チャウと日越協力

国際協力機構（JICA）関西国際センター所長 築野 元則 …… 1

出張報告

インドネシア現地調査報告

国際協力部教官 毛利 友哉 …… 4

東ティモール調停法セミナー

国際協力部教官 辻 保彦 …… 7

外国法令紹介

中国民事訴訟法の改正条文等について（3・完）

JICA長期専門家 白出 博之 …… 15

国際研修

第42回ベトナム法整備支援研修 ～刑事訴訟法等改正及び刑事司法実務の改善～

国際協力部教官 松本 剛 …… 42

第43回ベトナム法整備支援研修 ～民事判決執行法～

国際協力部教官 三浦 康子 …… 80

第5～7回ラオス本邦研修 ～2012年度民法・民事訴訟法関連研修～

国際協力部教官（現JICA長期専門家）中村 憲一 …… 88

日本・ミャンマー法制度比較共同研究

～連邦法務長官・連邦議会（下院）法案委員長外招へい～

国際協力部教官 國井 弘樹 …… 98

活動報告

～国際協力の現場から～

国際協力専門官 中村 秀逸 …… 133

～ 巻頭言 ～



ベトナムのファン・ボイ・チャウと日越協力

国際協力機構（JICA）関西国際センター所長
築野元則

ベトナムの「ファン・ボイ・チャウ」をご存知でしょうか。反仏独立運動の指導者の一人で、アジアで唯一近代化を成し遂げ、ロシアとの戦争にも勝利した日本の支援に期待し、1905年に訪日して武器援助を求めました。日本側で彼を受け入れたのは犬養毅や大隈重信ですが、武器の前に人材の重要性を説いた彼らの助言により、チャウは独立を担う人材育成のために若者を日本に留学させる「東遊（ドンズー）運動」を開始し、200名以上の若者が参加しました。その後の国際関係の変化により、日本は日仏協約を結んだため、ファン・ボイ・チャウの期待は裏みせんでしたが、百年を経た今もベトナム独立の指導者の一人として、また、日越関係を象徴する人物としてベトナムでは有名です。

ベトナム国営テレビ（VTV）は、今年、国交40周年・日越友好年を記念する番組として、NHKの協力も得て、ファン・ボイ・チャウのドキュメンタリーを制作し、8月末から9月に日越両国で放送します。また、TBSの協力によりテレビドラマ化も予定されています。今のベトナムでファン・ボイ・チャウが注目される背景には、ドンズー運動と同様、ベトナム政府に日本に学ぼうとする姿勢が強まっていることがあります。2011年3月の東日本大震災がそれを更に強めました。ベトナムでも津波の被害がテ

レビで報じられ、国民に強い衝撃を与えました。ベトナム（抗米）戦争の記憶が新しい世代にとって、日本は第二次大戦後の焦土から奇跡的な高度成長を遂げたことで尊敬される国です。その日本が新たな国難に直面しながら、小さな子供まで含めて規律を守り、耐えて復興に向かう姿は多くの感動を呼び、国民一人一日分の給与を募金する運動が全国に広がりました。被災地の子供の様子に感銘を受けた親からは、ベトナムの学校教育は間違っているのではないかと、日本に見習うべきだとする意見が、新聞に寄せられたといます。私のベトナム語の先生の言葉を借りれば、日本のソフト・パワーの素晴らしさが再認識され、日本への評価と信頼感が一層高まりました。

振り返れば、ベトナムは1975年の戦争終結、76年の南北統一後、カンボジア問題により国際的に孤立し、支援国であった旧ソ連が崩壊に向かう中、1986年より社会主義路線を修正し、ドイモイ（刷新）と呼ばれる市場経済化政策を開始しました。カンボジア和平成立後の1992年に日本がODAを再開し、翌93年からは世銀、ADB等の国際機関や欧州諸国を含め、ベトナムへの国際支援が本格化しました。以来20年、日本は一貫して最大の援助国であり、インフラ整備への資金協力と人材育成や制度・政策改善

のための技術協力を柱として協力して来ました。当初から、ハードとソフトを両輪とした支援が日本の特長です。

ソフト支援の代表例は市場経済化政策に対する「石川プロジェクト」でした。一橋大学の石川滋教授を座長とし、日本の開発分野の英知を集めた支援は、世銀やIMFがアフリカや旧ソ連で主導した改革とは異なり、ベトナム自身が強いオーナーシップを持ち、アジアらしい漸進的な改革を目指したものです。ベトナムは最も信頼できるパートナーとして日本を選んでいました。そして制度改善に向けたもう一つの代表的な協力が、同じく96年に開始した法整備支援です。この協力は、名古屋大学の森嶋昭夫教授がベトナム司法大臣からの要請を受け、日本政府やJICAに働きかけて開始されました。今も検察官、裁判官、弁護士からなる専門家チームが、ベトナム司法省や裁判所、検察院等をカウンターパートとし、民商法を中心とする基本法や手続法の制定・改正、人材育成等を支援しています。

ファン・ボイ・チャウを支援した犬養毅と大隈重信のように、ベトナムの市場経済化政策と法整備を支援した石川教授と森嶋教授。私は1992年から3年間ハノイに勤務し(最初の2年は日本大使館に出向)、現地でODA業務を担当していた間、両教授にお会いし、マクロ経済の問題や司法分野の課題、日本の支援のあり方についてご意見を伺う機会を得ました。日越の友好と信頼関係の発展の基礎には、こうした方々のベトナムへの深い理解と熱意、越側からの尊敬と信頼がありました。その後、二度目のハノイ勤務として、2008年10月から今年5月まで4年半余りJICAベトナム所長を務めました。20年前に両教授のカウンターパートであった方々が、ベトナム政府の中核で国を支えています。例えば、森嶋教授が司法省との協議を始めた当時、国際局長であった

ハー・フン・クオン氏は、今では大臣として司法改革を指揮していますし、ロン副大臣は名古屋大学で法律を学びました。ソフト面の支援は、越政府幹部の人材養成や日本との人的パイプの強化にも貢献しています。

私の在任中、日越の友好関係は大きく発展しました。ベトナムは、近年の経済成長によって、2010年には中所得国の仲間入りを果たし、より高い発展段階に向けた重要な踊り場に立っています。今後の政策運営において、日本の高度成長やバブル経済への対応等、成功と失敗の両面で、日本の経験と教訓への関心が高く、そうしたニーズを踏まえ、近年のJICAの協力は共産党(組織委員会)や首相府の副大臣や局長等、幹部クラスへの研修まで広がりました。例えば、2011年3月の首相府幹部向け訪日研修は、グエン・スアン・フック官房長官(現副首相)自ら団長を務め、日本政府の要人や内閣府、財務省等との間で成長戦略に関する意見交換を行いました。研修途中で大震災がありましたが、帰国後の総括会では、JICAと首相府の間で協力協定を調印し、その後も地方自治、防災、政策評価、インフラ開発等をテーマとして、年数回の首相府幹部向けに訪日研修を実施しています。

司法改革の分野でも新たな取り組みが進みました。2012年1月に訪越した平岡法務大臣(当時)は、フック副首相およびクオン司法大臣より、日本の法整備支援に対する感謝とともに、憲法改正の検討のために日本の経験や知見を踏まえた協力を要請されました。ベトナム政府は社会主義的色彩が色濃く強く残る現行の憲法(1946年制定、1992年まで数回改正)を、近年の市場経済の進展やアセアン地域の経済統合を反映し、三権分立や基本的人権の保障を含め、より近代的な憲法に発展させることを目指しています。国の最高法規に対する協力要請は、長年に亘る

日本の法整備支援への高い評価と信頼を示すものでした。そして7月、日本を代表する憲法学者の他、法務省、最高裁、衆院法制局等の協力を得て、ベトナムの司法調査団の訪日が実現し、フック副首相が首相府研修に続いて団長を務め、司法大臣、最高裁長官等の閣僚クラス6名を含む30名を越える団員を率い、日本側との意見交換を行いました。フック副首相はベトナム中部クアンナム省の出身、朱印船貿易の時代に日本人街があったホイアン近郊の村の生れです。大変親日的で日本の経験に関心が高く、日本に学ぶ姿勢はファン・ボイ・チャウと重なって見えてきます。

ベトナム政府は、今年初めに憲法改正草案を公開し国民の意見を求めています。国会が運営するインターネット・サイトには数百万に上る意見が出され、共産党一党制を規定した第4条の是非や、国名から社会主義を削除し、独立当初の民主共和国に戻すという提案まで含め、大胆な議論が行われています。憲法改正委員会の主要メンバーの一人は、今回の憲法改正では大きな変更はないとしても、大きな社会的混乱もなく国の政治・経済制度の根幹に係わる議論が行えていることは、将来の改革に向けて大きな前進であると述べていました。憲法改正後の来年以降には、刑法を始めとする法律改正や選挙管理委員会の設置等多くの制度改革が予定され、国会の機能は益々重要になります。国会の運営を支える国会事務局に対して、JICAは過去3年の訪日研修を通じて日本の制度を紹介して来ました。ベトナム側では、日本の衆院法制局等を見習い、立法補佐機能を強化することを目指しています。

ベトナムの新たな発展段階に応じ、日本のODAの重点分野は、「経済成長」（インフラ、投資促進、産業人材）、「脆弱性への対応」（格差是正、社会サービス、気候変動）、そして「ガバナンス」（法整備・

司法改革、公務員養成）という3本柱からなります。中でもインフラ支援は、2008年度まで年8～9百億円の承諾額であった円借款は2012年度には倍以上の2千億円台へと増加し、日本の技術やノウハウを生かした、ハード・ソフト一体の「パッケージ型インフラ支援」が注目されています。こうしたインフラに加え、国会、首相府、司法省等、ガバナンス分野への支援も、私のハノイ在任中に最も力を入れた分野でした。ファン・ボイ・チャウのドンズー運動から百年以上を経て、日越友好年の今年、ベトナムの国造りを支える司法改革や国会の事務局機能の強化、公務員人材養成等への協力がより一層拡充され、日越友好関係の発展に貢献することを心から祈念します。

～ 出張報告 ～

インドネシア現地調査報告

国際協力部教官
毛利友哉

国際協力部は、2013年5月19日から同月24日まで（移動日を含む。）、野口元郎部長、三浦康子教官及び当職をインドネシアのジャカルタに派遣し、同国に対する法制度整備支援の内容や方法について検討するための調査（以下「本件調査」という。）を実施した。

本件調査は、当職にとっては、国際協力部への着任後、初めての海外出張であり、本稿は、そのような立場から、上記調査について報告させていただくものである。

第1 はじめに

1 背景事情

インドネシアは、2億4000万人以上という世界第4位の人口を擁する大国であり、ASEAN事務局本部が置かれるなど、ASEANにおける存在感も大きい。¹法制度整備支援との関係では、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の和解・調停制度強化支援プロジェクトが2009年3月に終了したものの、国際協力部は、その後も、同国の裁判官を我が国に複数回招へいするなど、インドネシアの司法セクターに対する支援活動を継続してきた。そのような中、²より同国のニーズに即した支援活動を実現するという観点から行われたのが、本件調査で

¹ なお、本年は、日・ASEAN友好協力40周年に当たる。

² インドネシアは、2013年5月に策定された「法制度整備支援に関する基本方針」（改訂版）においても、国別実施方針が定められている。

ある。

2 日程

主な訪問先³は、以下のとおりである。

5月20日（以下「1日目」という。）

最高裁判所

5月21日（以下「2日目」という。）

司法研究開発研修所（以下「司法研修所」という。）

5月22日（以下「3日目」という。）

ジャカルタ中央地方裁判所

最高裁判所

国家開発計画庁（バペナス）

5月23日（以下「4日目」という。）

法務人権省

第2 調査結果

1 1日目

最高裁判所では、スワルディ最高裁准長官（以下「スワルディ准長官」という。）及びアグン最高裁判事（以下「アグン判事」という。）らと協議を行った。

2 2日目

司法研修所は、ジャカルタから車で1時間半程度の距離にあるボゴールという都市にある。ボゴールは、蒸し暑いジャカルタと比べると幾分か過ごしやすく、研修に適した土地であるように感じられた。

³ インドネシア側関係者との協議を行ったものだけを記す。

協議には、1日目に引き続き、アグン判事が出席されたほか、⁴ヌルディアナ司法研修所長、⁵マルヅキ司法研修所長代理、⁶アブドゥラ司法研修所付判事⁷が同席された。

この日の協議では、アグン判事から、知的財産事件や倒産事件等を取り扱う商事裁判所⁸裁判官の資格付与研修⁹の実情や課題について説明があった。

協議後、ヌルディアナ司法研修所長らが施設を案内してくださった。司法研修所の敷地は7ヘクタールにも及び、多数の教室や図書館のほか、140名程度を収容できる講堂、職員の官舎、講師用宿泊施設、研修員用宿泊施設があった。さらに、敷地内にはモスクもあり、人口の9割近くをイスラム教徒が占めているという事実を改めて感じさせられた。



(司法研修所の建物の一部)

3 3日目

(1) ジャカルタ中央地方裁判所

ジャカルタ中央地方裁判所には、商事裁判所が

⁴ アグン判事は、最高裁判事に就任する前、司法研修所研修部長を務められていた。

⁵ 2010年12月に国際協力部が受け入れたインドネシアのIP Study Tourの参加者。

⁶ 2010年10月に国際協力部の招へいにより実施された共同研究の参加者。

⁷ 2012年10月に国際協力部の招へいにより実施された共同研究の参加者。

⁸ 日本の裁判所における専門部又は集中部のような位置づけである。

⁹ 商事裁判所裁判官となるためには、裁判官として一定の経験年数を積んだ後、司法研修所で研修を受講した上、一定の基準をクリアする必要がある。

設けられており、¹⁰スハルト所長のほか、ナウウィ判事及びスティグノ判事から、商事裁判所の実情等について説明を受けた。¹¹

説明によれば、知的財産事件の中では商標権に関する事件が多く、破産事件の中では債権者申立ての事件が多いとのことであった。また、商事裁判所裁判官は、資格を取得して直ちに同裁判所裁判官に任ぜられるわけではなく、この間のブランクの克服が課題となっていることが指摘された。

なお、当日は、債権者申立ての法人破産事件の期日が入っており、破産に反対する当該法人の従業員らが、裁判所の敷地のすぐ近くで大規模なデモを繰り広げていた。¹²その影響で、裁判官らへのインタビューは中断を余儀なくされ、当職らが裁判所関係者らとともに車で裁判所を出る際も、警察官らが時間をかけて通路を確保し、大勢の人が取り囲む中を脱出することとなった。



(ジャカルタ中央地方裁判所にて)

(2) 最高裁判所

最高裁判所では、司法研修所及びジャカルタ中央地方裁判所での議論を踏まえ、スワルディ准長

¹⁰ 商事裁判所は、ジャカルタ、スラバヤ、スマラン、メダン、マカッサルの5つの都市に設置されている。ただし、事件数をみると、ジャカルタへの集中傾向が顕著であり、地方都市の事件数は、年間数件程度にすぎないとの話もあった。

¹¹ アグン判事も途中から同席された。

¹² 演説だけでなく、音楽も流れており、音量も相当なものであった。他方で、参加者らがデモそのものを楽しんでいるような雰囲気もうかがわれた。

官及びアグン判事らと、支援を必要とする分野を改めて確認し、差し当たって知的財産・倒産・民事執行・民事保全の各分野の支援が必要であることについて、先方と認識を共有した。¹³地方出張中の最高裁長官へは、スワルディ准長官から御報告いただくこととなった。

(3) 国家開発計画庁（バペナス）

司法分野担当のクリスティオノ課長¹⁴に御対応いただいた。

同課長及び補佐の方¹⁵からは、パワーポイントで、インドネシアの国家長期開発計画（2005年から2025年まで。）において司法改革が5つの柱の一つとされていること、国家中期開発計画フェーズ2（2010年から2014年まで。）では、14の重要課題を設定しているところ、その筆頭にグッドガバナンスの実現が挙げられていることなどを御説明いただいた。また、前記（2）の要支援分野については、クリスティオノ課長らの考えとも合致した的確なものであるとのコメントをいただいた。

4 4日目

法務人権省では、一般法運用総局、立法総局、知的財産権総局、人権擁護総局の代表者ら（各局2ないし3名）と協議を行った。

インドネシアでは、行政による法律の適用に問題があると指摘されることもあるが¹⁶、今回の法務人権省関係者らとの協議からは、上記のような問題の解消に通ずる意識を有する者が、行政の責任あるポ

ストを務めていることが判明した。この点は、一つの収穫であったように思われる。

第3 終わりに

本件調査によって、インドネシアの司法セクターに対する支援対象分野は、ある程度特定されたといえる。他方で、同国の司法に関しては、従前から、裁判の予測可能性欠如といった根本的な問題も指摘されているところであり、今後は、こうした問題を解消することも念頭に置きつつ、詳細を詰めていくこととなろう。¹⁷

本件調査に際しては、在インドネシア日本国大使館及びASEAN 日本政府代表部の皆様、JICA ジャカルタ事務所・ジャカルタジャパクラブ・JETRO の関係者の方々に御協力をいただいた。

特に、在インドネシア大使館の新谷直之専門調査員には、本件調査前からアポイントメントの関係等でサポートをしていただき、本件調査中は全行程に御同行いただいた。

また、本件調査では、インドネシア側関係者の中に、ヌルディアナ司法研修所長をはじめ、国際協力部の研修等への参加者が多数いらっしゃったことも印象的であった。どなたも我が国の支援に好印象を持たれている様子であり、支援の歴史を感じるとともに、一つ一つの研修等の積み重ねの重要性を再認識させていただく機会ともなった。

最後に、これまでのインドネシアに対する法制度整備支援に関わられた皆様を含め、様々な形で本件調査に御協力くださった方々に深く感謝を申し上げ、本稿を終えることとしたい。

以上

¹³ なお、知的財産分野については、我が国の特許庁が、インドネシア法務人権省知的財産権総局を相手として、JICA スキームによる知的財産権保護強化プロジェクトを実施している（協力期間は、2011年4月から2015年4月まで。）。同プロジェクトとの重複を回避しつつ、相乗効果を上げられるような形での支援とすることの重要性についても、認識を共有した。

¹⁴ 2003年の国際協力部インドネシア研修の参加者。

¹⁵ 神戸大学大学院への留学経験者。

¹⁶ 例えば、法律の規定があいまいで運用する人によって結論が異なるとか、法律の規定を骨抜きにするような下位規範が制定されるなどといった問題点が指摘されることがある。

¹⁷ このような姿勢は、グッドガバナンスの実現を筆頭課題としているインドネシアの国家中期開発計画フェーズ2にも沿うものと考えられる。

～ 活動報告 ～

東ティモール調停法セミナー

国際協力部教官
辻 保彦

法務省からの出張者

法務総合研究所国際協力部教官 須田 大

法務総合研究所国際協力部教官 辻 保彦

法務総合研究所総務企画部国際協力事務部門国際協力専門官 堀 友美

他機関からの出張者

JICA 国際協力客員専門員 小松 健太 (団長)

JICA 産業開発・公共政策部法・司法課 千葉 周

大阪大学大学院法学研究科教授 仁木 恒夫

インドネシア語通訳人 呼子 紀子

期間・日程 2013年6月24日から同月28日まで(移動日は除く) 資料①日程表のとおり

1 東ティモールに対する法整備支援の経緯

21世紀初の独立国として2002年に独立を果たし、2006年の暴動などの混乱を経て平和を取り戻した東ティモールは、2007年、日本に対し、法案起草能力強化のための支援を要請した。これを受けて、日本側では、2008年にJICAが現地調査を実施した上で、法整備支援の実施を決定し、2009年度から2010年度にかけて、JICAと当部の協力により、東ティモール司法省国家司法法制諮問・立法局(以下「司法省立法局」という。)を対象に本邦研修を行い、法案起草能力向上に向けた逃亡犯罪人引渡法及び麻薬取締法の起草支援を実施した。続く2011年度と2012年度には、当部が独自で東ティモールへの法整備支援を継続した。以上の経緯については、ICD-NEWSの第42号、第45号、第48号、第53号及び第54号に関連記事が掲載されている。そのような日本の支援

の結果、逃亡犯罪人引渡法については、International Penal Codeという法律の一部として既に成立し、麻薬取締法については、起草を終えて内閣への提出準備が整うなど、一定の成果を上げることができた。

しかし、司法省立法局の法案起草能力はまだ十分とは言えず、独自で法案を起草できる水準には達していない。そこで、2013年度は、JICAと当部の協同により、東ティモール側から要望のあった調停法の起草支援を実施することとなった。

その準備段階として、当部から平石努弁護士に依頼して、東ティモールの調査研究を実施していただいた。その報告書は今回のICD-NEWS第56号に掲載されているので、併せて御覧いただきたい。

2 調停法起草の背景

東ティモールには13県の行政区画が存在するが、

地方裁判所は4県にしか存在せず、しかも交通事情が悪く隣県への移動も容易でないため、多くの国民にとって裁判制度の利用は容易ではない。加えて、裁判官の数が不足しており、旧宗主国であるポルトガルを中心に外国人裁判官を採用しているが、それでもまだ十分でない。裁判制度の拡充には、新たな裁判所の建物の建設や裁判官の増員など、多額の予算を要することから、将来的な必要性は大きいとしても、直ちにこれを改善するのは難しい。

一方、東ティモールの村落部では、地域の村長や、リアン・ナインと呼ばれる宗教的権威の主催により、地域ごとに受け継がれた慣習法に従って、伝統的・儀式的な村落調停が実施されている。例えば、出血を伴う傷害事件であれば、加害者から被害者に対して水牛一頭を渡す代わりに刑事罰を求めないといった解決が図られており、庶民にも利用しやすい紛争解決制度として機能している。

そこで、東ティモール司法省は、裁判制度の整備が完了するまでの当面の司法アクセス改善策として、これまで事実上行われてきた既存の村落調停を法制度化するため、調停法の制定に乗り出した。

3 現地セミナーの事前準備

事前に司法省立法局から提出のあった調停法のドラフトを読んでも、東ティモール側がどのような制度設計をイメージしているのか判然としなかった。その原因として、要綱作成のプロセスを踏むことなく、いきなりドラフトの起草から着手しているのではないかと想像された。そこで、法案起草能力強化という対東ティモール法整備支援の上位目標に照らし、今回の現地セミナーでは、要綱作成のプロセスの重要性を東ティモール側に理解してもらうことから始めることとした。そのためには、既存の村落調停の現状や、東ティモール側の制度設計のイメージを日本側も共有する必要があることから、現地セミナーの事前打合せの際に、司法省立法局の職員から

聴取り調査を実施した。その結果、以下のことが明らかとなった。

まず、既存の村落調停において、当事者は、建前は調停人が提示した解決案を拒絶することもできるとされているが、実際には合意せざるを得ない強制的な雰囲気があるため、実質的には調停というよりも仲裁に近い。とりわけ女性の立場が弱く、相続・離婚・DV等の事件では女性が泣き寝入りすることが多い。調停人と一方当事者が親戚である場合などには、不公平な調停がなされることがある。そのほか、調停人の能力が必要な水準に達していないことも多い。そこで、上記問題点を改善して、既存の村落調停を公平・公正な制度に発展させることも、今回の調停法制定の目的の一つである。

次に、ディリのような都市部では、既存の村落調停が次第に廃れてきており、代わって弁護士会やNGOが主催する現代型の調停が、紛争解決手段として利用されている。今回の調停法では、そういった都市型の調停制度も併せて法制度化する予定であり、調停制度全体を管理・監督するための調停センターを設置することも検討している。

既存の村落調停でも、都市型の調停でも、合意が成立したにもかかわらず、当事者が合意内容を履行しない事案が目立つことから、今回の調停法では、合意内容に何らかの拘束力を付与することも検討している。

以上のような聴取り調査の結果を踏まえ、現地セミナーで議論すべきポイントを明記した要綱のたたき台を作成し、通訳人の協力を得てインドネシア語に翻訳して、東ティモール側に配布した（資料②）。

4 現地セミナーの概要

現地セミナーは、1週間の出張日程の後半2日間にわたり、司法省立法局のメンバーのほか、労働省・地方警察・弁護士会・オンブズマン・NGOなど関係各機関から参加者を招いて実施された。日本側

参加者は7名、東ティモール側参加者は10～15名程度であった。総合司会は司法省立法局のネリーニョ・ビタル局長にお願いし、議論の進行役はJICAの小松専門員が務めた。

最初に、東ティモールの調停制度をめぐる現状を再確認した後、調停法の立法目的に議論が進んだ。つまり、既存の村落調停を法制度化することだけに限定するか、都市部で行われている現代型の調停も対象に取り込むかという点である。コミュニティ調停の専門家である仁木教授からは、村落調停の法制度化だけでも大変な労力を要する作業であるから、都市型の調停はひとまず現状に委ねておいて、今回の調停法では村落調停だけを対象とした方が現実的であるとのコメントがなされた。もともと、東ティモール側では、村落調停だけでなく都市型の調停も取り込み、すべての調停制度に横断的に適用される通則的な規定を目指したいとの意見が強いため、この問題は今後も検討を続けることとなった。

次に、調停の適用対象事件については、民事事件・家事事件・軽微な刑事事件・労働事件を対象とすることで、おおむね合意が得られたようであった。

その後、調停人の資格要件の点に話題が進み、活発な議論がなされた。日本側からは、「仮に、村落調停だけでなく都市型の調停も調停法の射程に含める場合、それぞれ調停人の位置付けが異なるから、各別の資格要件を規定する手法も考えられる。」といった観点を指摘し、引き続き検討してもらおうとした。なお、一定のトレーニングを受けることを調停人の資格要件とすることについては、参加者全員が賛成であった。

次に、具体的な調停の手続の点に議論が及んだ。参加者の発表によれば、村落調停においても、都市部の調停においても、双方当事人から別々に話を聞く方法で調停が進められているようであった。そのようなやり方について、仁木教授からは、調停人が相手方当事者に肩入れしているのではないかと

不安を抱かせるおそれがあるとの指摘があり、その対応策として、双方当事人から事前に別々に話を聞くコーディネーターと、双方当事人の立会いの下で調停を執り行う調停人とを分離する方法の紹介があった。

次に、調停合意の拘束力の点に議論が移った。東ティモール側には、調停合意に拘束力を持たせるべきとの意見が多いように見受けられたが、仁木教授からは、東ティモールの現状を考えると、現時点では調停合意に拘束力を持たせない方がよいとの指摘があった。また、日本側からは、拘束力の議論の前提として、調停合意内容の履行率、不履行の理由、不履行に対する制裁の現状について調査すべきと提案した。

最後に、調停センターの位置付けと役割について議論がなされた。司法省立法局としては、司法省や内務省など、何らかの官庁を調停センターの監督機関とする方針のようであるが、関係機関の参加者からは、監督官庁を持たない独立の機関とすべきとの意見も出た。調停センターの役割については、調停の申立ての受理、調停人の選定、監督、トレーニング、調停費用の管理などの機能を持たせるべきとの意見が出て、参加者の間でおおむねイメージが共有できているように見受けられた。仁木教授からは、日米の調停制度における調停センターの位置付けと役割について紹介があった。

以上、2日間の現地セミナーでは、事前に準備したポイントについて、おおむね議論をすることができた。本来であれば、日本側において、議論の結果を踏まえた本格的な要綱を作成して見せることで、東ティモール側に対して要綱作成のプロセスを示し、今後の参考にしてもらいたいところであったが、時間の関係でそれは困難であった。また、本格的な要綱を作成するためには、更なる調査と検討を要する課題が多く残っていた。そこで、次回の現地セミナーまでに調査・検討すべき課題をまとめたメモを日

本側で作成し、東ティモール側に交付した。

加えて、法案起草能力向上という上位目標を達成するため、東ティモール側に対し、今回の現地セミナーの議事録を作成するように依頼して、調停法の起草プロセスを後々に振り返ることができるようにするための措置を講じた。

5 今後の予定等

次回の現地セミナーは、本年10月上旬に予定され

ており、調停法の要綱の確定と、それに従ったドラフトの検討まで進む予定である。

最後に、今回の現地セミナーに御協力くださった仁木教授、JICA 東ティモール事務所及び在東ティモール日本大使館の皆さん、通訳人の呼子氏並びに JICA 本部のお二人に、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。



セミナーの様子



司法省立法局の皆さんと



ディリの夕焼け

2013年6月 東ティモール出張 日程表

月 日	曜日	10:00	12:30	14:00	17:00	備考
6 /	日	移動日				
6 /	月	JICA東ティモール事務所との打合せ	司法大臣表敬訪問	土地問題担当副大臣訪問	司法省立法局との打合せ	
6 /	火	UNDP訪問	東ティモール弁護士会訪問		JSMP (Justice System Monitoring Program) 訪問	セミナー準備
6 /	水	司法省立法局との打合せ		統一省社会紛争予防局 (NDPCC) 訪問	ポルトガル大使館訪問	
6 /	木	現地セミナー		現地セミナー		
6 /	金	現地セミナー		現地セミナー	日本大使館訪問	JICA東ティモール事務所報告
6 /	土	移動日				

1 現状把握

(1) 村落調停

東ティモールの地域コミュニティでは, Suco や Alderia といった行政機関の長や, Lian Nain といった慣習上の宗教的権威が調停人となって, 伝統的な村落調停が行われている。

そのような村落調停は, 裁判所に訴訟を提起するための知識も手段も十分に持たない地域住民のための簡易な紛争解決手段として機能している。

村落調停では, 調停人と双方当事者のほか, 村議会のメンバー, 警察, 慣習上の長老会, 族長会のメンバー, 調停法の家族, 当該地域の高貴な家系の人(ラジャ)も関与して行われる。

村落調停では, 調停費用として, 当事者から調停人に対して現金や品物を直接納付している。

村落調停では, 民事事件, 家事事件のほか, 軽微な刑事事件も対象としている。

村落調停には, 以下のような問題点がある。

- ・事実上の強制的な雰囲気の中で行われるため, 当事者が納得しないまま合意せざるを得ない場合がある。特に, 相続問題, DV 問題, 離婚時の親権問題などでは, 女性など社会的弱者の権利が侵害されるケースがある。
- ・調停人が一方当事者の親戚である場合など, 不公平な調停がなされる場合がある。
- ・調停人の能力が必要な水準に達していない場合がある。
- ・調停費用を多めに払って, つまり調停人にワイロを渡して, 自分に有利に調停を進めてもらうように依頼するケースがある。
- ・合意内容を履行しないケースがある。

今回の調停法では, 既存の村落調停のメリットを維持して活かしながら, 上記の問題点を改善して, 国民にとってより使いやすい制度にすることが, 主要な目的の一つである。

① これら以外に問題点はないか?

(2) 都市部

ディリのような都市部では, 村落調停の制度が利用されなくなっていることから, 都市部においても, 村落調停のように国民が簡単に利用できるような調停制度を設ける必要がある。

① 都市部で調停制度を必要とする理由はなにか?

2 調停法の立法の目的

今回の調停法の目的は、裁判所の紛争解決機能を補うため、既存の村落調停の法制度化や改善、また事案の性質に応じた各種調停制度の新規導入などにより、簡易性・迅速性・公平性・実効性を備えた調停制度を整備することである。

3 適用対象事件

今回の調停法では、以下の事件を適用対象とする。

- ・民事事件全般
- ・家事事件（離婚・相続など）
- ・親告罪の刑事事件
- ・労働事件
- ・交通事件

① これら以外にあるか。

② 例示列挙にするか、限定列挙か、あるいは適用対象とならない事件を列挙するか。

4 調停人の資格要件

① 資格要件は、どのようなものにするか。

- ・調停の種類ごとに資格要件を規定するか
- ・村落調停を含めた全類型に適用できる資格要件を規定するか
- ・監督機関による認可制にした上で、詳細な資格要件は監督機関内部のガイドラインで規定するか。
- ・その他

② 具体的にどのような資格要件にするか。

③ 調停人が利害関係を有する場合、どうするか。

5 当事者

① 当事者となるための要件を規定するか。

② 代理人について規定を置くか。

6 調停の手續

① 具体的な手續まで調停法の中で規定するか。

② どのような手續を規定するか。

③ 調停人と当事者以外に、どのような者を調停手續に関与させるか。

7 調停費用

8 拘束力

- ① 調停の合意内容に拘束力を持たせるかどうか。
- ② どのような形で拘束力を持たせるか。

9 調停センター

- ① 調停センターにどのような機能を持たせるか。
 - ・ 全類型の調停人の登録の管理
 - ・ 調停の申し立ての受付と，調停人の人選
 - ・ 調停費用の徴収・支払
 - ・ 調停人に対する助言等
 - ・ 調停記録の管理
 - ・ 調停人のトレーニング
 - ・ その他

～ 外国法令紹介 ～

中国民事訴訟法の改正条文について（3・完）

国別研修「中国民事訴訟法・民事関連法」個別専門家
弁護士 白出博之

[目次]

- 第1章 はじめに～本改正の趣旨・目的
- 第2章 中国民事訴訟法の改正条文と立法理由

[総則]

- 第1 民事訴訟法の基本原則
- 第2 管轄
- 第3 回避
- 第4 訴訟参加人
- 第5 証拠
- 第6 送達
- 第7 保全
- 第8 民事訴訟妨害に対する強制措置

～ 以上まで第53号掲載

[裁判手続]

- 第9 第一審普通手続
- 第10 簡易手続
- 第11 第二審手続
- 第12 特別手続 ～ 以上まで第54号掲載
- 第13 裁判監督手続 ～ 以下本号掲載
- 第14 督促手続

[執行手続]

- 第15 執行

[涉外民事訴訟手続の特別規定]

- 第16 涉外民事訴訟手続の特別規定

第3章 おわりに～中国法整備支援の視点から

以上

第13 裁判監督手続¹³

【再審申立の管轄】四十三、第178条を第199条に変更し、次のように定める。

第199条

当事者が既に法的効力が発生している判決、裁定

¹³中国民訴法の直面する課題の一つに「再審難」[申訴難]がある。申訴とは、既に法的効力の発生した判決、裁定及び調停について上級裁判所に改めて審理を要求することである。裁判監督制度は、当事者の申立によらなくとも、上級法院、検察院が裁判の誤りを是正するために申し立てて行われるもので、中国では、人民法院、人民検察院、当事者が既に法的効力を生じている判決等に確かに誤りがあるとして再審提起ができ、蒸し返しを許す構造になっている（木間正道・鈴木賢・高見澤磨・宇田川幸則「現代中国法入門〔第6版〕266頁以下）。中国民訴法が二審制を採用しているため三審制に比して誤りを正す機会が少ないこと、中国の法官のレベルとの関係で誤った裁判が行われる可能性が高いこと等が理由とされているが、再審が上訴の延長のように扱われており、日本法における再審とは異なった状況にある。これまで中国民事訴訟では判決理由の論証が不十分で曖昧模糊としたものが多く、特に二審終審制度の下では多くの事件は中級法院が終審法院になる場所、中級法院は、現状では社会の尊重を受けるに至っておらず、その結果多くの当事者は中級人民法院による終審裁判を受け容れることができないこと等が当事者からの頻繁な再審申立の原因となっている。しかし再審事由規定は明確ではなく、当事者が申し立てても実際にはなかなか認められなかった。この「再審難」は2007年改正により、再審申立事由が以前よりも明確にされ再審受理が容易になったが、それでもなお不十分であった。

他方で旧法では再審回数や申請期間に制限が設けられておらず、何十年にもわたって再審が繰り返されるという「終審不終（終審にして終わらず）」現象もあり、判決の法的安定性が著しく害され、判決を執行できないという「執行難」問題の原因になっているとも指摘されている。さらに、近時、虚偽訴訟・悪意訴訟、調解により訴訟外の第三者の権利が害されるケースが増加しており、かかる第三者の救済方法も本改正では喫緊の課題とされた（新法第56条3項参照）。

について誤りがあると認める場合には、一級上の
人民法院に再審の申立ができる。一方当事者の人数が
多い事件又は当事者双方が公民である事件について
は、原審人民法院に再審を申し立てることもできる。
当事者が再審を申し立てた場合、判決、裁定の執行
は停止しない。

本条は、当事者の再審申立に関する規定である。

1 当事者が判決・裁定について再審申立する条件
は、①判決・裁定が既に法的効力を発生したこと、
②発効した判決・裁定に誤りがあると認識すること
である。当事者の再審申立を受け付けた人民法院は、
審査を経て、本法第 200 条規定による再審事由があ
ると認めた場合にのみ、再審決定の裁定をすること
ができる。

2007 年改正法および本改正では、再審申立をどの
級の人民法院にするかという問題を扱った。この点、
1991 年民訴法第 178 条では、当事者は原審人民法院
又は一級上の人民法院に再審申立することができた。
2007 年改正法では、当事者が原審人民法院に再審申
立する旨の規定は削除され、当事者が一級上の人民
法院に再審申立する旨の規定が残された。この改正
により、多方面への控訴や重複審査の問題が避けら
れるとともに、原審人民法院が自らの誤りを正す困
難と、原審人民法院が公正に対処することを当事者
が信じないという問題も回避された。実務の状況か
ら見れば、当事者が再審申立にあたって一級上の人
民法院宛てに提出するという規定は、当事者から歓
迎されており、その効果は、全体的に見れば理想的
である。

2 しかしながら、公民による再審申立の便宜とい
う観点からは、次の二点を考慮する必要がある。第
1 に、発効した判決・裁定に関わる当事者がいづれ
も公民であり、一級上の人民法院に再審申立する際、
交通のアクセスが悪く、多額の費用がかかる等不便
さの要因から、原審人民法院宛ての再審申立を希望
する場合である。第 2 に、発効した判決・裁定に関

わる当事者の一方の人数が多く、原審人民法院が再
審にあたれば、事実を的確に調査し、現地での紛争
解決を図るのに有利である場合である。このような
公民の再審申立の便宜等を図るため、新法 199 条は、
原審人民法院に対する再審申立規定を追加したもの
である（第 3 回審議結果報告書五項）。

一級上の人民法院に再審申立するのが、一般原則
であり、当事者は、一級上の人民法院に再審申立を
行えば、一級上の人民法院での再審を選択したこと
と見なされる。他方、原審人民法院に再審申立する
のは例外規定であり、当事者の一方の人数が多く、
又は、当事者双方が公民である事件の場合にのみ当
事者の選択肢の一つとされる。その他案件において
は、一級上の人民法院に再審申立しなければならな
い。当事者が再審申立する場合、判決・裁定の執行
は中止しない。

※参考文献 前掲①p321～323、前掲②p322～323、
前掲③p473～475

【法定再審原因】四十四、第 179 条は第 200 条に変
更し第 1 項第 5 号を次のように改める。

第 200 条 1 項 5 号

事件の審理に必要な主要証拠につき、当事者が客
観的な理由により自ら収集することができず、書面
により人民法院に調査・収集するよう申し立てた場
合において、人民法院が調査・収集しなかった場合
・第 1 項第 7 号を削除する。

・第 2 項を第 13 号に変更し、次のように改める。

第 200 条 1 項 13 号

裁判人員が当該事件を審理する際に、汚職・収賄
行為、私利を図る行為、法律を枉げた裁判行為があ
った場合

本条は、当事者による再審申立の条件に関する規
定である。

当事者による再審申立は、当事者の権利の一つで
あり、判決・裁定に誤りが存在すると認めた場合、

再審を申し立てることができるが、人民法院が再審手続に入ると決定するには、本条所定の13の場合のいずれかに該当しなければならない。本改正では、2007年改正法をもとに、再審申立事由を以下のように整えた。

1 まず第5号は、事件審理に必要な主要証拠につき、当事者が客観的原因により自ら収集することができず、書面により人民法院に調査・収集を申し立てても、人民法院が調査・収集を行っていない場合である。この点、第64条2項では「当事者及びその訴訟代理人が客観的事由により自ら収集することができない証拠又は人民法院が事件の審理に必要であると認める証拠については、人民法院は、調査・収集しなければならない。」と規定されているところ、一部事件中の証拠は、当事者が客観的原因により自ら収集できないが、往々にして事件の正確な審理にとって極めて重要なものがあり、いったん取得されれば、事件の主要な証拠になる〔例えば、ある財産分与にかかる離婚案件の場合、一方当事者は、相手方が某銀行に預金を持っていると主張しているが、当該銀行に照会することができないため、証拠を提供できず、人民法院に当該銀行への照会を請求するほかない。当該預金の証拠が取得されれば、財産分与、分与額確定を行う上で主要な根拠となる。人民法院は、金融機関に当事者の預金状況について照会することができ、かつ金融機関は、人民法院の照会に協力しなければならない(67条、114条)〕。人民法院は、当事者から証拠調査の申立を受け付けた後、当事者が当該証拠を自ら調査・収集することが不可能であると確認した場合、調査・収集を行う権限と義務を有する。法官は、審理前準備において訴訟材料を真摯に審査し、必要な証拠を調査・収集すべきところ(129条)、人民法院が主要な証拠を調査・収集せずに、当事者の訴訟請求を支持又は却下した場合、当該判決・裁定は証拠による証明に欠けていることとなり、判決・裁定の誤りにつながりかねず、

再審の原因の一つとして良い。

本改正では、2007年改正法の「事件審理にとって重要な証拠」から「事件審理に必要な主要証拠」に変更された。一つの事件に関わる証拠は多数存在すると考えられるが、事実認定する上で決定的な役割を果たす証拠は、そのうちの一部なこともある。すべての証拠を人民法院が調査・収集するよう求めれば、司法資源が浪費されるだけでなく、事件審理にも役立たない。そのため、人民法院が「主要証拠」について調査・収集を行わないことによって、当事者の権利・義務の正確な認定に影響が出ている場合にのみ、再審すべき状況と認められる。

2 第13号は、裁判人員が、当該事件を審理するとき、汚職・収賄行為や、私情にとらわれ不正行為をし、法を枉げた裁判行為等をした場合を再審事由とする。この点、第43条によれば、裁判人員は法に従って公正に事件審理に臨むべきで、当事者及びその訴訟代理人の招待・贈り物を受けてはならず、裁判人員が、汚職・収賄行為や、私情にとらわれて不正行為をし、法を枉げた裁判行為をした場合はその法的責任を追及し、犯罪を構成する場合は法に従って刑事責任を追及する。従って、当事者は、当該事件審理にあたって第43条に反する事情ありと判断する場合、再審申立することができる。

3 なお本改正では、2007年改正法の第179条1項7号の「法律の規定に違反し、管轄に誤りがあった場合。」と第2項の「法定の手続に違反し、事件の正確な判決若しくは裁定に影響を及ぼしたおそれがある場合」が削除された。その理由は、主として、①管轄問題により事件の誤りが生じた場合、通常、判決・裁定で認定された事実と適用された法律の誤りの形で現れるが、これらの誤りは本条関連規定に基づき再審可能と明確にされていること。さらに、民訴法では、第一審手続において、既に管轄問題について、異議と上訴によって誤りを正す体制を規定していることである。また②司法実務で示されている

ように、本条第1項所定の13種類の状況により既に全面的にカバーされているのであるから、裁判過程において些細な手続的誤りが生じて、再審手続を行う必要はないと考えたためである。

※参考文献) ①p323～331, ②p323～330, ③p475～486

【再審審理と管轄】四十五、第181条は第204条に変更し、次のように改める。

第204条

人民法院は再審の申立書を受け取った日から3ヵ月以内に審査し、本法の規定に適合する場合は再審を裁定しなければならない。本法の規定に不適合の場合、申立却下を裁定する。特殊な状況のために延長が必要な場合、その人民法院の長官が許可する。

当事者が再審を申立した事件は中級人民法院以上の人民法院が審理するが、当事者が本法第199条の規定に基づいて基層人民法院を選択して再審を請求する場合はこの限りでない。最高人民法院、高級人民法院が再審を裁定した事件については、その人民法院が再審するか、あるいは他の人民法院に再審させることができ、また原審人民法院に再審を行わせることもできる。

本条は再審申立審査手続と再審事件審理を担当する人民法院に関する規定である。

1 2007年改正法以前は、人民法院の当事者再審申立に対する回答期限について規定されていなかった。そこで当事者の再審に関する権利を十分保障するため、2007年改正法は、人民法院の当事者による再審申立に対する審査期限を明確にした。実務の状況から見て、2007年改正法の同規定は比較的良い効果が得られていたが、本改正では、再審申立審査手続の規定について、基本的に2007年改正法の内容を維持するとともに、調解書の再審申立規定が前へ移ることにあわせて、調解書再審申立の審査が含められた。こうして本条第1項の再審裁定条件を「第179条で

定める事由の一つに適合する場合」から、「本法規定に適合する場合」に改め、その中には、新201条における、調解書再審申立の条件が含められたものである。

2 人民法院は、再審申立を受け付けた日から起算して3ヵ月以内に審査を行い、再審するかどうかを裁定する。ただし、特別な状況により延期が必要となる場合、当該人民法院の人民法院長の許可を得る必要がある。審査によって再審裁定した場合、再審事件の審理は、原則として中級人民法院以上の人民法院によることになるが、第199条の「当事者の一方の人数が多く、又は当事者双方が公民である案件については、原審人民法院に再審を申立することもできる」に合わせて、さらに当事者の再審事件審理参加の利便性を高めるために、本条第2項に、例外条項が追加規定された。すなわち、基層人民法院による発効した判決・裁定につき、当事者が第199条に規定する状況下で中級人民法院には再審申立をせず、基層人民法院に再審申立した場合には、基層人民法院は、再審を裁定した後、引き続き再審案件を審理することもできる。

※参考文献) ①p335～337, ②p333～335, ③p491～494

【再審審理の範囲】四十六、第182条を第201条に変更する。第177条、第183条、第185条、第189条を第198条、第202条、第206条、第212条に変更し、以下のように改正する。

第201条

当事者は、既に法的効力が生じた調解書について、証拠を提出して調解が自由意思によるという原則に違反し、又は調解協議の内容が法律に違反する旨を証明した場合には、再審を申し立てることができる。人民法院による審査を経て事実であった場合には、再審しなければならない。

本条は調解書再審に関する規定である。すなわち、

既に法的効力が発生した調解書に対する当事者の再審申立条件として、第1に、調解が自由意思の原則に違反したこと、第2に、調解合意内容が違法であることを規定する。

1 調解書は、人民法院によって作成され、当事者双方が協議によって、合意を達成したことを記載する人民法院作成の法律文書である（第97条）。調解書には、訴訟請求、事件の事実と調解結果が明記され、さらに法官、書記によって署名され、人民法院によって捺印された後、当事者双方に送付される。強調すべき点は、調解書が当事者双方に署名によって受領確認されれば、直ちに法的効力を有することであり、第一審手続で作られた調解書については、調解書が発効後、当事者は上訴することができない。もともと、調解が自由意思原則に違反した場合、調解が法に反して合意されたものとなるため、合法でない調解書については、当事者を救済しなければならない。

本改正では、本条規定内容については修正を行わなかったが、本条の位置を調整した。すなわち、裁判監督手続はこれまでは主として発効した判決・裁定に向けたものであり、本条規定は当事者による再審申立の審査の次に置かれた。司法実務において、調解書の再審申立への審査は、基本的に判決・裁定の再審申立に関する審査規定を準用することとした。本改正で、規定を前に移動し、第203条・第204条の当事者の再審申立の審査に関する規定の前に置いたのは、実務での準用を直接適用として明確にするためである。

2 調解が自由意思原則に違反する場合は、2つある。第1に、第93条によれば人民法院は、当事者双方の自由意思を前提に調解を進行すべきであり、当事者に調解進行を強いてはならない旨を定めている。よって、人民法院が当事者に調解進行を強いた場合には調解の自由意思原則違反となる。第2に、第96条は当事者双方が調解合意の内容について、ともに

自由意思を以て受け入れることを要求しており、人民法院は、当事者の一方又は当事者双方に合意を受け入れるよう強いてはならないところ、法官が、当事者に調解合意を受け入れるように強いた場合、調解の自由意思原則違反となる。例えば法官が提案する調解合意案に対して、一方当事者が拒否する意思を明確に表示したにもかかわらず、法官は、当該調解案を受け入れなければ判決の待ち期間が長引くのに加えて、判決の結果が調解案とはさして大きな差異もないと強迫する。強迫による圧力から、当事者は最終的に調解案をやむを得ず受け入れたという場合である（なお第142条は、口頭弁論が終結しても判決までに調解が可能な場合、調解を行うことができ、調解が成立しなかった場合は適時判決すると規定するが、これは、法官が調査を長引かせず早期に判決をしなければならないことを意味する。よって長い間判決を行わないことは、別の形で当事者に調解合意の内容を受け入れさせる行為にあたり、調解の自由意思原則に違反することになる）。

3 調解合意の内容が違法となる場合とは、主として下記内容を指す。第93条によれば、人民法院は、調解にあたり、事実が明白で是非がはっきりした前提で行うべきである。第96条によれば、調解合意の内容は、法律規定に違反してはならない。これらの規定から分かるように、調解は、法に従って行われ、その合意内容は、実体法規定に合致すべきで、法律の強制的規定に反してはならない。そのうえで当事者処分原則と組み合わせて、当事者に、法律規定の範囲内で自らの実体的権利と訴訟上の権利を処分させるものだからである（例えば、甲が、乙を相手取って貸金返還請求訴訟を提起したが、乙は、弁済資力がないため、娘を甲の息子の嫁にすることを約束し、それを以て甲の債務の弁済に充てる調解合意をした場合、この合意は親の取り決めた婚姻で、婚姻法における婚姻自由に関するルールに反し違法であり、本条による再審申立が可能である）。

※参考文献) ①p331～332, ②p330～332, ③p486～488

【再審審理の範囲】

第 198 条

各級の人民法院の院長は、既に法的効力が生じた当該法院の判決、裁定、調解書について、確実に誤りがあることを発見し、再審する必要があると認める場合には、裁判委員会に提出し、討論による決定をうけなければならない。

最高人民法院は、既に法的効力が生じた地方の各級人民法院の判決、裁定、調解書について、また上級人民法院は、既に法的効力を生じた下級人民法院の判決、裁定、調解書について、確実に誤りがあることを発見した場合には、それぞれ再審し、又は下級人民法院に再審をするよう指令する権限を有する。

本条は、人民法院が職権再審を行う場合に関する規定である。

すなわち、本条第 1 項は、発効した裁判を行った人民法院が自己監督に基づき事件を再審することに関する規定であり、本条第 2 項は、地方各級人民法院の裁判活動に対する最高人民法院の監督、及び下級人民法院の裁判活動に対する上級人民法院の監督に基づき事件の再審が開始されることに関する規定である。

1 人民法院が民事案件の審理にあたっては、事実を根拠に、法律を基準としなければならない、これは中国民訴法を確立する上での重要な原則である。しかし、人民法院・法官には、認識能力や判断能力に限界があり、事実認定又は法律適用で誤りを犯す可能性がある。そこで「有錯必糾（誤りは必ず糾す）」の原則に基づき、各級人民法院は、当該人民法院による発効した裁判について責任を負うべきである。人民法院組織法と本条に基づき、各級人民法院院長が、当該人民法院の発効した判決・裁定について、

確実な誤りの存在を発見した場合、人民法院裁判委員会により確認され、決定された後、再審手続に移行する。

同時に、最高人民法院は、国の最高裁判機関であり、地方各級人民法院と専門人民法院の裁判活動を監督する権限を有する。上級人民法院は、下級人民法院の裁判活動を監督する権限を有する。下級人民法院の裁判に対する上級人民法院の監督の主な内容としては、下級人民法院で既に発効した判決・裁定について、確実な誤りの存在を発見した場合、提審（上級人民法院が、事件の重大性やその他の原因により下級人民法院において審理中又は審理済みの事件を再審理する）又は下級人民法院に再審を指令する権限のあることが挙げられる。

2 旧法第 182 条は「当事者が既に法的効力が生じた調解書について、証拠を提出して調解が自由意思によるという原則に違反し、又は調解合意の内容が法律に違反する旨を証明した場合には、再審を申し立てることができる。人民法院による審査を経て事実であった場合には、再審しなければならない。」と規定していたところ、人民法院は、本条の旧規定を参考に、既に職権によって調解書の再審を行う司法実務があった。これは民訴法の実施過程において、現在、一部の者が、詐欺、強迫、悪意共謀等の手段を用い、調解方式を通じて、国家利益、社会公共利益、他人の合法的權益を損害する状況がしばしば見られることが原因である。このような不良な現象を抑制するためには、当事者が調解書について再審申立できるように規定する以外にも、人民法院が、職権によって調解書につき再審できること、及び、検察院が調解書に対して再審検察建議又は抗訴提起することができる旨を、さらに明確に規定する必要がある。このような悪意（虚偽）調解問題について、司法実務での経験と組み合わせ、本改正では、調解書について人民法院が職権により再審することができる規定を追加したものである。

発効した判決・裁定・調解書についても、再審提起の条件は「確実な誤りの存在」であり、「確実な誤りの存在」とは主に第200条と第201条に規定される各種状況を指す。

※参考文献 ①p320～321, ②p321～322, ③前掲p470～472

【婚姻関係解消判決等の再審禁止】

第202条

当事者は、既に法的効力を生じた婚姻関係解消にかかる判決、調解書については再審を申し立てることができない。

本条は離婚判決及び離婚調解書につき当事者は再審申立てできない旨の決定に関する規定である。

1 婚姻関係は人身関係に属し、婚姻法の規定によれば男女の一方の死亡又は双方の離婚によって婚姻関係は終了する。婚姻法第32条は、男女の一方が離婚を請求するには直接人民法院に離婚訴訟を提起することが認められており、人民法院が離婚事件を審理するにはまず調解を行わなければならない。愛情関係が既に確実に破綻している等により調解が奏功しない場合、離婚について判断される。人民法院が作成した婚姻関係解消の判決又は調解書は、一旦法的効力が発生すると、その男性又は女性は他人と再婚することが可能になるが、もしも当該男性と他の女性とが再婚し、元妻が愛情関係は未だ破綻していないことを理由に離婚事件の再審申請を行っても既にその意義を全く失っている。なぜなら当該男性と他の女性との婚姻を強行的に解消することはできないからである。そこで法は既に法的効力を発生した婚姻関係解消の判決に対する再審申請を認めないこととしたものである。

2 もっとも、実務においては、多数の離婚事件が婚姻関係解消の調解を通じて行われており、調解書は判決と同等の法的効力を有している。それゆえ、本改正では婚姻関係解消の調解書に対しても再審申

請ができない旨の規定を追加したものである。

なお、当事者は婚姻関係解消の問題について再審申請はできないけれども、離婚判決又は離婚調解書中の財産分割問題については再審申請することは許されている。

※参考文献 ①p332～333, ②p332～333, ③p488～490

【再審決定と執行中止裁定】

第206条

裁判監督手続に基づいて再審決定した事件については、原判決、原裁定、原調解書の執行中止を裁定できる。但し、扶養費、養育費、補償金、医療費用、労働報酬等の督促の事件については、執行を中止しないことができる。

本条は再審決定された事件に関する原判決・原裁定・原調解書の執行中止に関する規定である。

1 本条の「裁判監督手続に基づき再審が決定された事件」とは、判決・裁定・調解書の法的効力が発生した事件であり、判決等が有する法的効力には、執行力が含まれる。当事者は、発効した判決・裁定・調解書によって確定された義務を積極的に履行すべきであるが、一方当事者が履行拒否した場合、相手方当事者は人民法院に強制執行の申立ができる。当事者がまだ積極的に履行していない場合、又は人民法院による強制執行がまだ終了していない場合、人民法院が当該事件につき再審決定するには、原則として執行中止を裁定しなければならない。その主な理由は、再審を決定する前提は、発効した判決・裁定・調解書に誤りが存在することであり、再審によって誤りを正すことは、執行内容の変更につながるものが考えられるが、執行手続をそのまま継続することは、再審申立人の利益侵害と司法資源の浪費になるからである。

2 2007年改正法第185条によれば、裁判監督手続に基づいて再審決定された事件につき原判決の執行

中止が裁定されたところ、本改正では、さらに原調解書の執行を中止する旨の規定が追加された。この点、調解書は当事者双方が署名によって受領確認した後、直ちに法的効力を有すると規定されており(97条3項)、調解書の執行には、執行手続の関連規定が適用されるものの(第234条)、旧法では、調解書の再審のために執行を中止する必要があるかどうかについて規定されていないが、司法実務では判決と同様に原調解書の執行を中止する慣習的方法が用いられており、当事者が、調解書について再審申し、人民法院が再審裁定して、原調解書の執行が終了していない場合、人民法院は、原調解書の執行中止を裁定していたという背景がある。

また本改正では、原裁定の執行を中止する旨の規定が追加された。これは本改正で特別手続に調解合意確認事件と担保物権実行事件が追加されたところ、これら事件の裁定は、実体執行の内容に関わることがあり、いったん再審に移行すれば、原裁定の執行を中止する規定が必要となったからである。

3 合法的な民事権益保護のために一般原則としては執行中止であるが、特別な状況下では、人民法院は、事件の具体的状況に基づき、執行を中止するかどうかを客観的に判断する。そして、この例外的状況として、高齢者・児童の扶養費用や、医療費用の請求等、当事者の生計に影響し、その生命と健康に関わる事件では、その執行を中止しないことが、人間本位の原則を実現し、基本生活の保障・弱者救済にも有利である。そこで本条は、再審事件で執行を中止しないことができる例外的場合を明記したものである(第3回審議結果報告書六項)。

※参考文献 ①p338～340, ②p336～337, ③p496～498

【再審申立期限】四十七、第184条を第205条に変更し、次のように改める。

第205条

当事者が再審を申し立てる場合には、判決、裁定が法的効力を生じた後6ヵ月以内に提出しなければならない。本法第200条第1号、第3号、第12号、第13号規定の状況に該当する場合には、それを知り又は知ることができた日から6ヵ月以内に提出しなければならない。

本条は、当事者の再審申立期限に関する規定である。

この点、1991年民訴法第182条によると、当事者は、再審申立する場合、判決・裁定が発効してから2年間以内に提出することとされており、その例外は規定されなかった。2007年法改正の際、司法実務には2年後になって再審事由が生じる状況が存在し、「2年間以内に提出する」との規定に基づいて一律に再審申立を制限することは当事者の権利保護に不利との指摘があった。そのため、2007年改正法第184条では「2年後に、原判決又は裁定をする根拠とした法律文書が取り消され、又は変更され、及び裁判人員が当該事件を審理した際に、汚職・収賄行為、私情にとらわれて不正をする行為又は法を枉げて裁判する行為をしたことが発見されたときは、それを知り又は知ることができた日から3ヵ月以内に提出しなければならない。」との規定が追加された。

しかしこの規定に対しては、2年という申立期限は長すぎ、法律関係安定を害するという意見や、3ヵ月以内に再審申立を行える事由の範囲が狭すぎるとの意見があった。そこで新法205条では、原則として判決・裁定が法的効力を生じてから6ヵ月以内に再審申立を行わなければならないとしつつ、例外的に、原判決・原裁定を覆すに足る新たな証拠が見つかった場合、原判決・原裁定で事実と認められた主要証拠が偽造と判明した場合、原判決・裁定の根拠となった法律文書が取消変更された場合、裁判人員が当該事件の審理において汚職や収賄、私利を目的とする不正行為、法を枉げた裁判行為をしたと認められた場合に該当する場合は、そのことを知り又

は知ることができた日から6カ月以内にも再審申立できるとした(第2回審議報告書九項)。このように、本改正の3つのポイントは、第1に2年間の再審申立期間を6カ月に短縮したこと、第2に後日になって発現可能な再審事由を4種まで増加したこと、第3にその事実を知り又は知ることができた日から3カ月との再審申立期間を6カ月に延長したことである。

※参考文献 ①p337～338, ②p335～336, ③p494～496

【検察院抗訴】四十八、第187条は第208条に変更し、次のように改める。

第208条

最高人民検察院が、各級人民法院で既に法的効力が生じた判決、裁定に対して、また上級人民検察院が下級人民法院の既に法的効力の生じた判決、裁定に対して、本法第200条規定の状況の一つに該当すること、又は調解書が国家利益、社会公共利益を害することをみつけた場合には、抗訴しなければならない。

地方の各級人民検察院が、同級の人民法院で既に法的効力が生じた判決、裁定に対して、本法第200条規定の状況の一つに該当すること、又は調解書が国家利益、社会公共利益を害することをみつけた場合には、同級の人民法院に検察建議を提出し、かつ上級人民検察院に報告することができる。また上級人民検察院に同級の人民法院に対して抗訴するように促すこともできる。

各級の人民検察院は裁判監督手続以外のその他の裁判手続の中での裁判人員の違法行為について、同級の人民法院に検察建議を提出する権限を有する。

本条は法的効力の生じた判決、裁定、調解書に対して人民検察院が行う抗訴・検察建議に関する規定である。本条第1項は抗訴という監督方式を、第2項は検察建議という監督方式の裁判監督手続での運

用を、第3項は検察建議という監督方式が裁判監督手続以外のその他の裁判手続でも運用可能であることを明確にしている。

1 検察抗訴による監督方式

中国憲法第129条は、人民検察院を国家の法律監督機関であると規定している。人民検察院が人民法院の裁判活動に対して監督を行うことは、民事訴訟法律制度の原則の1つであり、民訴法第14条も「人民検察院は民事訴訟に対して法律監督を行う権限を有する」としている。そして、発効した民事判決・裁定・調解書に対する抗訴は、事後監督に属し、民事裁判活動に対して法律監督を実行する上で重要な内容である。

人民検察院による抗訴の多くは、当事者が人民検察院に不服申立したために行われるものである。人民検察院は審査により、発効した判決、裁定が本法第200条規定の状況のいずれかに該当する、又は発効した調解書が国家利益、社会公共利益を害すると判断した場合、人民法院に抗訴することができる。

さらに人民検察院による抗訴には、当事者が人民検察院に不服申立していない場合に、人民検察院がその他のルートにより民事事件の判決・裁定・調解書に確実な誤りを発見したことにより行われるものもある。人民検察院が職権により抗訴するのは、主として国家利益と社会公共利益を害する判決・裁定・調解書となる。例えば、当事者双方の共謀により、国家・集団若しくは第三者の利益を侵害する契約が締結され、その後、当事者双方間に当該契約履行過程において紛争が起こり、一方当事者が人民法院に提訴したが、人民法院は審理過程において当該契約を無効契約とは認定せず、有効な契約として判決した。当事者が人民検察院に当該判決に関する異議を申し立てるか否かに拘わらず、人民検察院は当該判決に確実な誤りが存在することを発見した場合、人民法院に抗訴して判決取消を求め、当事者双方の違法収益を没収し又は被害者に返還することになる。

この点、2007年改正前の民訴法第185条は、人民検察院が発効した判決・裁定に対して抗訴を行う4つの状況について規定していた。2007年改正法では、既存の4状況がさらに具体化され、人民法院が再審裁定する状況と一致した。この2007年改正により、発効した民事判決・裁定への人民検察院の抗訴範囲はさらに明確になり、人民法院の裁判活動への監督に有利であり、当事者の合法的權益や国家法制度の統一がより確保されることになった。さらに本改正では、調解書に対する抗訴を追加し、人民検察院は調解書が国家利益、社会公共利益を侵害したことを発見した場合、抗訴を行うべきとされ、これにより、裁判監督手続における検察監督規定はさらに整備され、監督強化・監督の実効性向上にも有利である。

抗訴の等級に関しては、発効した民事判決・裁定・調解書への抗訴として、原則「上級抗」を実行する。即ち、上級人民検察院が、下級人民法院による発効した民事判決・裁定・調解書に対して抗訴を行う。地方の各級人民検察院は、同級の人民法院による民事審判裁判活動に対しても法律監督権を有するが、抗訴はできず、上級人民検察院に抗訴を要請しなければならない。

他方、最高人民検察院のみが「同級抗」を行うことができる。即ち、最高人民検察院は、最高人民法院による既に発効した判決・裁定・調解書について確実な誤りを発見した場合、即ち、本法第200条で規定される状況のいずれかに該当し、又は調解書が国家利益・社会公共利益を侵害する場合、最高人民法院に抗訴を行う権限がある。

2 検察建議による監督方式について

検察機関が民事訴訟に対して法律監督を行うことは、法による裁判権行使、正確な法執行を確保する上で重要な制度であり、司法の公正性を促進し、社会公共利益を保護するための重要な役割を果たしている。検察機関による法律監督の強化は、本改正の重要な内容である。旧民訴法では、抗訴という1種

類の監督方式だけが定められていたが、ここ数年、検察機関は民事検察の役割をより良く発揮するため、積極的な試行・探求によって、実務で検察建議を通じた民事検察監督を行うモデルを編み出した。実務上、検察建議は、一般検察建議と再審検察建議に分けられ、後者は、抗訴条件に適合した事件に対するものであり、訴訟が繰り返されることや当事者の訴訟負担を減らすため、人民法院が再審手続に従って自ら誤りを正すことを建議する一方式である。

再審検察建議は、民事行政検察監督の新方式として、抗訴数を減らすことができ、監督手続と再審手続をシンプルにし、事件審理を短縮し、当事者の訴訟負担も軽減でき、司法資源の節約にもなる長所がある。

検察建議は抗訴とは以下の点で異なっている。第1に、抗訴は直接再審手続の法律効果を発動させ、法律規定は法院に対し検察院抗訴を必ず受理しなければならないとしているが、検察建議は直接再審手続を発動させるものではない。検察建議は実質上、法院に督促するものであり、法院に建議を提出し、法院に建議が及ぶ問題について更に深く考えさせ、関連法律問題についていかなる処理をすべきかを明らかにさせるものであり、最後の決定権は法院にある。第2に、検察建議は、上級人民検察院が行うものではなく、同級の人民検察院が同級の人民法院に提出する監督建議である。また、上級人民検察院に検察建議を報告・記録し、抗訴を要請するとあわせて規定することにより、上・下級検察機関の間でより速やかな意思疎通が実現し、抗訴するかどうかをより慎重に決定することにもつながる。

3 検察建議は抗訴よりも適用範囲が広く、裁判監督手続で役割を果たす以外にも、人民法院がその他審判裁判手続における裁判人員の違法行為を発見し、速やかに関連の誤りを是正することにも資する（本条第3項）。検察建議によって検察機関と法院は積極的に交流して裁判監督における協力を強化し、法院

内部の監督規制を通じて自らの誤りを正すこともでき、この種の監督方式は法院との対立的情緒を緩和して司法環境をより良くすることにもなる。¹⁴

※参考文献 ①p341～344, ②p339～341, ③p500～504。劉貴祥主編・2012年9月人民法院出版社「新民事訴訟法・条文例解と法律適用」264～265頁。

【**檢察建議**】四十九、二条を追加して第209条、第210条とし、以下のように定める。

第209条

下記各号の一つに該当する場合には、当事者は、人民檢察院に対して檢察建議又は抗訴の申立を行うことができる。

(一) 人民法院が再審の申立を却下した場合。

(二) 人民法院が期限を過ぎても再審の申立に対する裁定を下さない場合。

(三) 再審の判決、裁定に明らかな誤りがある場合。

人民檢察院は、当事者の申立について三ヵ月以内に審査し、檢察建議又は抗訴を提出するか否かの決定を行わなければならない。当事者は、人民檢察院に対する檢察建議又は抗訴の申立を再び行ってはならない。

本条は当事者の人民檢察院に対する檢察建議又は抗訴申立に関する規定である。

本条第1項は当事者が人民檢察院に対して檢察建議又は抗訴の申立ができる3種の状況を、同第2項は人民檢察院の審査期限及び当事者による重複・反

¹⁴ 2012年12月第11回全人大常務委員会第36回会議での最高人民檢察院檢察長・曹建明「民事・行政訴訟に対する檢察の活動実施状況に関する報告」によれば、2008年1月～2012年8月に全国の檢察機関が民事・行政訴訟に対して申し立てた抗訴は5万1201件、法院の再審により結審に至った事件は3万6935件、うち、原判決変更、原審差戻し及び調解による解決は2万7543件、再審後の原審変更率は74.6%であった。また2008年1月～2012年8月に全国の檢察機関が受理した民事・行政訴訟は43万8970件であったところ、再審檢察建議を推進し、抗訴条件をみたす民事・行政訴訟事件について再審手続を開始するよう同級人民法院に提出された再審檢察建議は3万8071件、法院は2万8617件を受け入れ、受入率は75.2%だった(2012年12月26日付法制日報)。

復申立に対する制限を、それぞれ規定する。

1 申立の条件

裁判監督手続の対象には、人民法院が決定する再審と檢察院の抗訴による再審が含まれる。実務では、多くの当事者が、同一の発効した判決・裁定・調解書について、重複申立を行うことがある。人民法院に再審を申立すると同時に、人民檢察院にも抗訴申立することは、往々にして人民法院と人民檢察院が、同一の発効した判決・裁定・調解書について審査を行うことにつながる。これでは、国家機関の重複労働が増えて貴重な司法資源が浪費されるだけでなく、当事者にも不要なコスト負担となる。

そこで本改正では、司法資源をより合理的に配置し、重複申立、多方面による同時審査による弊害を確実に解消し、法律監督の実効性を強化するために、下記規定を追加した。第1に、当事者は、既に法的効力が生じた判決・裁定・調解書に対しては、まず法に従って人民法院に再審申立すべきであり、下記3つの場合のみ人民檢察院に対して檢察建議又は抗訴申立ができる。すなわち、①人民法院が再審申立を却下した場合、②人民法院が期間を過ぎても再審申立について裁定していない場合、③再審の判決・裁定に明らかな誤りが存在する場合、である。上記①については、人民法院への再審申立が既に終わっており、人民檢察院に檢察建議又は抗訴申立しても重複業務にはならない。上記②では、人民法院への再審申立手続が不正常的な遅滞状態にあり、人民檢察院に対する檢察建議又は抗訴申立が監督機能の發揮に有利であり、裁判監督手続の迅速な実施を促進できる。上記③では、再審を迅速に決定して誤りを速やかに正す必要があり、人民檢察院に檢察建議又は抗訴申立することが、当事者の権利保障に有利であり、公正と効率の調和が実現できること、が理由である。

2 審査期限

当事者に対して裁判監督手続の効率に配慮するよ

う求めるとともに、人民検察院に対しても、活動強化と直ちに申立を審査することによって、検察監督の適時性を確保することが求められる。そこで本条第2項は、当事者の申立に対して、人民検察院は3ヶ月以内に審査を行い、検察建議又は抗訴をするかどうか決定しなければならないと規定した。この3ヶ月の審査期限は、検察監督の適時性を保障するために厳格に遵守されなければならない。またこの決定は当事者の申立に明確に回答しなければならない。検察建議又は抗訴をするか否かにかかわらず、期限通りに当事者に明確な回答をし、当事者の申立権を確実に保障しなければならない。

3 重複・反復申立の制限

司法実務では、一部当事者が往々にして1つの発効した判決・裁定・調解書にこだわって不服申立を繰り返す、「終審不終（終審にして終わらず）」状態が生じている。もし裁判監督手続が重複手続ないし反復手続となれば、民事訴訟法律制度の目的に反するのみならず、当事者の利益擁護にも不利となる。当事者が申立した後、人民検察院が既に審査処理を行っている場合や既に検察建議又は抗訴を行うと決定した場合に、再度提出する意味はない。人民検察院が既に検察建議又は抗訴を行わないと決定した場合に、再度の提出を許せば、繰り返し不服申立を行う「終審不終」の不良な結果になり、いずれの場合も法規定に合致しない。そこでこの「終審不終」問題に対処するため、新法では再度、当事者は人民検察院に対して再審に関する検察建議・抗訴申立ができない旨を明記した（新209条2項）。

※参考文献 ①p344～345, ②p341～342, ③p504～506

【人民検察院の調査権】

第210条

人民検察院は、法律監督職責の履行のために検察建議又は抗訴を提出する必要があるれば、当事者又は

その他の者に対して関係状況の調査、事実確認をすることができる。

本条は人民検察院の調査権に関する規定であり、検察機関が法律監督職責を履行するという任務要求に基づくものである。

1 人民検察院組織法第7条によれば、人民検察院はその業務において、事実に基づいて真実を求めることを堅持し、大衆路線を貫徹し、一般大衆の意見に耳を傾け、一般大衆による監督を受け入れ、調査研究を行うこととされている。検察権は、厳粛な国家権力であり、事実に基づいて真実を求めることを堅持した前提で行使されなければならない。民事訴訟においては、主に当事者自身の訴訟上の権利と民事上の権利の自主的コントロールが体现され、国家権力による干渉は慎重でなければならない。裁判監督手続では、人民検察院は、検察建議又は抗訴をするか否かを決定する際に、事件の関連状況を調査・確認する必要がある。

事件の関連状況については、まず当事者が関連情報を把握しているが、事件以外の、紛争に巻き込まれていない他人が状況を把握していることもある。人民検察院は、法律監督職責を正確に履行するために、関連状況について、関係者に対する調査によって理解する必要がある。また、当事者と部外者は、人民検察院の職責を支持し、事実に基づき関連情報を提供しなければならない。

2 本条に基づく調査権行使は、主として発効した判決・裁定・調解書に関する特定情報を理解し、検察建議又は抗訴提起するかどうかの決定が目的である。本条の調査権は、発効した判決・裁定・調解書について検察建議又は抗訴提起のために理解する必要がある状況の具体的範囲を超えてはならず、刑事訴訟における捜査権〔偵査権〕と理解してはならない。人民検察院は、調査権行使にあたって、法を厳守し、検察建議又は抗訴提起に必要な情報だけを理解し、民事訴訟当事者の合法的権益を尊重し、その

保護に留意しなければならない。特に個人のプライバシーや情報安全に関わる問題に対しては、さらに法に従って実行し、関連規定を厳守しなければならない。

※参考文献) ①p345～346, ②p342～343, ③p506～507

【抗訴後の効果】五十、第188条を第211条に変更し、次のように改める。

第211条

人民検察院が抗訴を申し立てた事件について、抗訴を受けた人民法院は抗訴状の受領日から30日以内に再審の裁定を下さなければならない。本法第200条第1号から第5号で規定する状況の一つに該当する場合には、一級下の人民法院に再審させることができる。但し、原審人民法院が再審を行う場合を除く。

本条は人民検察院の抗訴の法的効果と抗訴事件を審理する人民法院に関する規定であり、人民法院が抗訴状を受領すれば、期限通りに再審を裁定する旨だけでなく、どの級の人民法院が再審案件を審理し、特にどのような状況に留意するかについても明確にした。

1 人民検察院は、国家の法律監督機関であり、人民検察院が発効した民事判決・裁定に対して行う抗訴は、必ず再審手続を生じさせる点が、当事者による再審申立との重要な相違点であり、人民法院は、人民検察院からの抗訴を受けた場合には、事件が再審手続に入る裁定をしなければならない。

2007年改正前の第186条には、人民法院が人民検察院の抗訴状を受け取ってから何日間内に再審を裁定するのかについて規定がなかった。2007年改正の際これについて追加を行い、人民検察院が抗訴提起する事件につき、抗訴を受けた人民法院は30日以内に再審の裁定を行うことが明確にされた。実務状況から見れば、2007年に追加された同規定は、抗訴事件

に対する再審の効率向上に有利であり、引き続き実行すべきものであった。

2007年改正の際、抗訴事件を審理する人民法院に関する規定も追加された。すなわち、原則として、抗訴事件を審理する人民法院は、抗訴を受理した人民法院であると同時に原審人民法院の上級人民法院でもある。

この原則にも以下の例外がある。①原判決・原裁定の抗訴を覆すに足る新証拠が存在する場合、②原判決・原裁定で認定された基本事実を証明する証拠が欠如している抗訴の場合、③原判決・原裁定で認定された事実の主要証拠が偽造であることによる抗訴の場合、④原判決・原裁定で認定された事実の主要証拠が質証（反対尋問）を受けていない抗訴の場合、⑤事件審理にとって必要な主要証拠につき、当事者が客観的原因により自ら収集できず、書面により人民法院に調査収集を申し立てても、人民法院がこれを行っていない抗訴の場合であり、いずれの場合も、抗訴を受理した人民法院は、一級下の人民法院に移して再審させることができる。上記5つの状況は、第200条第1項～第5項に規定されている状況に関わり、主として事件の事実問題となる。一級下の人民法院における再審によって事実認定上の誤りが正されることになれば、証拠の調査が容易になる（刑事訴訟法第243条第4項参照）。

2 本改正では、当事者の合法的権益を保障し、監督機能を発揮し、誤りを効果的に正す観点から、2007年改正法をもとに、司法実務を組み合わせるさらに改善されたものである。人民検察院が本法第200条第1号～第5号に規定された状況のいずれかについて抗訴した場合、抗訴を受け付けた人民法院は、一級下の人民法院に移して審理させるにあたり、抗訴の対象となる発効した判決・裁定・調解書が当該一級下の人民法院の再審によって作成されたものかどうかを確認する必要がある。発効した判決・裁定・調解書は、既に当該一級下の人民法院が再審によつ

て作成されたものであれば、当該一級下の人民法院に移して再審させることはできない(本条但書)。

※参考文献 ①p346～347, ②p343～344, ③p507～509

【抗訴状の作成】第 212 条

人民検察院が、人民法院の判決、裁定、調解書に対して抗訴提出を決定した場合には、抗訴状を作成しなければならない。

本条は人民検察院の抗訴において作成すべき抗訴状に関する規定である。

民訴法によれば、第一審普通手続、第二審手続でも、原告・上诉人は、訴状又は上訴状を提出することとされている(第一審簡易手続の場合のみ、原告の口頭による提訴が許される)。人民検察院の抗訴は、法律によって付与される監督権行使の体现であり、その形式として厳粛なものでなければならず、抗訴状の方式によって抗訴すべきものとされた。

この点、旧法では、法的効力が発生した調解書の抗訴について明確に規定しておらず、抗訴状作成に関する規定にも明記されていなかったが、新法は「調解書が国家利益、社会公共利益を害することを発見した」場合を抗訴提起すべき状況の1つとしており(第208条)、これに対応して本条も人民検察院が調解書に対する抗訴決定した場合、抗訴状を作成する旨の規定が追加されたものである。

※参考文献 ①p347～348, ②p344～345, ③p509～510

第 14 督促手続

【督促手続と訴訟手続】五十一、第 194 条を第 217 条に変更し、次のように改める。

第 217 条

人民法院は、債務者の提出した書面による異議を受領した後に、審査を行い、異議が成立する場合には、督促手続を終結する旨を裁定し、支払命令は自

動的に失効する。

支払命令が失効した場合、訴訟手続に移行する。

但し、支払命令の申立を行った当事者が訴訟提起に同意しない場合を除く。

本条は督促手続の終結に関する規定である。

この点、旧法 194 条は「人民法院は、債務者が提出した書面による異議を受領後に、督促手続を終結する旨を裁定しなければならない。支払命令は自動的に効力を失い、債権者は訴えを提起することができる」と規定していたが、本改正では第 1 項に「審査の結果、異議が成立した場合」を追加し、さらに第 2 項も追加した。

1 督促手続は、債権者が提出した一定の金銭、有価証券の給付を目的とする請求に対して、人民法院が債権者の一方的申立だけに基づいて開廷審理は行わずに、直接債務者に支払命令を出す手続である(第 214 条)。督促手続は、当事者双方の直接対立を必要としないが、訴訟手続類似の法的効果を得ることができる。同時に、督促手続は、簡易手続でもあり、債務者を召喚して開廷審理する必要もなく、債権者の申立と証拠について、一方的な形で審査を行うものである。督促手続は、債権債務問題を速やかに解決する上で、迅速性、経済性等の優位性を有するため、大陸法系の国家・地域で広く採用されている。

督促手続は、争いのない債権の実現問題を解決する上で一定の積極的役割を發揮しているが、本改正前に最高人民法院関連部門が調査した結果によれば、中国の多くの地区において督促手続受理件数は減少傾向を示しており、民商事事件に占める割合も年々低下している。このように督促手続適用を選択し、支払命令申立を通じて債権を実現することが少なくなっており、立法が督促手続に期待した利便性、経済性、効率性等の独自の価値が、司法実務において体现されることが困難になっている。

これらの要因としては、第 1 に社会における信用欠如により、約定弁済を免れる目的で債務者が異議

権を濫用し、督促手続の価値が疑われ、当事者が督促手続適用に抵抗感を持っている。調査研究によれば、基層人民法院の法官は、督促手続について、社会の信用欠如により、債務者が真実で誤りがなく争う余地のない債務についても往々にして異議申立をし、督促手続を通じて順調に実現される債権が非常に少ないとしている。

第2の要因は、督促手続の設計が厳密ではなく、訴訟手続との結びつきが弱いことである。旧法規定によれば、督促手続は、債務者の異議申立によって終結された後、自動的に訴訟手続には入らず、債権者が、訴訟手続によって実現しようとするれば、別途訴訟提起する必要があったが、実務で生じている問題から見れば、この規定は合理性に欠けている。債権者が督促手続の部分で、一定の時間・労力を費やす必要がある一方、往々にして債務者の異議権濫用により、督促手続では債権が実現できないため、直接に訴訟提起した場合と比べて、債権者は時間を浪費しただけでなく、訴訟コストも増えることとなる。そのため、督促手続と訴訟手続が結びつくようになることは、当事者の訴訟負担軽減や、背信行為の制約に非常に重要である。

2 そこで関連部門は、督促手続の効能を充分發揮すると同時に、債務者の利益保護のために、督促手続の整備を提案した。

第1に督促手続と訴訟手続を結びつける体制を構築すること、すなわち、督促手続が債務者の異議申立によって終結した後、自動的に訴訟手続に移行することであり、このようなやり方は、ドイツ、日本等大陸法系国家・地域の通例でもある。

なお、人民法院が訴訟手続で審理究明した事実が、支払命令で確定した事実と一致しており、債務者が故意に不実の異議申立をして債務履行を遅らせ、又は督促手続に虚偽証拠を提出して民事訴訟妨害を構成する場合、人民法院は法に従った相応の強制措置を採り、債務者による異議権濫用を回避することが

できる。

第2に、督促手続と執行手続を結びつける体制を構築し、適時に異議提出していない債務者の利益を保護すること。民訴法によれば、期間経過後の異議申立は支払命令の効力に影響せず、人民法院は債権者申立に基づき強制執行を進めることになるが、債務者の債権債務関係に対する異議に実体法上の確かな理由がある場合、異議期間を過ぎただけで適時に申し立てられなかったものについても相応の救済ルートを提供しなければ、債務者にとっては明らかに不公平となる。そこで、督促手続と執行手続を結びつける体制、すなわち、債務者は、法定期間内に異議申立しなかった場合、支払命令が強制執行手続に入った後には執行に異議申立できるとし、執行異議の訴えによって解決されることとした。

3 督促手続を活性化させ、紛争解決においてしかるべき役割を果たすようにするために、本改正では、事件受理の際に手続を分流処理する旨の規定におき、当事者間に争いがなく、督促手続の規定条件に合致した場合、督促手続に移行することができると規定しているが(第133条)、同時に、本条において以下の点を補足した。

第1に人民法院による異議審査である。債務者が人民法院による支払命令を受領した後で異議申立する場合、当事者双方に債権・債務関係について争いが存在することを意味し、人民法院は、債務者の書面による異議申立について審査を行う。審査の結果、債務者が債務自体について異議がなく、ただ、弁済能力の欠如による申立だと分かった場合、人民法院は、債務者の異議を却下する。異議が成立する場合、督促手続の終結を裁定し、支払命令は自動的に失効する。

第2に訴訟手続への移行である。この点、旧民訴法によれば、申立人は督促手続が終結後、なお被申立人に対して債権を主張する場合、当該債権債務関係について人民法院に訴訟を提起することができ、人民法院は当該訴訟に対して普通手続に基づき審理

された。これに対し本条第2項では「訴訟手続への移行」、すなわち、支払命令を申立した当事者は、別途訴訟提起するまでもなく、普通訴訟手続に直接移行することとされた。これにより、督促手続と訴訟手続が順調に結びつき、当事者が別途提訴する手間が省けることになる。

もともと、支払命令を申立する当事者が必ずしも訴訟への移行に同意するとは限らないことを考慮すると、訴訟をするか否かの決定権は当事者自身にあり、督促手続の選択も当事者自身の決定であるから、支払命令申立をした当事者が同意しない場合は、訴訟に移行しない（本条第2項但書）。

※参考文献 ①p351～355, ②p350～353, ③p514～518

〔執行手続〕

第15 執行¹⁵

【執行和解】五十二、第207条を第230条に変更し、第2項を次のように改める。

¹⁵ 民訴法改正の重要課題の一つとされた「執行難」とは、判決等が下されても当事者が履行しない、強制執行手続に入っても判決の内容が実現できないことであり、さらに手続違反の違法な執行が、「執行乱」を生じているとの指摘もある。最高人民法院執行弁公室の統計によると、過去数年間の執行監督案件中、「執行乱」と呼ばれる違法執行等が、全体の72%を占めており、①為すべき執行をしない不作為型、②執行手続の手順が踏まれない公平原則に反した配当等の違法執行型、③別地域の法院による執行手続に対して偽装破産申立・仮装差押えなどによる債務免脱行為に当地の法院関係者らが加担する執行妨害型、④収賄、手続費用の恣意的な徴収などの執行機関担当者の法令・紀律違反型などに分類されている（董兆洪主編「民事執行調査と分析」2005年人民法院出版社103頁。牟道媛「民事執行難と関連制度研究」上海交通大学出版社19～21頁）。これらの理由としては地方保護主義・部門主義のほか、一般に判決手続に比べて執行手続が軽視されていること、法令等の不備、さらには法院の執行関係の設備・人員の質的な問題、債務者自体のモラルや私欲の問題などが指摘されている（前掲・牟8～19頁）。執行難への対策として、2007年民訴法一部改正や司法解釈等により一定の対策が図られてきたが、解決には至っていない。本改正でも一定事項についてさらに整備されたが、抜本的解決には至っておらず（前掲木間他「現代中国法入門」〔第6版〕269頁）、「執行難」「執行乱」問題への対策は今後の強制執行法単独立法化等に委ねられている。

第230条2項

執行申立者が詐欺、脅迫を受けて被執行者と和解協議に合意した場合、又は当事者が和解協議を履行しない場合には、人民法院は当事者の申立に基づき、それ以前に発効した法律文書の執行を回復することができる。

本条は執行和解に関する規定である。

1 執行和解とは、執行過程において、当事者双方が自ら協議して合意に達し、執行員が合意内容を調書に記入し、当事者双方が署名又は捺印した後、債務者が合意の内容に基づいて義務を履行して、執行手続を終結する活動を指し、民訴法の重要な原則の一つである処分権主義に基づくものである。

改正過程における司法部門の指摘によれば、実務において一部の執行申立者は、詐欺、脅迫を受けたことによって被執行者と和解合意に至っている事情がある（例えば、被執行者は資産を故意に隠匿して弁済能力不足と偽り、執行目的物の価値を隠蔽する等して、執行申立者に和解合意を締結するように騙している）。

この点、旧法第207条2項は「当事者の一方が和解合意を履行しない場合には、人民法院は、相手方当事者の申立に基づき、効力が生じた原法律文書の執行を回復することができる。」と規定しており、執行申立者は、詐欺、脅迫を受けたことにより和解合意に達した場合に、元の発効した法律文書の執行手続を回復するためには、自ら人民法院に申立することはできず、相手方当事者、すなわち被執行者が申立を行う必要があるが、これでは執行申立者の権益救済に不利である。

そこで本改正では、執行申立者は詐欺、脅迫を受けたことにより被執行者と和解合意に至った場合についても、人民法院に、発効した原法律文書の執行を回復するよう申立することができる旨の規定が追加され、さらに旧規定の「当事者の一方」「相手方当事者」はともに「当事者」と変更された。執行和解

合意は、当事者双方の共同の意思表示であり、当事者双方について拘束力を有するからである。

2 改正後の新規定は、主に2つの意味を有する。第1に、執行申立者は、詐欺、脅迫を受けたことにより被執行者と和解合意に達した場合、人民法院に、元の発効した法律文書の執行を回復するよう申立することができること。例えば、判決で、甲は乙に対する商品代金20万円の支払が命じられているが、執行過程において、甲が乙に関する私事をもって脅迫したため、乙はやむを得ず甲に10万円支払うとの和解合意を締結した。この場合、乙は、和解合意が脅迫を受けたことにより締結されたものと人民法院に主張して、もとの判決による執行を回復するよう申し立てることができる（すなわち、甲はなお商品代金20万円の支払が求められることとなる）。

第2に、債権者及び債務者を含む当事者は、ともに約定内容に基づき和解合意を履行する。当事者のいずれかが和解合意を履行しない場合も、人民法院は、当事者申立に基づき、発効した原法律文書の執行を回復できる。例えば、債務者が和解合意を履行しない場合、債権者は、人民法院に発効した原法律文書の執行回復を申し立てできる。ただし、債務者が和解合意内容に基づき義務を全て履行した場合、人民法院は、執行結案（訴訟を終結する方式の一種）処理を行い、債権者は、人民法院に発効した原法律文書による執行回復の申立はできなくなる。

※参考文献 ①p371～373, ②p368～369, ③p540～544

【執行法律監督】五十三、一条追加して第235条とし、次のように定める。

第235条

人民検察院は、民事執行活動に対して法律監督を行う権限を有する。

本条は民事執行活動に対する法律監督に関する規定である。

1 民事訴訟に対する法律監督は、国の法律が検察機関に対して付与した重要な職責・権能である。この点、1991年民訴法第14条では、人民検察院は、民事裁判活動に対して法律監督を実行する権限を有すると規定されていたが、同条の「民事裁判活動」に「民事執行活動」が含まれるかについては見解が分かっていた。すなわち、検察監督の対象は人民法院の裁判活動であるが、執行は裁判活動に属せず、人民法院による執行権行使は裁判権の行使ではなく、検察機関は執行活動について監督すべきではないとする見解（消極説）。他方、「執行乱」、「執行難」、「執行の不公正」は現在司法分野において際立った現象であり、法律の権威が深刻に害され、当事者及び第三者の合法的権益が侵害されている。これらの現象が発生する重要な原因の一つが、民事執行活動に対する効果的監督の欠如である。それゆえ民事執行活動に対する監督が必要であり、監督の範囲は、執行員の不作為及び違法犯罪行為に集中すべきとの見解（積極説）。さらに民事執行活動に対する監督は必要だが、何を監督するか、どのような形で監督を行うかについてはさらなる検討を要するとの見解等であった。

中央司法体制改革文書では、民事執行活動に対する法律監督の範囲と手続を明確にすべきであると明記されており、これを受けて最高人民法院、最高人民検察院は「一部地方における民事執行活動法律監督パイロット活動の展開に関する通知」を共同公表している。従って、民事執行に対する監督は、既に実務レベルまで高められており¹⁶、現時点では、民事執行に対して監督をするかどうかの問題よりも、

¹⁶ 前記最高人民検察院検察長・曹建明「民事・行政訴訟に対する検察の活動実施状況に関する報告」によれば、人民法院の執行行為を規律あるものにし、法に基づく執行を支持するため、2011年3月、最高人民検察院と最高人民法院は共同で12の省区市において民事執行活動に対する監督を行うことを通知し、441の検察院がこの対象機関とされたところ、検察機関が受理した執行にかかる訴訟事件は4万1350件、人民法院に発した検察建議は2万8140件、受入率は88%に達した（2012年12月26日付法制日報）。

民事執行手続の特徴と規律に基づき、民事執行監督を如何に実行するかこそが重要問題である。檢察機關の民事執行に対する法律監督を強化することは、民事執行における違法行為を適時に発見して是正し、民事執行における職務犯罪を防止・減少し、「執行難」、「執行乱」問題の解決促進に資する。

2 本条は、人民檢察院は、執行活動について法律監督を実施する権限を有すると明確に規定しているが、同時に新法第 14 条も「人民檢察院は、民事訴訟について法律監督を実行する権限を有する」と変更され、人民檢察院による執行活動に対する法律監督の実行に明確な法的根拠を提供している。

なお、本条は、檢察機關が民事執行活動に対して法律監督を実行することにつき原則的に規定するのみで、監督の範囲、手続、形式、効力等については具体的に規定していないが、その理由は、これらの問題が執行活動を檢察機關がどのように監督するかに関わることを考慮したためである。すなわち、人民法院が執行裁定の方式で行う執行活動もあれば、執行実施で行うもの、執行員の違法・規律違反行為に関わるもの、執行員の能力不足によるもの、さらに地方保護主義や行政干渉に関わるもの等もあり、これらの状況は比較的複雑でその性質も全く同じではない。監督手続は、檢察機關がどのような手段を用いて監督するか、中間監督か事後監督か、どの級の檢察機關が監督を行うか、監督方式として檢察建議それとも其他方式を用いるか等に関わり、監督効力としては、監督意見がどのような法的効果を生じるか、人民法院が檢察機關の提示する監督意見にどのように対処するか、監督の誤りについて法的責任を負うか等に関わる。もっとも、これら具体的問題に関して各方面の意見は一致しておらず、さらなる実務と模索が必要と考えられる。よって、法律がこれらの問題について明確に規定するまでは、最高人民法院、最高人民檢察院が共同公表した「一部地方における民事執行活動法律監督パイロット活動の

展開に関する通知」に基づき実務が行われることになる。

※参考文献 ①p376～377, ②p372～373, ③p547～549

【仲裁裁決執行】五十四、第 213 条を第 237 条に変更し、第 2 項第 4 号、第 5 号を次のように改める。

第 237 条 2 項

被申立人が証拠を提出して仲裁裁決に次に掲げる事由の一つがある旨を証明した場合には、人民法院が構成する合議廷による審査・確認を経て、執行しない旨を裁定する。

(四) 仲裁裁決の根拠である証拠が偽造である場合

(五) 相手方当事者が仲裁機關に対して公正な判断に十分な影響を与える証拠を隠蔽した場合

本条は仲裁裁決の不執行に関する規定である。

この点旧法第 213 条では、仲裁裁決の不執行に対する審査条件が規定され、同第 4 号「事実認定の主要証拠が不足している場合」、第 5 号「適用された法律に明らかな誤りがある場合」とされていた。他方、仲裁法第 58 条でも仲裁裁決取消申立の審査条件が規定されており、同第 4 号「仲裁裁決の根拠である証拠が偽造である場合」、第 5 号「相手方当事者が判断の公正性に影響を与えるに十分な証拠を隠蔽した場合」とされている。人民法院の仲裁裁決不執行申立に対する審査は、仲裁裁決取消申立の審査より広範囲にわたっており合理的でないため、中国の仲裁に関する実情に基づき審査基準を統一すべきとの意見が出され、審議の結果、仲裁法関連規定に基づき、現行法第 213 条に相応の修正が行われたものである。¹⁷

1 仲裁裁決に対する司法審査は、当事者が仲裁裁

¹⁷ 第 2 回審議報告書十項。現行民法 213 条と仲裁法 58 条との要件の齟齬が存在するため、実務上、当事者が証拠の隠滅・偽造を理由に、仲裁判断の取消を申立ることができても、執行の不許を求める段階では証拠が不足するという現象があり、立法の手当が必要と指摘されていた(2011 年 11 月 19 日付法制日報)。

決に対して合理的救済を求め、仲裁員が公正な仲裁を行うよう督促し、法律の統一性を擁護することにも有利である。中国の仲裁司法審査制度は、主として、仲裁裁決取消申立と仲裁裁決不執行の2種類である。

本改正過程では、仲裁裁決の不執行制度は廃止し、仲裁裁決取消制度だけを存置することを提案する一部意見を除いて、全体的には、仲裁裁決取消と仲裁裁決不執行とは、目的、価値等において異なっており、仲裁裁決の執行段階において、被執行者に一定の抗弁権を付与することが必要であり、日本や中国の台湾地区等、一部の国や地域でも、この2つの制度をともに定めており、中国の仲裁裁決不執行制度も存置すべきである、との見解である。

2 しかし、国内の仲裁裁決不執行と仲裁裁決取消の審査基準を統一させるべきであるとの意見も多い。その主な理由としては、

第1に仲裁裁決不執行制度は実体審査基準が厳しく、仲裁の性質と優位性の発揮に影響を及ぼしていること。仲裁は、民間的な特質を有し、仲裁方式によって紛争を解決するのは、当事者の自由意思による選択であり、実体問題を仲裁廷に任せて、その基準に基づき紛争を解決するという当事者意思が体现されている。市場における活動主体が多様化し、社会関係も日増しに複雑になり、紛争が大量に現れている今日、人民法院が依然として訴訟の特性に基づき仲裁の発展がそれと一致するように求めるならば、仲裁について過度な実体審査と関与を行うことになり、仲裁制度の価値と優位性を破壊するのみならず、多元的な紛争解決体制構築を求める現代社会の要求にも明らかに反する。

第2に「事実を認定するための主要証拠の不足」の審査基準では、その内容を正確に、かつ争いなく確定することが困難なこと。すなわち、法官が事件の実体的権利関係について仲裁廷と異なる見方を持ち、従って、仲裁裁決に対して、「事実を認定するた

めの主要証拠の不足」又は「適用法律に確実な誤りの存在」を理由に、執行しないことが散見される。

第3に仲裁裁決不執行は仲裁裁決取消申立と審査事由が異なるため、実務において当事者がこの2つの救済制度を濫用する場合がある。一部当事者が、異なる事由に依拠して、取消と仲裁裁決不執行を相次いで申し立てるため、仲裁裁決は長期にわたって効力が決まらない状態になり、当事者の合法的權益が保障できず、仲裁の名誉と当事者の仲裁に対する信頼感を傷つける一方、紛争解決コストも高くなり、貴重な司法資源が浪費される。

3 各方面の意見を総合し、真摯に検討した結果、改正民訴法は、仲裁裁決の不執行状況に関する第4号を「仲裁裁決の根拠である証拠が偽造である場合」に、第5号を「相手方当事者が仲裁機関に対して公正な判断に十分な影響を与える証拠を隠蔽した場合」に変更した。これにより、仲裁裁決不執行の審査基準はある程度低減され、仲裁裁決不執行と仲裁裁決取消の審査基準が統一されたものである。

※参考文献 ①p378～383, ②p375～378, ③p551～559

【執行通知と強制執行】五十五、第216条を第240条に変更し、次のように改める。

第240条

執行員が執行申立書を受け取り、又は執行書を送付する場合には、被執行者に対して執行通知を発しなければならないが、かつ直ちに強制執行措置を採ることができる。

本条は執行通知に関する規定であり、一部被執行者の財産隠匿・移転行為に対応するため、新法はさらに踏み込んで、直ちに強制執行措置を採ることができる規定とした。

1 1991年民訴法の執行通知に関する規定は、第1項において「執行員は、執行申立書を受け取り、又は執行書の移送、交付を受けた場合には、被執行者

に対して執行通知を発し、その者に指定の期間内に履行するよう命じなければならない。期間を徒過して履行しない場合には、強制執行する。」と規定していた（旧法第216条1項）。これに対して2007年改正の際、被執行者に執行通知を出すことは、被執行者に人民法院が行おうとする執行措置について必要な協力等をするための準備をさせ、執行活動の順調な実施を確保するためであり、文明的な法執行の体现であるが、被執行者が執行通知を利用して債務履行を逃れることを防止する必要もある、との考えに基づき、同条項中に、第2項の内容、すなわち「被執行者が法律文書が確定する義務を履行せず、かつ、財産を隠匿し、又は移転するおそれがある場合には、執行員は、直ちに強制執行措置を講ずることができる。」が追加された（旧法第216条2項）。

2 もっとも、2007年改正後、執行員が直ちに強制執行措置を取れる状況を被執行者の財産を隠匿・移転する行為に法が限定しているのは、依然として執行活動展開に不利であり、債権者の速やかな権利実現の確保にも不利であると司法実務部門から指摘があった。一部事件では、被執行者が財産を隠匿・移転する行為が非常に隠蔽的に行われ、執行員が往々にしてそれらを究明しにくく、債権者からも証明しにくいため、人民法院は直ちに強制措置を取れず、執行のタイミングを見失うことになっていた。他方、一部の意見は、被執行者が財産を隠匿・移転する可能性のある行為に関して、執行員の審査・判断が必要となるが、これもまた執行員が強制措置を怠るための言い訳又は口実に成り得ることから、執行申立者の権益保障に不利である、との指摘もあった。

そこで、執行活動を強化しその効率を高め、執行申立者の権益をより擁護するために、本改正では、同条2項が第1項として合わされ、「執行員は申立執行書又は引渡執行書を受領した場合、被執行者に執行通知を出し、かつ直ちに強制執行措置を取ることができる」となり、指定履行期間に関する規定、及

び執行員が直ちに強制措置を取るための適用前提としての「財産を隠匿・移転する可能性がある」との規定が削除された。

3 新法第240条に基づき、執行員は、申立執行書又は引渡執行書を受領した場合、被執行者に執行通知を出し、かつ直ちに強制執行措置を取り、被執行者の財産について封印、差押え、凍結等を行うことができる（例えば、当事者が発効した判決書に依拠し、人民法院に当事者の相手方が滞納する商品代金50万円の強制執行を申立した場合、執行員は、当事者の申立執行書を受領した後、まず被執行者に執行通知を送付する。同時に、被執行者が所有する機器設備、輸送機器等の財産を発見した場合、被執行者が財産を移転、隠匿し、執行義務を逃れることを防止すべく、直ちにこれらの財産について封印、差押え等の強制執行措置を取ることができる）。

※参考文献 ①p385～387、②p381～382、③p561～564

【執行調査、差押、凍結、振替、換価】五十六、第218条を第242条に変更し、次のように改める。

第242条

被執行者が法律文書により確定された義務を執行通知どおりに履行しなかった場合、人民法院は、関係機関に対して被執行者の預金、債券、株券、基金持分等の財産に関する状況を調査照会する権限を有する。人民法院は、状況に応じて被執行者の財産に対して差押、凍結、振替、換価を行う権利を有する。人民法院が調査照会、差押、凍結、振替、換価を行う財産は被執行者が履行すべき義務の範囲を超えてはならない。

人民法院が財産の差押、凍結、振替、換価を決定した場合には、裁定を下さなければならず、かつ執行協力通知書を発行し、関係組織は必ず処理しなければならない。

本条は金融資産の調査照会、差押え、凍結、振替、

換価に関する規定である。

司法実務で、一部被執行者は銀行預金を故意に隠し、口座番号の提供を拒否し、執行活動を難航させている。そのため、1991年民訴法は、預金の執行措置について特に一箇条規定していた。その後20年余を経て、中国の経済社会生活が大きく変化し、民事主体の取引活動は頻繁に、取引方式も複雑になり、資本市場は徐々に開放され、大きく発展してきた。民事主体が保有する金融資産も預金中心から、債券、株式、投資信託の持分など多種形式が同時に存在する局面に発展した。執行活動の正常な展開を確保するため、民訴法も情勢の発展に適応し、相応の改正をする必要がある。改正民訴法は、既存規定をもとに、本条の適用対象の範囲が拡大され、さらにそれに応じて執行措置が拡張され、同時に、執行協力義務を負う組織が「関係組織」[有关单位]に拡大された。

1 改正後の本条第1項の、人民法院が預金、債券、株式、投資信託の持分等の金融資産に対して強制執行措置を取る権限を有することに関する内容は、下記2点を含む。すなわち、第1にとられる執行措置としては、調査照会、差押、凍結（人民法院が被執行者の預金、債券、株式、投資信託の持分等財産に対して、一定の手続より、被執行者の引き出し、解約、移転、譲渡等を制限する措置であり、通常は銀行等関係組織による協力を必要とする）、振替（人民法院が被執行者の銀行等金融機関にある預金等を強制的にある口座に振り込むことにより、債権者への弁済に充てる措置）、換価（被執行者の債券、株式、投資信託の持分等金融資産について競売、換金又は法律規定による其他方式により、その価値を金額に換算し、これにより債権者への弁済目的を達成すること）がある。

第2に、人民法院が執行措置を取る財産は、被執行者が履行すべき義務の範囲を超えてはならない（例えば、某会社に債務20万人民元の弁済義務を判

決が確定した場合、人民法院が調査照会、差押、凍結、振替、換価を行う預金、債券、株式、投資信託の持分等財産の金額は20万元及び法に従い支払うべき利息に限られ、同金額を上回ってはならない）。

2 本条第2項は、人民法院が金融資産に執行措置を取ることに関する手続の規定であり、下記2点の内容を含む。すなわち、第1に人民法院の預金、債券、株式、投資信託の持分等財産に対する執行措置は、法に従って厳格に実行しなければならない。すなわち、人民法院は、財産の差押、凍結、振替、換価の決定にあたり、裁定を行い、執行協力通知書を発行する。さもなければ、関係組織は、拒否する権利を有する。例えば、人民法院が被執行者の銀行口座預金20万元の凍結を決定した場合、執行員は銀行で預金凍結手続を実行するとき、人民法院が作成した裁定書、及び人民法院の執行協力通知書を提示する必要がある。執行協力通知書には、被執行者の氏名、口座、凍結金額等、銀行が執行に協力する内容が明確かつ具体的に示される必要がある。

第2に、関係組織の執行協力義務につき明確に規定した。すなわち、関連法規定に基づき、一部組織は、顧客に対して守秘義務を負っている。例えば、商業銀行法では、法律に別途規定がある場合を除き、商業銀行は、個人、組織預金に関して、あらゆる組織又は個人による照会、凍結、控除を拒否する権利があると規定されている。これに対して新法第242条で規定される関係組織の執行協力義務が、商業銀行法の除外規定に該当することになる。関係組織が人民法院の裁定書と執行協力通知書を受領しても、なお執行協力義務の履行を拒否した場合（例えば、銀行が預金者と通謀して預金を移転した等の場合）には、人民法院は、当該関係組織を民事訴訟妨害として処分することができる（第114条参照）。

※参考文献 ①p389～392, ②p384～386, ③p568～572

【執行競売】五十七、第223条を第247条に変更し、

次のように改める。

第 247 条

財産が封印・差押された後に、執行員は、被執行者に対して、指定期間内に法律文書で確定された義務を履行するよう命じなければならない。被執行者が期限を過ぎても履行していない場合、人民法院は封印・差押した財産を競売しなければならない。競売に適さない又は当事者双方が競売を行わないことに同意した場合には、人民法院は関係機関に換金を委託するか又は自ら換金を行うことができる。国家が自由売買を禁止している物品につき、国家の定める価格で関係機関に買い上げさせることができる。

本条は封印・差押された財産の競売、換金に関する規定である。

1 この点、旧法第 223 条は「財産が封印・差押された後に、執行員は、被執行者に対して指定期間内に法律文書が確定した義務を履行するよう命じなければならない。被執行者が期間を過ぎても履行していない場合、人民法院は、規定に従い、封印・差押された財産を関係組織に引渡して競売又は換金させることができる。国家が自由売買を禁止する物品につき、国家の定める価格で関係組織に買い上げさせることができる。」と規定していたが、対比すれば分かるように、主な改正点は、競売優先原則が規定されたことである。すなわち、旧法規定の「競売又は換金」に基づけば、財産が封印・差押された後、被執行者が期間を過ぎても義務を履行しない場合、人民法院は競売にかけることも、換金することもできる。これに対し、新規定によれば人民法院は、まず封印・差押された財産を競売にかけるべきであり、競売に適さないか又は当事者双方が競売にかけないことに同意した財産についてのみ、人民法院は換金処理をすることができる。一般に封印・差押された財産は優先的に競売の方法で処分されることを考慮し、権利者の権利を最大限に実現するために、同規定を改めたものである（立法過程では主に最高人民

法院の意見が採り入れられた）。

2 本条は、公開性、公平な競争性を重視して競売優先原則を掲げながらも、その厳格性から費用面・時間面でのデメリット等に鑑み、下記のような理由で例外を定める。すなわち、本条中段について、最高人民法院・人民法院の「執行活動若干問題に関する規定（試行）」第 46 条 2 項の内容と基本的に一致するものとみることができ、司法解釈の内容を肯定・吸収したものである（江必新主編「新民事訴訟法理解適用と実務指南」947～8 頁）。実務においては品質保持期間が短くすぐに処理する必要がある財産など、競売に適さない財産がある。当事者にもより迅速な財産処分と債権の実現を希望するものもある。それゆえ、競売に適さないもの又は当事者双方が競売を行わないことに同意した財産については、自ら換金する。司法実務では、もし当事者双方が主体的に差押財産の換金を申し立てし、又は人民法院からの意見徴求に対して当事者双方が直接の換金に同意した場合、当事者の処分権を尊重しなければならない、直接換金を実行するものである（前掲江必新編著 948 頁）。

※参考文献 ①p397～400, ②p391～392, ③p579～584

[涉外民事訴訟手続の特別規定]

第 16 涉外民事訴訟手続の特別規定

【涉外合意管轄，応訴管轄】五十八，第 242 条，第 243 条は削除する。

本改正では涉外事件の合意管轄・応訴管轄に関する特則を削除し，国内民事訴訟の合意管轄（新法第 34 条），応訴管轄（新法第 127 条 2 項）との区別が撤廃されたものである（奚晓明・張衛平「民事訴訟法新制度講義」2012 年 9 月人民法院出版社 423 頁）。

【涉外送達期限】五十九，第 245 条は第 267 条に変更し，第 6 号を次のように改める。

第 267 条

(六) 受送達者の所在国の法律で郵送による送達が許可されている場合、郵送による送達ができる。郵送日から満3ヵ月経過し、送達証明書が返送されなくても、様々な状況に基づき、既に送達されたと認定できる場合、期間満了日に送達が完了したものとみなす。

・第6号の次に一号追加して第7号として次のように定める。

(七) ファクシミリ、電子メール等、受送達者の受取が確認できる方法による送達

・第7号を第8号に変更し、次のように改める。

(八) 上記の方法による送達ができない場合、公告送達を行い、公告日より満3ヵ月を経過すれば送達があったものとみなす。

本条は中国領域外への訴訟文書の送達方式に関する規定である。

中国領域内に住所のない当事者に対しては、その所在国及びその本人の状況によって、特別な訴訟文書の送達方式について規定する必要がある。

1 第6号について

受送達者所在国の法律が、郵送送達を許している場合、郵送送達することができる。この方式を用いる前提条件は、受送達者所在国が郵送送達に反対しないことであり、この場合にのみ、訴訟文書を受送達者に直接郵送することができる。郵送送達方式では、訴訟文書が何時受送達者に送達したかを確認しにくいことがあるため、旧法245条第6号「受送達者の所在国の法律で郵送による送達が許可されている場合、郵送により送達することができる。郵送日から満6ヵ月が経過して送達証明書が返送されなくても、各状況に基づき既に送達されたものと認定するのに足りる場合には、期間満了日に送達されたものとみなす。」と規定されていたところ、本改正では、訴訟効率の向上を図るために郵送送達の期間を短縮し「郵送日から満6ヵ月」を「郵送日から満3ヵ月」

に変更した。¹⁸¹⁹

2 第7号について

ファクシミリ、電子メール等受送達者の受領を確認できる方式による送達であり、本改正で新たに追加された内容である。民訴法規定の従来の送達方式は、直接送達、留置送達、委託送達、郵送送達、気付〔転交〕送達、公示送達の6種類あるところ、そのうち、直接送達が、最も基本的な送達方式である。

¹⁸ ハーグ送達条約第15条1項：訴訟手続を開始する文書又はこれに類する文書が送達又は告知のためこの条約の規定に基づき外国に転達された場合において、被告が出頭しないときは、

(a) その文書が、受託国において作成される文書その国の領域内にいる者に送達し若しくは告知するためその国の法律で定める方法により、送達され若しくは告知されたこと又は

(b) その文書がこの条約に定める他の方法により、被告に対し若しくはその住居において実際に交付されたこと。及びこれらのいずれかのこととともに、当該送達、告知又は交付が被告の防御のために十分な期間を置いて行われたことが立証されるときまで、裁判所は裁判を延期する。2項：各締約国は、自国の裁判所が、送達、告知又は交付の証明書を受理していない場合においても、次の全ての条件が満たされるときは、前項の規定にかかわらず裁判をすることを宣言することができる。

(a) 前項の文書が、この条約に定めるいずれかの方法によって転達されたこと。

(b) その文書の発送の日から、当該裁判所が事件ごとに適当と認める6ヶ月以上の期間を経過したこと。

(c) すべての妥当な努力にもかかわらず、受託国の権限のある当局から証明書を入手することができなかったこと。

3項：本条の規定は、裁判所が緊急の場合に、仮の処分又は保全処分を命ずることを妨げるものではない。

¹⁹ 本条第6号に関して郵送送達期間を「3ヵ月」に変更すればハーグ送達条約（以下「ハーグ条約」という。）と衝突するとの指摘もあったが、検討の結果、同条約とは衝突しないとされた。その理由は、①ハーグ条約では、郵送送達の期限、具体的手続についてどのような強制的規定もなされていない。②ハーグ条約第15条の「6ヵ月以上の期間」との要求は、郵送送達に対するものではなく、さらに郵送送達期間を限定するものでもなく、同条約で規定される方式（すなわち、中央機関による送達）で送達したが、送達証等送達交付証明書を受領しておらず、被告が出頭していない場合、法官は、文書の発送日から6ヵ月以上の適当な期間が満了したと認めれば、判決をすることができることを意味し、その主旨は、発送日から判決までの期間を定めることである。③本条第6号によれば、「発送の日から満3ヵ月」の期間が満了した場合、人民法院は「送達と認める」ことができるが、判決したわけではない。同時に「各種状況に基づき、既に送達したと認めることができる」との規定により当事者の手続権を十分保障することができること、からである。

本改正過程では、現在社会において情報技術が急発展しており、ファクシミリ、電子メール等近代技術による送達方式について規定する必要があるとの意見があり、また2006年最高人民法院「涉外民事又は商事事件の司法文書の送達問題に関する若干の規定」第10条でも「ファクシミリ、電子メール等受領を確認することができるその他適当な方式」によって訴訟文書を送達する旨を明確にされていた。ファクシミリ、電子メールでの送達について、司法実務で初歩的試みがなされ、さらに一定の経験が蓄積されており、特に現在のインターネット普及により、人民法院が電子メール方式によって文書を送達する基本的条件を備えていることに鑑み、民事訴訟手続でのファクシミリ、電子メール等の送達方式の利用は実行可能性を有すると考えられたものである。

3 第8号について

公示送達は、その他の方式が利用できない場合のみ使用するものであり、通常は受送達者の住所不明又は行方不明の状況下で適用される。一般的方法として、送達する訴訟文書を公示として作成し、人民法院の公示欄に貼り出し、中国の海外向けに発行する新聞紙に掲載する。公示3カ月の法定期間が満了すれば、当該訴訟文書の内容が既に受送達者に送達されたものとみなされる。

この点、旧法245条第7号は「前各号に定める方式により送達することができない場合には、公示送達する。公示の日から6か月が経過した場合には、送達されたものとみなす。」と規定していたが、本改正では「公示の日から満6か月」を「公示の日から満3か月」に変更した。上記のとおり公示送達は人民法院が本条規定におけるその他送達方式を使い尽くした後に採用する送達方式であるため、公示送達期間を短縮し、「満6か月」を「満3か月」にすることにより訴訟効率を高めるべしとの提案に基づくも

のである。²⁰

※参考文献 ①p426～431, ②p420～424, ③p622～629

【涉外財産保全】六十、第26章「財産保全」は削除する。

この点、涉外財産保全について旧法第250条は「人民法院が訴え提起前の財産保全を許可する旨を裁定した後は、申立人は、30日以内に訴えを提起しなければならない。期間を徒過して訴えを提起しない場合には、人民法院は、財産保全を解除しなければならない。」と規定し、国内訴訟財産保全に関する旧法第93条3項の「15日以内」とは異なる処理であった。本改正により国内訴訟と涉外訴訟の保全はともに新法第101条3項「人民法院が保全措置を講じてから30日以内に、申立人が法律に基づいて訴訟提起又は仲裁申立をしない場合には、人民法院は保全を解除しなければならない。」の規定が統一的に適用されることとなった（奚晓明・張衛平「民事訴訟法新制度講義」2012年9月人民法院出版社432頁）。

第3章 おわりに～中国法整備支援の視点から

第1 国際協力機構の法整備支援

1 独立行政法人国際協力機構（JICA）は、全人代常務委員会法制工作委员会をカウンターパート機関

²⁰ 本条第8号に関して公示送達期間を「6か月」から「3か月」にすればハーグ条約と衝突するとの指摘もあった。しかし検討の結果、同条約とは衝突しないとされた。その理由は、①ハーグ条約第1条第2項で「この条約は、文書の受送達者のあて先が明らかでない場合には、適用しない」と明確に規定されており、これは、ハーグ条約が公示送達の具体的問題については規定しないことを意味し、公示期間の長さはハーグ条約の適用問題には関わらない。②一部国家での公示送達期間の例も6か月より短い[例えば、日本では内国公示送達期間は2週間（日本民訴法第112条1項）、外国においてすべき公示送達期間は公示の日から6週間（同条2項）である]。③現代の情報媒体発展により、当事者が公示媒介を通じて情報を獲得する周期が大きく短縮し、特に訴訟全体において、異なる段階で複数回の送達が必要になること等が考慮され、訴訟効率を高めるために「6か月」を「3か月」に変更できると考えられたものである。

とする法整備支援事業「民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト」(2007年11月～2010年10月), および国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」(2010年6月～2013年10月)を採択実施し, これに基づき学識経験者, 法曹・法律実務家からなる国内研究会を組織して国別研修・現地セミナー等を準備・開催し, 中国民法改正の準備作業等に対して日本法関連の知見を提供してきた。²¹その具体的内容等は次の通りである。²²

【中国民法改正関連での訪日研修・現地セミナー】

訪日 研修	2007年 11月	中国における民法改正の課題 日本の民事訴訟法 日本の1996年民事訴訟法改正 証拠(日本の場合, 日中比較分析) 裁判実務と簡易手続(日本の場合, 日中比較分析) 公益訴訟(日本の場合, 日中比較分析)
----------	--------------	--

²¹ 上記研修・セミナーの他にも, ①2009年9月21, 22日に清華大学法学院手続法研究センター主催, 中国法学会民事訴訟法研究会, 法務省法務総合研究所, 在中国日本国大使館, JICA, 財団法人国際民商事法センター他の後援にて「中日民事訴訟法の制度と理論の比較」国際研討会(中方:張衛平教授, 湯維建教授, 宋朝武教授, 李浩教授, 王亜新教授, 齊樹潔教授。日方:竹下守夫教授, 谷口安平教授, 上原敏夫教授, 山本和彦教授, 松下淳一教授, 三木浩一教授, 池田辰夫教授, 垣内秀介教授, 金春講師他)が, また②改正民法成立直後の最初の国際シンポジウムとして2012年9月7日に清華大学手続法研究センター及び現代アジア法研究会共催, JICA 後援の「中日民事訴訟法改正比較研討会」(中方:張衛平教授, 王亜新教授, 李浩教授, 肖建国教授。日方:三木浩一教授, 王晨教授, 村上幸隆教授他)が, 全人代法工委民法室及び最高人民法院関係者らの参加により, 日中国交正常化40周年記念事業として行われている。

²² 中国法整備支援事業の経緯と具体的な取組み状況及び中国民法改正の内容に関して国内研究会委員(上原敏夫委員長, 三木浩一委員, 金春委員, 江藤美紀音委員)及び現地専門家による特別座談会について, 論究ジュリスト2013年春号210頁以下「中国への法整備支援事業の現状と課題—民事訴訟法の全面改正」ご参照。

2008年 5月 ※民訴 法・仲裁 法対象	保全・執行実務 日本の民事保全法 日本の民事執行法 民事執行・民事保全法の立法経緯 日中民事執行・保全制度の比較検討
2008年 11月	管轄, 弁論準備手続 調停 附帯私訴 控訴 上告 再審 挙証責任
2009年 11月	証拠収集の強制力と証明妨害 人事訴訟・家事審判 当事者主義, 職権主義, 手続保障(①訴えの提起と訴訟の終局, ②弁論と証拠調べ)
2010年 10月	証拠 第二審, 裁判監督手続 多数当事者訴訟, 簡易手続 証拠申出期限, 証拠交換 調停, 執行・保全 消費者団体訴訟の動向
2012年 1月	非訟事件手続法・家事事件手続法 不動産登記制度 公害環境訴訟 日本の消費者保護制度 中国民事訴訟法改正案検討 仲裁実施状況(日本商事仲裁協会)

現地 セミ ナー	2008年	証拠制度
	3月	簡易訴訟手続
	北京	上訴審・再審
	短期 専門家	上原敏夫教授，池田辰夫教授， 三木浩一教授，垣内秀介准教授
	2009年	訴訟参加者
	5月	上訴審請求範囲
	北京	判決の法的効力 送達制度
	短期 専門家	三木浩一教授，松下淳一教授， 山本和彦教授
	2011年	受理・送達
	11月 福州	第三者による訴訟取り消し 調停と和解の執行 二審手続当事者と訴訟請求変更 及び差戻審 書証提起命令
短期 専門家	三木浩一教授，垣内秀介准教授	

※中国常駐の長期派遣専門家は弁護士住田尚之氏（2008年4月8日～2010年10月31日）及び弁護士白出博之（2011年1月11日～2013年10月31日）である。

2 訪日研修・現地セミナーでは、当初は中国側が主眼とする民訴法改正の事前の基礎研究テーマが、また2011年10月の第1次草案審議以降は個別具体的な改正論点を念頭に置いたテーマが設定され、中国側が予め作成した質問内容を踏まえた講義・質疑応答が研究会形式で実施されている。また抽象的な法律論だけでなく、司法実務についても実務家との意見交換や裁判所視察等を通じて理解が深められていたところ、取り扱われた内容は、研修・セミナー終了後にレポートに正確に取りまとめられ、全人代法制工作委員会の内部関係者間で共有されており、研修・セミナーで扱った内容につき理解を深めている。

ることが確認されており、²³これまで提供してきた日本法関連の知見が中国民訴法の改正作業を進める上で基礎とされたことは明らかである。

3 特に全人代法工委民法室作成のレポート類は、改正法成立後に『民事訴訟法立法背景と観点全集』（全人代法工委民法室編 2012年9月・法制出版社。以下「文献④」という。）としても公表されているが、実際には研修・セミナーで取り扱われた具体的論点及びそれに関する日本法関連制度が多数紹介されており、さらに全人代法工委民法室が刊行している改正民訴法に関する条文注釈書（前掲参考文献①～③）の記載と照合すると、中国民訴法改正作業に法整備支援の協力内容が活用されたことをうかがい知ることができる。

本改正による新しい制度で、日本法の影響が認められる主要なものは以下の通りである。

（1）公益訴訟（第55条） [文献①74頁，文献

③109頁。文献④302頁「いくつかの国家・地区の公益訴訟の関連制度」，また同332頁「日本消費者団体訴訟の関連状況」は2010年10月実施訪日研修のレポート，さらに同249頁「日本不動産登記，環境公害訴訟と民事執行制度の関連状況」は2012年1月実施訪日研修のレポート]

（2）第三者取消の訴え（第56条3項） [文献④

339頁「訴訟外第三者権益保護の民事訴訟制度」，また同260頁「日本民事訴訟法の提訴受理，送達，書証提出命令，調停，執行和解，

²³ JICA 公共政策部 2010年6月作成の「中国民訴法・仲裁法改善プロジェクト終了時評価報告書」8頁以下参照。開発援助機関 JICA による評価視点からは、法整備支援プロジェクトについては、法律がどのように改正されたか、法曹実務者の人材育成が進んだかということに加えて、法律改正や法曹の人材育成が進んだことによる開発インパクトが把握されなければならず、その場合には支援の結果と社会状況の変化との因果関係の説明が求められる。上記報告書15頁では、今後の中国民事訴訟法，中国仲裁法改正作業において比較法的観点から有益な視座を与える点で、「本プロジェクトは、今後の中国との法整備分野の協力に対して大きな正のインパクトを与えた」と評価している。

二審手続, 第三者取消の訴え制度の関連状況」は2011年11月実施福州現地セミナーのレポート]

(3) 証拠の種類 (第 63 条) [文献①95 頁, 文献③140 頁。文献④388 頁「電子証拠の初歩的研究」, また同 223 頁「中日民事訴訟法国際研討会簡報」は2008年3月実施北京現地セミナーのレポート]

(4) 証拠提出の責任 (第 65 条, 66 条) [文献④223 頁「中日民事訴訟法国際研討会簡報」は前同, 同 357 頁「いくつかの国家と地区の証拠失権制度の関連状況」, また同 420 頁「日本の民事訴訟争点及び証拠整理手続」は2010年10月実施訪日研修のレポート]

(5) 訴訟提起前の証拠保全制度 (第 81 条) [文献④366 頁「民事訴訟の証拠保全制度」]

(6) 差置送達 (第 86 条) [文献④608 頁「日本民事訴訟の判決の効力と送達制度」は2009年5月実施北京現地セミナーのレポート]

(7) 電子送達 (第 87 条) [文献①138 頁, 文献③204 頁]

(8) 行為保全 (第 100 条) [文献①154 頁, 文献③229 頁]

(9) 応訴管轄 (第 127 条) [文献①210 頁, 文献②212 頁, 文献③311 頁。また文献④619 頁「日本民事訴訟の管轄の関連状況」は2008年11月実施訪日研修のレポート]

(10) 手続分流 (第 133 条) [文献①216 頁, 文献③320 頁。また文献④285 頁「日本民事調停制度」は2008年11月実施訪日研修のレポート, 同 289 頁「日本の調停と執行制度」は2010年10月実施訪日研修のレポート, 同 420 頁「日本の民事訴訟争点及び証拠整理手続」は前同]

(11) 裁判文書の公開 (第 156 条) [文献①254 頁, 文献③375 頁。文献④597 頁「いくつかの国家と地区の裁判文書公開について」]

(12) 簡易手続の適用 (第 157 条) [文献①258 頁, 文献③382 頁。文献④442 頁「民事簡易手続の研究報告」, また文献④483 頁「日本の簡易裁判所の訴訟手続規定について」は2008年3月実施北京現地セミナーのレポート]

(13) 第二審の審理方式 (第 169 条) [文献④260 頁「日本民事訴訟法の提訴受理, 送達, 書証提出命令, 調停, 執行和解, 二審手続, 第三者取消の訴え制度の関連状況」は前同]

(14) 督促手続と訴訟手続 (第 217 条) [文献①353 頁, 文献③516 頁。文献④615 頁「日本民事訴訟法の期間, 督促手続と強制措置の関連規定」]

(15) 執行和解 (第 230 条 2 項) [文献④260 頁「日本民事訴訟法の提訴受理, 送達, 書証提出命令, 調停, 執行和解, 二審手続, 第三者取消の訴え制度の関連状況」は前同]

(16) 仲裁判断不執行 (第 237 条 2 項 4 号・5 号) [文献①381 頁, 文献③555 頁。2012年1月実施訪日研修にて検討]

第2 結語にかえて

なお, 本稿は, 中国民訴法の改正決定を受けて, 2007年以降行ってきた中国法整備支援の成果を振り返るとともに今後の協力の在り方を模索・展望するための総括シンポジウム(当初予定では2012年11月末開催)のために準備してきたものである。

法務省法務総合研究所国際協力部におかれては, 上述の各訪日研修・現地セミナーに関する細心周的な準備・実施だけでなく, 本稿発表の貴重な機会を与えていただいたことに対しても心から感謝を申し上げます。

以上 (しらで ひろゆき)

～ 国際研修 ～

第 42 回ベトナム法整備支援研修 ～刑事訴訟法等改正及び刑事司法実務の改善～

国際協力部教官
松 本 剛

第 1 はじめに

2012 年 12 月 10 日（月）から同月 18 日（火）までの間、第 42 回ベトナム法整備支援研修を行った。本研修は、JICA「法・司法制度改革支援プロジェクト・フェーズ 2」（2011 年 4 月～2015 年 3 月）の枠組みで実施され、ベトナム最高人民検察院（Supreme People's Procuracy, 以下「SPP」という。）のチャン・フック・トイ副長官を団長とする総勢 15 名が研修員として参加したものである。本研修の研修員名簿及び詳細日程について末尾に添付した資料を御参照されたい。

第 2 背景

ベトナムでは、1990 年代後半から司法制度改革に取り組み、2005 年には、ベトナム共産党中央委員会政治局が、法・司法制度整備に関する 2 つの決議（「法制度整備戦略〔第 48 号決議〕」及び「司法改革戦略〔第 49 号決議〕」）を採択し、同決議に基づく司法制度改革を推進中である。これらの決議には、ベトナムの実情を踏まえた上で、諸外国の法律システムを選択的に取り入れ、一貫性、統一性のある法律システムを構築すること、訴訟当事者による公判での弁論活動を強化した改正刑事訴訟法を制定すること、人民裁判所や人民検察院を含む司法機関の組織や権限を明確化し整備すること、各捜査機関の再編成に向けた研究を進めること等が盛り込まれている。

ベトナムは、日本が、明治時代、西欧諸国から法制度を移植し、これに成功して独自の法文化を形成していること、戦後、刑事訴訟において職権主義から当事者主義へと移行し、現在では、当事者主義を基調としつつも職権主義的要素を随所に取り入れて刑事司法活動を円滑に遂行していることなどから、日本の制度を参考にしつつ自国の刑事司法制度の改革に取り組みたいと考えているところ、今般、刑事訴訟法等の刑事関係法令を所管する SPP から、これらの法令の改正や刑事司法実務改善を含めた刑事司法制度改革を推進する上で、日本の刑事司法活動の実情を学びたいとの要望があったことから、本研修の実施に至ったものである。

第 3 カリキュラム

本研修のカリキュラムは主に、

- ・日本の捜査機関（検察・警察）の組織及び業務及びそれぞれの関係
- ・日本における刑事手続の流れ（模擬裁判の実施を含む。）
- ・ベトナム刑事司法改革の課題

等に焦点を当てたものであった。これらのテーマは比較的基本的・普遍的なものといえるが、今回は、研修員の約半数が前記 JICA プロジェクトにおいて「先進的な取組を行う地区」（Advanced Activity Area）に指定されているハイフォン市人民検察院の

関係者、すなわち中央機関ではなく地方における第一線の現場で働いている検察官らであったことから、これまで主に現地において長期専門家が彼らに対し情報提供してきた日本の制度の実情について、その目でつぶさに観察し、理解を深める機会として利用してもらうことに重点を置いたカリキュラムとしたものである。

各講義において、研修員は皆一様に熱心にメモを取りつつ聞き入っており、質疑応答・討論の時間には活発な議論が行われていた。また、模擬裁判で役を割り当てられた者は真剣に参加し、積極的に自らの意見を述べていた。以下、その内容の一端を紹介する。

第4 研修内容の概要

(1) 日本の検察組織について（特に高検、最高検の役割）

最高検察庁の赤根智子検事を講師に迎え、日本の検察組織の概要に関する講義を実施した。現在、ベトナムでは検察院組織法の改正が予定されており、SPPの組織を一部分離・独立させ、SPPと省級検察院との間に「高級検察院」（我が国でいえば高等検察庁に相当するもの）を新たに設立する運びとなっていることから、ベトナム側の興味関心は主に高等検察庁の組織や業務、特にその管轄内にある地方検察庁への指揮監督の在り方について集中し、活発な質疑応答が行われた。

(2) 日本の検察官の業務について

日本の検察官の業務に関しては、齋藤隆博法務総合研究所研修第二部長（前東京地検特捜部副部長）による「検察における独自捜査」と題する講義と、小職による「刑事事件の捜査・公判以外の検察官の業務について」と題する講義を実施した。

ベトナムの検察官は、司法機関の幹部が犯した司法活動侵害罪についてのみ捜査権を有し、かつ、その捜査権はSPPのみに認められているため、地方の

人民検察院が我が国の地検特捜部と同様の捜査活動を行うことはない。そのため、現在、検察院の捜査権限の拡大・強化の議論がなされていることともあいまって、ベトナム側は特捜部の独自捜査の在り方について強い興味を示し、講師に対し、ベトナムに比べるとはるかに短い逮捕・勾留期間の中で適切に捜査を遂げるための留意点や、他の捜査機関との関係、あるいは特捜部の有する強大な権限をどのように上位機関がコントロールしているのか等について質問がなされた。

(3) ベトナム側プレゼンテーション

ハイフォン市人民検察院のクアン長官から、ベトナム刑事訴訟法改正の実情及び問題点をテーマとするプレゼンテーションが行われた。前述の赤根検事や齋藤部長を始めとする検察幹部も聴講し、盛況であった。

なお、同プレゼンテーションで使用された「ベトナム刑事訴訟法改正に関しての実情及び問題点」と題するレジュメは、今後のベトナム刑事訴訟法の改正の方向を把握するための貴重な資料である。西岡剛長期専門家による仮訳を本稿末尾に添付するので、是非御参照されたい。



プレゼンテーション

(4) 模擬裁判

我が国の刑事裁判の一連の流れを外国人に理解してもらうことは、実は難易度の高い作業である。机上の説明だけでは具体的なイメージが湧きにくく、

法廷傍聴のみでは、時間の制約及び使用言語の問題があるため、最初から最後まで見て理解することは事実上難しい。

そのため、本研修においては、終日かけて模擬裁判及びその解説を行い、我が国の手続に関する理解を深めてもらうこととした。

この模擬裁判はコンビニ強盗致傷事案を題材にとったものであり、被告人役を含む複数の配役をベトナム人研修員に依頼した。研修員たちは、来日後に初めてシナリオに目を通したことから、進行が円滑にいくかどうか若干懸念があったが、ふたを開ければ皆役になりきって熱演していただき、全く無用の心配であった。

結審後、評議は省略し、裁判官・裁判員役の研修員が、一人ずつ順次意見を述べるという形で評決を行った。誌面の関係上、それぞれの意見を個別に紹介することはできないが、有罪意見・無罪意見ともに、模擬記録作成者の小職が想定したポイントが細かく押さえられており、国は違えども法律家として着目する事実認定上のポイントは同じなのだという当然のことを改めて認識させられた。具体的に述べると、本件は、被害者の目撃供述（ただし、「被告人は犯人とよく似ている。同一人物だと思う。」程度のもの）があるほかは、間接事実積み上げ型の証拠関係となっていたが、例えば、無罪意見の理由として、

「被害者は被告人の顔を法廷で見て、被告人と犯人とは同一人物だと思う旨証言したものの、被害者は被害現場で犯人の顔をちらりと見ただけであり、かつ、被告人が（一般に同一性の認識が難しいとされる）外国人であることも考えると、そこまできちんと人定を識別することができるのかどうか疑問があり、この証言だけでは被告人が犯人であると決めつけることはできない。また、被告人と同じアパートに居住する住人は、事件発生直後頃の時間帯に被告人がオートバイに乗って帰宅してきた物音を聞いた旨証言したものの、隣のアパートにもオートバイを

利用する住人が居住しており、証人も被告人のオートバイと隣のアパートの住人のオートバイの音との区別がつかないことを認めている以上、そのことをもって、この時間帯に被告人が帰宅してきたと断言することはできない。」等々の指摘がされるなど、証拠構造を踏まえた分析・発言がなされていたことが一例として指摘できよう。

なお、評決の結果は無罪7名、有罪2名で被告人は無罪となり、判決宣告の直後、自然に沸き上がった大拍手の中で被告人役の研修員が弁護人役と抱き合うという感動的な光景をもって模擬裁判は幕を閉じた。

模擬裁判終了後は、各手続を振り返りつつ、日本の刑事手続の解説を実施した。研修員からは、必要的弁護事件とそうでない事件とはどのように区別されているのか、検察官は弁護人及び被告人の弁論・意見陳述になぜ反論しないのか¹、召喚状を発付されてもなお証人が出頭しない場合（所在不明を含む。）はどうするのか、公判前整理手続の目的や具体的な手順はどのようなものか等々について次々と質問が寄せられた。

(5) 日本警察の組織・捜査について

警察庁刑事局刑事企画課の小林千秋警視を講師にお迎えし、日本警察の組織・捜査に関する講義を実施した。銃器や薬物に関する規制やこれらに関連する犯罪の捜査、あるいは官民一体となった犯罪予防活動の推進活動等に関する質疑がなされ、また、検察と警察との関係に関する質問もなされた。

(6) 全体討論

慶應義塾大学法科大学院講師の高畑満弁護士と、東京大学大学院法学政治学研究科の大澤裕教授のお二人を講師に迎え、「ベトナム刑事司法改革の課題について」というテーマで、終日かけて全体討論を行

¹ ベトナムでは、検察官は、弁護人及び他の訴訟参加人の意見に対して必ず反論（自己の立場の提示）をしなければならないとされている（ベトナム刑訴218条1項）。

った。高畑弁護士には主に弁護権の強化に係るテーマを、大澤教授には主に証拠及び証拠による事実認定に係るテーマを取り上げていただき、それぞれ短時間の講義の後、研修員との間で討論・質疑応答を行った。

研修員からは、日本の刑事弁護人が負う誠実義務と真実義務との関係や、弁護人が独自に証拠を得た場合の我が国における取扱い、我が国に司法取引制度のない理由、秘密交通権と立会権の扱いに関する両国の相違点等についての質疑応答がなされ、また、我が国における職権証拠調べ制度（及び検察側に補充立証を促す裁判所の運用）とベトナムにおける記録返却制度の趣旨・性質の異同点等についても大変興味深い議論が繰り広げられた。特に後者については、ベトナム側から、ベトナムにおける記録返却制度は日本の裁判所が検察官に対して補充立証を促すのとほとんど同じ機能を持つこと、また、同制度の趣旨の一つは、裁判所が違法収集証拠を発見した場合に、検察院に記録を差し戻し、その違法を取り除き、是正した上で再起訴が可能かどうかを判断させる点にもあること等の指摘がなされたことは、日本側が同制度の意義を理解する上で押さえておくべき重要なポイントであろうと思われる。



全体討論の様子

(7) その他

その他、東京地方裁判所における法廷傍聴や、科学警察研究所訪問などのカリキュラムをこなした。

第5 終わりに

トイ団長以下総勢 15 名の研修員は、どの講義においても積極的かつ熱意をもって参加しており、質疑応答も活発で、大変密度の濃い時間を過ごした様子であった。特に、全体討論で見られたような、研修員と講師との間で高度に理論的な議論を行う場面などは、正に専門家同士の真剣勝負の意見交換と呼ぶにふさわしく、大変見応えのあるものであった。

本研修で研修員が得た知見が、今後、具体的にどのようにベトナム刑事司法の改善に生かされるのかは現時点では不明であるが、その後、本研修に参加したハイフォン市人民検察院のクアン長官が改正刑事訴訟法の起草委員の一人に選出されたという報がもたらされたことなどに鑑みても、本研修の成果が直接、改正刑事訴訟法のドラフトに反映される可能性は高く、将来的に大きな成果が期待されると言っても差し支えないであろう。

また、これは別の視点となるが、本研修に関しては、事後的に研修員に対して実施したアンケートによれば、研修員自身が参加した模擬裁判について特に有益であったとする声が高かったことも特記しておくべき事項と思われる。今後、研修を受け入れる日本側としても、伝統的な講義形式の研修のみならず、こうした参加型の活動をますます充実させていくことで、研修員に対する知識・理解の確実な定着を図る必要があるのではなかろうか。

最後となったが、このような充実した研修は、講師を務められた方々を始め、訪問先で各種の手配をしてくださった方々、そして、通訳や翻訳をお願いした大貫錦氏及び綱川秋子氏など、関係者の皆様の多大なる御尽力がなければ到底実現し得なかったものである。

この場を借りて、改めて厚く御礼を申し上げたい。

第42回 ベトナム法整備支援研修 研修員

The 42nd Training Course for Vietnam

1	チャン・フオック・トイ Mr. Tran Phuoc Toi
	Deputy Prosecutor General of the SPP / Prosecutor General of the Central Military Procuracy (head of mission) 最高人民検察院副長官(中央軍事検察院長官)、団長
2	ルオン・ヴァン・タイン Mr. Luong Van Thanh
	Director of Department on Finance and Planing (former chief prosecutor of Haiphong Procuracy) 最高人民検察院財政-計画部部长、副団長
3	グエン・ティ・ギア Ms. Nguyen Thi Nghia
	Vice Standing Secretary of Haiphong Party's Committee / Chairman of Vietnam - Japan Friendship Association in Haiphong ハイフォン市人民委員会副書記(ハイフォン市共産党副書記兼任)
4	グエン・ヴァン・クワン Mr. Nguyen Van Quang
	Chief Prosecutor of Haiphong Procuracy ハイフォン市人民検察院長官
5	グエン・ディン・ヴィエン Mr. Nguyen Dinh Vien
	Vice Chief Prosecutor of Appellate Tribunal in Hochiminh City 最高人民検察院ホーチミン市控訴審担当(控訴権及び検察権実行)部副部長
6	グエン・タイン・ヴァン Mr. Nguyen Thanh Van
	Prosecutor of Appellate Tribunal in Hanoi 最高人民検察院ハノイ市控訴審担当(公訴権及び検察権実行)部検察官
7	グエン・スアン・カイン Mr. Nguyen Xuan Khanh
	Vice Chief Prosecutor of Phu Yen Procuracy フーイエン省人民検察院副長官
8	マイ・タイン・マオ Mr. Mai Thanh Mao
	Vice Chief Prosecutor of Bac Lieu Procuracy バックリエウ省人民検察院副長官
9	ド・ティ・テ Ms. Do Thi The
	Vice Chief Prosecutor of Thai Binh Procuracy タイビン省人民検察院副長官
10	ブイ・ダン・ズン Mr. Bui Dang Dung
	Vice Chief Prosecutor of Haiphong Procuracy ハイフォン市人民検察院副長官
11	ホアン・ティ・トウイ・ホア Ms. Hoang Thi Thuy Hoa
	Chief Division, International Cooperation Department, SPP 最高人民検察院国際協力部室長
12	グエン・タイ・ビン Mr. Nguyen Thai Binh
	Chief Division 2 (supervision over investigation of security related crimes) of Haiphong Procuracy ハイフォン市人民検察院安全、麻薬第1審担当(公訴権及び検察権実行)室室長
13	ヴ・マン・フン Mr. Vu Manh Hung
	Chief Division 3 (supervision over adjudication of criminal cases) of Haiphong Procuracy ハイフォン市人民検察院刑事控訴審、監督審、再審担当(公訴権及び検察権実行)室室長
14	グエン・ティ・ト・ホア Ms. Nguyen Thi To Hoa
	Chief Prosecutor of Le Chan District Procuracy, Haiphong Procuracy ハイフォン市レーチャン区人民検察院長官
15	グエン・トウアン・カイン Mr. Nguyen Tuan Khanh
	Vice Chief Division 12 (supervision over on administrative, economic, labour, related crimes) of Haiphong Procuracy ハイフォン市人民検察院行政-経済-労働事件解決業務等検察室室長

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 松本 剛 (MATSUMOTO Takeshi)

国際協力専門官 / International Cooperation Training Officer 菅原 奈津子 (SUGAWARA Natsuko)

第42回 ベトナム法整備支援研修日程表

〔教官：松本教官 専門官：菅原専門官〕

研修実施場所：JICA東京国際センター(TIC), 法務省赤れんが棟, 法務省浦安総合センター

平成24年12月7日 現在

月日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考	
12 / 9	日	入国			
12 / 10	月	JICA・ICDオリエンテーション JICA-TIC	(移動) 検事総長表敬 最高検	14:00～14:15 講義「検察における独自捜査」 法総研研修第二部長 共用会議室	
12 / 11	火	講義「検察組織について(特に高検, 最高検の役割)」 最高検検事 共用会議室	ベトナム側プレゼンテーション	共用会議室	
12 / 12	水	日本の刑事裁判手続の解説(模擬裁判形式を活用して) 国際協力部教官 法務省浦安総合センター			
12 / 13	木	東京地裁見学(法廷傍聴) 東京地方裁判所	12:00～ 法務総合研 究所長主催 意見交換会・ 写真撮影	講義「刑事事件の捜査・公判以外の検察官の業務」 国際協力部教官 共用会議室	
12 / 14	金	科学警察研究所訪問・講義「日本の警察における科学捜査」 警察庁科学警察研究所関係者 警察庁科学警察研究所	講義・意見交換 「日本警察の組織・捜査について」 警察庁関係者	共用会議室	
12 / 15	土				
12 / 16	日				
12 / 17	月	全体討論「ベトナム刑事司法改革の課題について」 大澤裕教授(東京大学大学院法学政治学研究所), 高畑満弁護士, 国際協力部教官 共用会議室			
12 / 18	火	ベトナム側意見発表(本研修で得たこと)・総括質疑応答 国際協力部教官 JICA-TIC	評価会・終了式 JICA-TIC	資料整理	
12 / 19	水	帰国			

ベトナム刑事訴訟法改正に関する実情及び問題点¹

I 2003 年刑訴法施行過程における困難, 未解決の問題点

1. Về các nguyên tắc cơ bản:

1 基本原則

- Còn thiếu một số nguyên tắc cơ bản phản ánh tư tưởng, định hướng về cải cách tư pháp (ví dụ nguyên tắc tranh tụng). Một số nguyên tắc trong BLTTHS hiện hành còn bất cập, chưa rõ ràng, gây khó khăn cho việc áp dụng. Một số nguyên tắc không phải là nguyên tắc cơ bản, chỉ khái quát về chức năng, thẩm quyền hoặc trách nhiệm cơ quan, người tiến hành tố tụng trong một giai đoạn tố tụng nhất định.

司法改革の思想, 方向性を反映した基本原則の一部が不足したままである (例えば, 争訟原則²)。現行の刑訴法における原則の一部は, 欠点があり, 明確ではなく, 適用において困難を来している。原則の一部は, 基本原則ではなく, ある限定された訴訟段階における, 訴訟遂行機関や訴訟遂行人の機能, 管轄権限, 又は責任を概括したものに過ぎない。

- Nguyên tắc “*Tôn trọng và bảo vệ các quyền cơ bản của công dân*” (Điều 4) chưa thể hiện đầy đủ việc tôn trọng và bảo vệ tất cả các quyền, lợi ích hợp pháp của mọi cơ quan, tổ chức bị hành vi phạm tội xâm hại; chưa quy định trách nhiệm của người có thẩm quyền tiến hành một số hoạt động điều tra (Biên phòng, Hải quan, Kiểm lâm...) trong việc tôn trọng và bảo vệ các quyền cơ bản của công dân.

市民の基本的な権利を尊重し, 保護する原則 (4 条) は, 犯罪行為により侵害されたすべての機関, 組織の合法的権利, 利益の尊重や保護を十分に表明したものとはいえない。 ; 市民の基本的な権利の尊重, 保護において, 捜査活動の一部を実行する権限のある者 (国境警備隊, 税関, 営林署) の責任を規定していない。

- Nguyên tắc: “*Không ai bị bắt, nếu không có quyết định của Tòa án, quyết định hoặc phê chuẩn của Viện kiểm sát, trừ trường hợp phạm tội quả tang*” (Điều 6) chưa phù hợp với trường hợp bắt khẩn cấp, bắt truy nã vì thực tế các trường hợp này Cơ quan điều tra tiến hành bắt được đối tượng mới báo cho Viện kiểm sát cùng cấp bằng văn bản và các tài liệu liên quan để xem xét việc phê chuẩn.

現行犯人逮捕による場合を除いて, 裁判所の決定, 検察院の決定, 又は承認がない限り, 何人も逮捕されないという原則 (6 条) は, 緊急逮捕, 指

¹ 文中の脚注は, 翻訳者のコメントである。

² 一般的に当事者主義と訳されている。

名手配による逮捕の場合には適合していない。なぜなら、実際、これらの場合、捜査機関は、対象となる逮捕を実行し、その後、検察院に対し、承認審査のために文書及び関連資料で、知らせているだけである。

- Nguyên tắc “*Bảo hộ tính mạng, sức khỏe, danh dự, nhân phẩm, tài sản của công dân*” (Điều 7) quy định còn chung chung, mang tính hình thức, không khả thi.

市民の生命、健康、名誉、尊厳、財産の保護に関する原則（7条）は、抽象的、形式的であり、実行可能性がない規定である。

- Nguyên tắc “*Không ai bị coi là có tội khi chưa có bản án kết tội của Tòa án đã có hiệu lực pháp luật*” (Điều 9) chưa phản ánh đầy đủ nội dung, yêu cầu của “nguyên tắc suy đoán có tội” nên trong thực tiễn còn xảy ra tình trạng các cơ quan tư pháp đối xử với người bị bắt, bị can, bị cáo như người có tội, định kiến trong quá trình giải quyết vụ án.

裁判所の判決が法的効力を生じるまで、何人も有罪とみなされないという原則（9条）は、無罪推定の原則の内容、要求を十分に反映していない。したがって、実際では、事件解決過程において、各司法機関は、逮捕された者、被疑者、被告人に対して、偏見をもって、有罪者のように対処している。

- Nguyên tắc “*Xác định sự thật của vụ án*” (Điều 10) quy định Tòa án có trách nhiệm chứng minh tội phạm là chưa phù hợp vì chứng minh tội phạm là hoạt động mang tính buộc tội, thuộc trách nhiệm của Cơ quan điều tra, Viện kiểm sát, Tòa án chỉ có trách nhiệm xác định sự thật của vụ án.

事件の真相解明の原則（10条）は、裁判所に犯罪の証明責任がある旨規定しているが、これは、適合していない。なぜなら、犯罪の証明は、罪を追求するような活動であり、捜査機関、検察院の責任に属しているからである。裁判所は、事件の真相を解明する責任を負うだけである。

- Nguyên tắc “*Trách nhiệm khởi tố và xử lý vụ án*” (Điều 13) quy định Tòa án có quyền khởi tố vụ án không phù hợp với chức năng xét xử của Tòa án và hầu như không được áp dụng trong thực tế, trong khi đó các cơ quan có thẩm quyền tiến hành một số hoạt động điều tra có thẩm quyền khởi tố, điều tra thì không quy định trách nhiệm này.

立件及び事件処理の原則（13条）は、裁判所が事件立件の権限がある旨規定しているが、これは、裁判所の審理機能に適合していないし、実際にはほとんど適用されていない。捜査活動の一部を遂行する権限のある機関が、立件の権限があると規定している限り、裁判所によるこの責任を規定する必要はない。

- Nguyên tắc “*Toà án xét xử tập thể*” (Điều 17) chưa phù hợp với việc tăng cường áp dụng thủ tục rút gọn, làm cho việc giải quyết vụ án theo thủ tục này kéo dài.

裁判所は、集団（合議体）で審理するという原則（17条）は、簡易手続きの適用強化に適合していないし、この手続きに従っての事件解決を長引かせている原因にもなっている³。

- Nguyên tắc “*Bảo đảm quyền bình đẳng trước Tòa án*” (Điều 19) mới chỉ yêu cầu bảo đảm sự bình đẳng trước Tòa án (trong giai đoạn xét xử) là chưa phù hợp với yêu cầu tăng cường tranh tụng, bảo đảm sự bình đẳng trong suốt quá trình giải quyết vụ án hình sự.

裁判所における平等を保証する原則（19条）は、裁判所（公判審理段階）における平等を保証したに過ぎず、争訟（当事者平等）の強化や、刑事事件解決過程全体における平等の保証の要求に符合していない。

- Nguyên tắc “*Thực hành quyền công tố và kiểm sát việc tuân theo pháp luật trong tố tụng hình sự*” (Điều 23) quy định trách nhiệm của Viện kiểm sát rất lớn nhưng chưa quy định rõ nhiệm vụ, quyền hạn khi thực hiện các chức năng này; thiếu cơ chế đảm bảo thực hiện hiệu quả trách nhiệm được giao; không có nội dung “miễn tố” là không phù hợp với chính sách hình sự tiến bộ hiện nay vì việc truy tố hay không truy tố phải kết hợp hài hoà giữa lợi ích Nhà nước, lợi ích công cộng và lợi ích cá nhân.

刑事訴訟における公訴権及び法律遵守の検察権の行使の原則（23条）は、検察院の責任を拡大する規定であるが、この機能を行行使する際の任務、権限が明確ではない；委任された責任を効果的に実行する責任を保証する制度が不足している；（公訴提起において）免訴（刑事責任の免除）の内容がなく、これは、進歩している現在の刑事政策に適合していない。なぜなら、公訴提起するしないかは、国家の利益、公共の利益及び個人の利益とを調和しなければならないからである。

- Nguyên tắc “*Trách nhiệm của tổ chức và công dân trong đấu tranh phòng ngừa và chống tội phạm*” (Điều 25) chưa quy định trách nhiệm của cơ quan, tổ chức trong việc không thông báo hoặc cung cấp không chính xác thông tin tội phạm cho các cơ quan bảo vệ pháp luật.

³ 人民参審員の立会を必要とせず、裁判官の単独審を実施できるようにしたいようであるが、ベトナム憲法で、集団審理を必要とする旨規定しているため、憲法改正が必要となる。

犯罪の予防及び防止における組織，市民の責任の原則（25 条）は，法律保護機関に対し，通報しない場合⁴や，不正確な犯罪情報を提供した場合の機関，組織の責任が規定されていない。

- Nguyên tắc “*Giám sát của cơ quan, tổ chức, đại biểu dân cử đối với hoạt động của cơ quan tiến hành tố tụng, người tiến hành tố tụng*” (Điều 32) chưa nêu rõ tính chất và nội dung cơ chế giám sát của nhân dân nên việc giám sát này vẫn mang tính hình thức, chưa phát huy hiệu quả.

訴訟遂行機関，訴訟遂行人の活動に対する，機関，組織，民主代表の監察の原則（32 条）は，人民の監察システムの性質と内容が明確ではない。したがって，この監察は，形式的であり，その効果が発揮されていない。

2. Chức năng, nhiệm vụ và quyền hạn của các cơ quan tiến hành tố tụng, người tiến hành tố tụng chưa rõ ràng

2 訴訟参加機関，訴訟参加人の機能，任務及び権限が不明確であること

BLTTHS năm 2003 chưa trên cơ sở nhận thức đầy đủ về sự tồn tại và vận hành của các chức năng cơ bản trong tố tụng hình sự (buộc tội - bào chữa - xét xử) nên quy định về nhiệm vụ, quyền hạn của các cơ quan tiến hành tố tụng còn chưa phù hợp, là một trong những nguyên nhân xảy ra tình trạng mâu thuẫn, trùng đẫm nhiệm vụ, quyền hạn hoặc đùn đẩy trách nhiệm giữa các cơ quan tiến hành tố tụng.

2003 年刑訴法は，刑事訴訟における基本的な機能（犯罪追求-弁護-審理）の存在及び進行に関して十分に認識されていない。従って，訴訟遂行機関の任務，権限に関する規定は，適合していないし，矛盾，重複した任務，権限を発生させたり，又は訴訟遂行機関内での責任の押し付け合いの原因の一つにもなっている。

- *Đối với Cơ quan điều tra và cơ quan được giao tiến hành một số hoạt động điều tra*

- 捜査機関及び捜査活動の一部の実行を委任された機関に関して

+ Không có cơ quan được giao trách nhiệm đầu mối quản lý toàn bộ tố giác, tin báo về tội phạm. Việc tiếp nhận tố giác, tin báo về tội phạm chỉ giao cho Cơ quan điều tra và Viện kiểm sát là chưa phù hợp. Trên thực tế khoảng 80% tố giác, tin báo về tội phạm do lực lượng Công an cấp cơ sở (xã, phường) tiếp nhận, xác minh ban đầu.

⁴ 弁護人の守秘義務との関係で問題となる条文である。

告発，犯罪に関する情報全部を要となって一括管理する責任を委任された機関がない。告発，犯罪に関する情報を受け付ける業務は，捜査機関及び検察院に委託されているが，適合していない。実際，約 80 パーセントの告発，犯罪に関する情報は，グラスルートレベルの公安勢力によって，まずはじめに受け付けられ，確認されている。

+ Việc phân định thẩm quyền điều tra giữa Cơ quan điều tra các Bộ, Ngành chưa phù hợp. Cơ quan điều tra Bộ Công an còn thụ lý, điều tra nhiều vụ việc thuộc thẩm quyền Cơ quan điều tra cấp dưới.

+ 捜査機関及び各省，各専門機関における捜査権限の分配は，適合していない。公安省捜査機関は，下級の捜査機関の権限に属している多くの事件を受理，捜査している。

+ Thẩm quyền của các cơ quan được giao nhiệm vụ tiến hành một số hoạt động điều tra chưa được quy định đầy đủ,

+ 捜査活動の一部の行使を委任された機関の権限は，十分に規定されていない。

+ Các cơ quan được giao tiến hành một số hoạt động điều tra không được quy định là cơ quan tiến hành tố tụng, không có Điều tra viên dẫn đến những bất cập cả trên phương diện nhận thức và thực tiễn hoạt động tố tụng.

+ 捜査活動の一部の行使を委任された機関は，訴訟遂行機関と規定されていないし，そこには，捜査官はおらず，そのため，訴訟活動の認識面，実践面で不十分な状態に陥っている。

- Đối với Viện kiểm sát

- 検察院に関して

Viện kiểm sát có chức năng thực hành quyền công tố và chức năng kiểm sát các hoạt động tư pháp, nhưng BLTTHS còn thiếu các quy định để Viện kiểm sát thực hiện đầy đủ chức năng, nhiệm vụ của mình, dẫn đến Viện kiểm sát còn thụ động trong đấu tranh phòng, chống tội phạm.

検察院は，公訴権の実行機能及び司法活動を検察する機能を有しているが，刑訴法では，検察院が，自らの機能，任務を十分に行使するための規定が不足しており，そのため，検察院が，犯罪の予防，防止において，受動的な状態になったままである。

Viện kiểm sát là cơ quan chịu trách nhiệm trong việc đề xảy ra oan, sai ngay sau khi Viện kiểm sát phê chuẩn quyết định gia hạn tạm giữ, quyết định khởi tố bị can, lệnh tạm giam của Cơ quan điều tra. Tuy nhiên, BLTTHS lại không quy định biện

pháp chế ước trong trường hợp Cơ quan điều tra và Điều tra viên không thực hiện các yêu cầu của Viện kiểm sát (Điều 114) nên nhiều yêu cầu của Viện kiểm sát không được thực hiện. Các biện pháp pháp lý để phát hiện vi phạm và kiến nghị, yêu cầu khắc phục vi phạm chưa có cơ chế ràng buộc các đối tượng vi phạm phải thực hiện nên hiệu quả chưa cao. Chưa phân định rõ nhiệm vụ, quyền hạn của Viện kiểm sát khi thực hiện chức năng thực hành quyền công tố và chức năng kiểm sát hoạt động tư pháp trong giai đoạn xét xử.

えん罪が発生したり，検察院が，捜査機関の勾留期間の延長決定，被疑者立件，勾留令状を承認した後すぐにミスが発生した場合には，検察院は，その責任を負う。しかしながら，刑訴法は，捜査機関，捜査官が，検察院の要求（114条）を実行しない場合について規定していない。したがって，多くの検察院の要求が実行されていない。違反を発見し，違反回復を建議，要求するための法的手段には，違反對象者に（検察院からの要求の）実行を強制するだけのメカニズムがない。公訴権の行使，公判審理段階における司法活動に対する検察機能の実行における，検察院の任務，権限が明確に確定されていない。

- Đối với Tòa án

- 裁判所に関して

Bộ luật chưa quy định rõ chức năng, nhiệm vụ của Tòa án trong các giai đoạn trước, trong và sau khi xét xử. Nhiều nhiệm vụ, quyền hạn của Tòa án không thuộc chức năng xét xử của Tòa án. Tòa án là cơ quan xét xử lại có quyền khởi tố vụ án là không phù hợp. Quy định giới hạn xét xử để ràng buộc phạm vi xét xử của Tòa án, tuy nhiên, Bộ luật lại cho phép Tòa án được xét xử về một tội khác bằng hoặc nhẹ hơn tội mà Viện kiểm sát đã truy tố (Điều 196) là không phù hợp.

法律は，公判審理前，公判審理中，公判審理後の各段階における裁判所の機能，任務を明確に規定していない。裁判所の多くの任務，権限は，裁判所の審理機能に属していない。裁判所は，審理機関であるとともに，事件立件権限を有することは適合していない。裁判所の審理の範囲を束縛するための審理の限界規定をもうけるが，法律は，裁判所に対し，検察院が公訴提起した罪と，同等又は軽い罪の別の犯罪を審理することを認めている（196条）が，これとは一致していない。

Thẩm quyền xét xử của Tòa án (Điều 171) trong một số trường hợp chưa được Bộ luật điều chỉnh: trường hợp vụ án có người bị hại là người nước ngoài, hoặc tài sản có liên quan đến người nước ngoài hoặc có nhiều bị cáo là người nước ngoài.

法律によって調整されていない場合における裁判所の審理権限（171条）：被害者が外国人である事件の場合，又は外国人に関連する財産事件の場合，複数の被告人が外国人である事件の場合

- *Việc phân định thẩm quyền hành chính tố tụng với quyền hạn tố tụng tư pháp giữa người đứng đầu các cơ quan tiến hành tố tụng và những người trực tiếp tiến hành tố tụng chưa rõ ràng*

-訴訟遂行機関の指導者と直接訴訟を活動を遂行する者との間における，訴訟行政権限と司法訴訟権限との権限確定が明確ではない。

Quy định về việc phân công tiến hành tố tụng giữa Thủ trưởng với Phó Thủ trưởng Cơ quan điều tra, giữa Viện trưởng và Phó Viện trưởng Viện kiểm sát, giữa Chánh án và Phó Chánh án Tòa án còn bất cập.

捜査機関における長官，副長官との間，検察院における長官，副長官との間，裁判所における長官，副長官との間での訴訟遂行の任務分配が不十分なままである。

Các thẩm quyền tố tụng tập trung chủ yếu vào Thủ trưởng Cơ quan điều tra, Viện trưởng Viện kiểm sát. Điều tra viên, Kiểm sát viên là những người trực tiếp tiến hành hầu hết các hoạt động tố tụng nhưng quyền năng pháp lý thì hạn chế, gần như chỉ có quyền báo cáo, đề xuất Thủ trưởng, Viện trưởng quyết định.

訴訟権限は，主に捜査機関の長官，検察院の長官に集中している。捜査官，検察官は，直接，ほとんどの訴訟活動を実行する者であるが，法的な権能に関しては，制限されており，捜査機関の長官や検察院の長官に決定を促すために，報告したり，提案したりするに過ぎない。

- Chưa xác định được nhiệm vụ, quyền hạn của từng cấp Điều tra viên, Kiểm sát viên; giữa Điều tra viên, Kiểm sát viên được phân công thụ lý chính đối với vụ án với các Điều tra viên, Kiểm sát viên khác tham gia vào việc giải quyết vụ án.

-それぞれの階級の捜査官，検察官の任務，権限が確定されていない；事件に対する正式受理を割り当てられた捜査官，検察官と，事件解決に参加する他の捜査官，検察官との間の任務，権限が確定されていない。

3. Địa vị pháp lý, quyền và nghĩa vụ của một số người tham gia tố tụng chưa được quy định đầy đủ, cụ thể, ảnh hưởng đến các quyền con người trong quá trình giải quyết vụ án hình sự

3 訴訟参加人の法的地位，権限及び任務が，十分，具体的に規定されておらず，刑事事件解決過程において各種人権に影響を与えている。

- Chưa quy định địa vị pháp lý của một số loại người tham gia tố tụng như người bị tình nghi, người chứng kiến nên việc xác định quyền và nghĩa vụ của những người này gặp nhiều khó khăn.

--一部の種類の訴訟参加人の法的地位が規定されていない。例えば、犯罪の嫌疑をかけられている者（ người bị tình nghi ）⁵、目撃者（ người chứng kiến ）⁶など。したがって、これらの者が権利義務を確定することで困難に直面している。

- Quyền của người tham gia tố tụng chưa được quy định đầy đủ như quyền đề xuất thu thập, tài liệu, đồ vật; quyền đọc, ghi chép, sao chụp những tài liệu trong hồ sơ vụ án; người bị tạm giữ, bị can, bị cáo có quyền từ chối lấy lời khai hay hỏi cung khi không có mặt người bào chữa; người bị hại có quyền tham gia vào một số hoạt động điều tra, quyền được nhận các quyết định tố tụng.

--訴訟参加人の権利が、十分に規定されていない。例えば、資料、物の収集提案権など；事件記録における資料の閲覧、筆記、謄写の権利；弁護人が同席しない場合の被暫定留置人、被疑者、被告人の取り調べ拒否権；被害者の訴訟活動に参加できる権利、訴訟決定を受領できる権利

- Chưa quy định cụ thể trình tự, thủ tục, thời hạn giải quyết yêu cầu của người tham gia tố tụng; các biện pháp và thủ tục bảo vệ người làm làm chứng (Điều 55). Quy định chưa cụ thể tiêu chuẩn của người phiên dịch (Điều 61).

--訴訟参加人の要求解決の順序、手続き、期限を具体的に規定していない；証人を保護するための措置や手続きが規定されていない（55条）；通訳人の基準が具体的に規定されていない（61条）

- Việc tham gia tố tụng của người bào chữa còn bất cập, hạn chế : Quy định diện người bào chữa còn hẹp. Việc cấp giấy chứng nhận cho người bào chữa theo từng giai đoạn tố tụng là không cần thiết (Điều 56).

--弁護人の訴訟参加は、不十分であり、問題が残っている：弁護人に関する規定が少ない。各訴訟段階に基づき要求されている、弁護人の証明書の発行⁷は不必要である（56条）

Quy định quyền và nghĩa vụ của người bào chữa chưa bảo đảm để người bào chữa thực hiện tốt nhiệm vụ gỡ tội, bảo vệ quyền và lợi ích hợp pháp của bị can, bị cáo.

⁵ 被疑者立件される前の者を言うものと思われる。

⁶ 証人（ người làm làm chứng ）とは区別しているようである。

⁷ ベトナムでは、捜査機関、検察院、又は裁判所が発行した許可証がなければ、刑事弁護人となることはできない。また、弁護士以外の者（被疑者の合法的代理人、人民弁護員）も弁護人となることは可能。

弁護人の権利と義務の規定は、弁護人が、被疑者、被告人を罪から解き放つという任務や、彼らの合法的な権利や義務を保護するという任務をよりよく実践することを保証していない。

- Quy định trách nhiệm của cơ quan tiến hành tố tụng, người tiến hành tố tụng trong việc tôn trọng và bảo đảm thực hiện các quyền của người tham gia tố tụng chưa đầy đủ và cụ thể, chưa quy định chế tài trong trường hợp các cơ quan tiến hành tố tụng và người tiến hành tố tụng không thực hiện nghĩa vụ của mình.

- 訴訟参加人の権利行使の尊重、保護において、訴訟遂行機関、訴訟遂行人の責任に関する規定は、不十分で、具体的ではなく、訴訟遂行機関、訴訟遂行人が、自らの任務を履行しなかった場合の制裁規定もない。

4. Chứng cứ và chứng minh trong vụ án hình sự còn bộc lộ nhiều tồn tại, vướng mắc về: trình tự, thủ tục, nguồn chứng cứ, chủ thể thu thập chứng cứ, phạm vi và thời điểm thu thập chứng cứ, chuyên giao vật chứng trong các giai đoạn tố tụng.

4 刑事事件における証拠と証明は、多くの未解決問題が残っていることが露見した⁸。例えば、各訴訟段階における、順序、手続き、証拠源、証拠収集主体、証拠収集の範囲及び時点、証拠物の送付に関してである。

5. Những vướng mắc cơ bản trong thực tiễn trung cầu giám định và thực hiện giám định trong tố tụng hình sự, như: chưa quy định rõ thẩm quyền, trình tự, những nội dung yêu cầu của quyết định trung cầu giám định (Điều 155); thủ tục trung cầu giám định; thời điểm trung cầu và tiến hành giám định; nguyên tắc lấy mẫu vật để gửi đi giám định; những trường hợp bắt buộc phải trung cầu giám định (khoản 3 Điều 155)

5 刑事訴訟における鑑定意見の聴取や鑑定の実行において、基本的な未解決の問題は、例えば、権限、順序、鑑定意見の聴取決定の要求内容（155条）、鑑定意見の聴取手続き、聴取や鑑定遂行時点、鑑定に送るための標本の原則、鑑定意見の聴取が強制されている場合にいて明確に規定されていないことである。

6. Quy định về biện pháp ngăn chặn chưa chặt chẽ, chưa cụ thể: như quy định về bắt, tạm giữ, tạm giam chưa chặt chẽ nên dễ bị lạm dụng (Điều 81, Điều 86); biện

⁸ ベトナム刑訴法 64 条以下参照。ベトナムでは、証拠は、証拠源（物、供述調書、鑑定結論）から認定される事実と定義されている。

pháp cấm đi khỏi nơi cư trú, bảo lãnh, đặt tiền hoặc tài sản có giá trị để bảo đảm (Điều 91, Điều 92, Điều 93)

6 予防措置に関する規定が、しっかりと具体的に規定されていない。例えば、逮捕、暫定留置、留置に関する規定が、しっかりと規定されていないので、濫用されやすい (81 条, 86 条)。居住地外に出ることを禁止する、保障、保釈金、又は財産の預託に関する措置も同様である (91~93 条)

7. Quy định thời hạn tố tụng điều tra, truy tố, xét xử và thời hạn tạm giam còn bất cập với thực tiễn đấu tranh phòng, chống tội phạm

7 捜査、公訴提起、審理 (公判) の期間、留置期間に関する規定は、犯罪予防や抑制において欠点がある。

8. Thẩm quyền xác minh tố giác, tin báo về tội phạm; khởi tố vụ án, khởi tố bị can còn có nhiều hạn chế, bất cập (Điều 103, 105)

8 告発、犯罪に関する情報を確認する権限 ; 事件立件、被疑者立件は多くの制限や欠点がある (103 条, 105 条)

9. Quy định thủ tục tiến hành một số hoạt động điều tra có nhiều điểm chưa cụ thể, không khả thi, làm cho thực tiễn áp dụng gặp khó khăn, vướng mắc

9 捜査活動を遂行する規定は、具体的にされていなかったり、実現可能性がなかったりすることが多くあり、遂行上、困難に直面している。

10. Căn cứ tạm đình chỉ và đình chỉ điều tra, tạm đình chỉ và đình chỉ vụ án chưa rõ ràng; thủ tục phục hồi truy tố, xét xử chưa được quy định (Điều 160, 161, 105))

10 捜査の一時停止及び中止の根拠、事件の一時停止及び中止の根拠が不明確である ; 公訴提起や審理 (公判) の回復手続きが規定されていない (160 条, 161 条, 105 条)

11. Căn cứ trả hồ sơ để điều tra bổ sung giữa các cơ quan tiến hành tố tụng chưa cụ thể

11 訴訟遂行機関における、補充捜査のための記録返却根拠が具体的ではない。

12. Quy định chuyển vụ án chưa phù hợp với thực tế

12 事件の移送に関する規定が実際と適合していない（174条）。

13. Vấn đề nhập, tách vụ án hình sự còn chung chung, chưa đầy đủ

13 刑事事件の併合、分離の問題が、一般的、抽象的であり、十分ではない。

14. Quy định các nội dung cần phải có trong bản cáo trạng còn quá dài

14 起訴状の内容が長すぎる（167条）

15. Một số thủ tục xét xử còn mâu thuẫn, chưa thể hiện đầy đủ tính công khai, minh bạch, theo hướng tranh tụng:

15 公判審理手続きが矛盾しており、争訟（当事者主義）の方向に従って、公開性、透明性が十分に実現できていない。

16. Thủ tục kháng cáo, kháng nghị và thẩm quyền của Tòa án cấp phúc thẩm còn bất cập, ảnh hưởng đến chất lượng và kéo dài việc giải quyết vụ án

16 控訴、異議の手続き控訴審（覆審）裁判所の権限には、欠点が残っており、事件解決の質に影響を及ぼし、長引かせている。

17. Thủ tục giám đốc thẩm chưa chặt chẽ, còn nhiều bất cập

17 監督審手続きは、しっかりと規定されておらず、多くの欠点がある。

18. Về thủ tục rút gọn, thủ tục đối với người chưa thành niên, hợp tác quốc tế còn bất cập, chưa có tính đặc thù

18 簡易手続き、未成年者に対する手続き、国際協力に関しては、欠点が残っており、特殊性が規定されていない。

19. Kỹ thuật trình bày Bộ luật tố tụng hình sự chưa hợp lý

19 刑訴法のレイアウト作りに関する技術が合理的ではない。

II 司法改革の要求に対応した刑訴法の改正に関する提案

2.1. Quan điểm, mục đích, yêu cầu sửa đổi, bổ sung Bộ luật tố tụng hình sự:

2.1 刑訴法改正の観点, 目的, 要求

- *Thứ nhất*, Cải cách mạnh mẽ các thủ tục tố tụng tư pháp theo hướng dân chủ, bình đẳng, công khai, minh bạch, chặt chẽ, nhưng thuận tiện; Nâng cao chất lượng tranh tụng tại các phiên tòa xét xử, coi đây là khâu đột phá của cải cách tư pháp; Tăng cường trách nhiệm công tố trong hoạt động điều tra, thực hiện cơ chế công tố gắn với hoạt động điều tra; Hoàn thiện cơ chế để Luật sư thực hiện tốt việc tranh tụng tại phiên tòa...

第1点

司法訴訟手続きの力強い改革は、民主、平等、公開、透明、厳格であるあるが、利用し易いものであるという方向に向かっている。公判審理における争訟⁹（当事者主義）品質の向上、これは、司法改革の突破口である。捜査活動、捜査活動に関連する公訴制度の実行において、公訴責任の強化；弁護士が、公判廷において、争訟（弁論）がよりよく実行できるようにするための改善

- *Thứ hai*, tiếp tục kế thừa những quy định đang phát huy tác dụng tích cực trong đấu tranh phòng ngừa và chống tội phạm ở nước ta. Đồng thời, tham khảo có chọn lọc kinh nghiệm hoạt động tố tụng hình sự của các nước, nhất là những nước có đặc điểm tương đồng với Việt Nam.

第2点

この国における、犯罪の予防、防止において、積極的にその効力を発揮、作用している規定を継続、承継すること。同時に、各国の刑事訴訟活動の経験を考察すること、とりわけ、ベトナムと類似点の多い国と。

- *Thứ ba*, làm cho các trình tự, thủ tục tố tụng cụ thể, công khai, minh bạch, tạo điều kiện cho những người tiến hành tố tụng và người tham gia tố tụng thực hiện đầy đủ quyền và trách nhiệm tố tụng, thực hiện tốt yêu cầu tranh tụng trong hoạt động tố tụng hình sự.

第3点

⁹ 公判廷における検察官、弁護人との弁論の活発化を指しているものと思われる。

各訴訟順序, 手続きを, 具体的, 公開, 透明にし, 訴訟遂行人及び訴訟参加人が, 十分に訴訟の権利と責任を実行し, 刑事訴訟活動における争訟 (当事者主義) の要求をよりよく実現するための条件を作出すること

- *Thứ tư*, bảo đảm tính đồng bộ, thống nhất của hệ thống pháp luật trong nước; bảo đảm phù hợp với các điều ước quốc tế mà Việt Nam là thành viên liên quan đến hoạt động tố tụng hình sự.

第4点

国家の法律システムの協調, 統一性の保証; 刑事訴訟に関連して, ベトナムが加盟している条約との整合性を保証

2.2. Đề xuất một số vấn đề cần sửa đổi, bổ sung BLTTHS như sau:

2.2 刑訴法の改正におけるいくつかの問題点の提案

第1編: 総則規定

2章: 基本原則

Để thể chế hóa yêu cầu của cải cách tư pháp, nhất là yêu cầu tăng cường dân chủ, bình đẳng, công khai, minh bạch, nâng cao chất lượng tranh tụng tại các phiên tòa xét xử, đề nghị hoàn thiện hệ thống các nguyên tắc cơ bản của TTHS theo hướng:

司法改革の要求の体制化, とりわけ, 民主, 平等, 公開, 透明性の強化, 公判審理における争訟 (当事者主義) の品質向上の要求であり, 刑訴法の各基本原則を次のような方向性で改善する。

- *Thứ nhất*, sửa đổi, bổ sung một số nguyên tắc nhằm thể hiện tư tưởng phân định hợp lý quyền và nghĩa vụ của các chủ thể trong thực hiện các chức năng cơ bản của TTHS (chức năng buộc tội, chức năng bào chữa, chức năng xét xử), loại bỏ những thẩm quyền không phù hợp với chức năng tố tụng của các chủ thể.

第1点

刑訴法の基本機能の実行において, 各主体の法的権利及び義務を確定させる考えを表明し, 各主体の機能に適合しない管轄権限を排除するため, 原則の一部を修正, 補充する。

- *Thứ hai*, sửa đổi, bổ sung một số nguyên tắc nhằm thể hiện rõ hơn tính nhân đạo, nhân văn, tôn trọng và bảo vệ quyền con người.

第2点

人道, 人文, 人権の尊重及び保護のため, 原則の一部を改正, 補充する。

- **Thứ ba**, sửa đổi, bổ sung một số nguyên tắc nhằm thể hiện tư tưởng tăng cường sự bình đẳng trong quá trình giải quyết vụ án hình sự, nâng cao chất lượng tranh tụng tại phiên tòa.

第3点

刑事事件解決過程における平等を強化し、公判廷における争訟（と当事者主義）を向上させる考えを表明するため原則の一部を改正，補充する。

- **Thứ tư**, sửa đổi, bổ sung một số nguyên tắc hoạt động của các cơ quan tiến hành tố tụng.

第4点

各訴訟遂行機関の活動原則の一部を改正，補充する。

- **Thứ sáu**, rà soát để loại bỏ khỏi hệ thống các nguyên tắc cơ bản những quy định không mang tính chất là những tư tưởng chỉ đạo đối với hoạt động TTHS; ghép các nguyên tắc có trùng nội dung để thể hiện chung trong 1 điều nhằm tránh tản mạn

第5点

刑訴法活動に対する指導思想ではない性質の基本原則を排除したり，重複している内容の原則を結合させ，1条でまとめて表現し，分散を避けるための点検が必要である。

3章：訴訟遂行機関，訴訟進行人及び訴訟進行人の更迭

Nhằm Phân định rõ thẩm quyền quản lý hành chính với trách nhiệm, quyền hạn tư pháp trong hoạt động tố tụng tư pháp theo hướng tăng quyền và tăng trách nhiệm cho Điều tra viên, Kiểm sát viên và Thẩm phán để họ chủ động trong thực thi nhiệm vụ, nâng cao tính độc lập và chịu trách nhiệm trước pháp luật về các hành vi và quyết định của mình” đề nghị sửa đổi, bổ sung theo hướng:

主体的な任務遂行，独立性の向上，自らの各行為及び決定に関しての法律上の責任を負わせるようにするため，捜査官，検察官及び裁判官にとって，権利や責任を強化する方向で，司法訴訟活動における司法責任，権限に対する行政管理の管轄権限の範囲を明確に確定させるために，次のような方向での修正，補充を提案する。

- **Thứ nhất**, xác định các cơ quan tiến hành tố tụng:

第1点

訴訟遂行機関の確定

- **Thứ hai**, xác định những người tiến hành tố tụng: (bổ sung thêm hai đối tượng: Trợ lý điều tra viên, Trợ lý Kiểm sát viên (Kiểm tra viên)).

第2点

訴訟遂行人の確定 (2つの対象を追加補充: 捜査官のアシスタント, 検察官のアシスタント (検査官))

- **Thứ ba**, phân định thẩm quyền của thủ trưởng các cơ quan tiến hành tố tụng với người trực tiếp tiến hành tố tụng

第3点

訴訟遂行機関の長官及び直接訴訟遂行をする者との間の管轄権限の範囲を明確に確定させる。

4章：訴訟参加人

- **Thứ nhất**, bổ sung diện những người tham gia tố tụng (người bị tình nghi, người chứng kiến)

第1点

訴訟参加人の範囲を補充する (犯罪の嫌疑をかけられている者, 目撃者)

- **Thứ hai**, bổ sung một số quyền, đồng thời quy định rõ nghĩa vụ, trách nhiệm của những người tham gia tố tụng

第2点

訴訟参加人の一部権利を補充すると同時に義務, 任務を明確に規定する

- **Thứ ba**, quy định trách nhiệm của các cơ quan tiến hành tố tụng. Bổ sung các biện pháp chế tài áp dụng với người tiến hành tố tụng nếu vi phạm.

第3点

訴訟遂行人の責任を規定する。違反があった際の訴訟遂行人に対する制裁措置の適用を補充する。

- **Thứ tư**, hoàn thiện chế định người bào chữa theo hướng: Mở rộng diện những người bào chữa; mở rộng những trường hợp bắt buộc phải có người bào chữa; đơn giản hóa các thủ tục cấp giấy chứng nhận bào chữa và tham gia bào chữa để người bào chữa nhanh chóng tham gia tố tụng; bổ sung các quy định ràng buộc trách nhiệm của các cơ quan tiến hành tố tụng, quy định rõ hơn trách nhiệm của người bào chữa khi tham gia tố tụng.

第4点

次のような方向で、弁護人制度を改善する：弁護人の範囲を拡大する；弁護人を付さなければならない場合の拡大；弁護人証明書手続き，弁護人参加手続きを単純化して，弁護人の訴訟参加を早める¹⁰；訴訟遂行機関の責任を束縛する規定や，訴訟参加する際の弁護人の責任を明確にする規定の補充。

5章：証拠

- *Thứ nhất*, sửa đổi khái niệm chứng cứ (Điều 64) cho phù hợp với thực tiễn và kinh nghiệm các nước. Theo đó, ngoài những biện pháp do BLTTHS quy định nêu CQĐT, VKS áp dụng các biện pháp hợp pháp khác thì vẫn chấp nhận là chứng.

第1点

各国の実践と経験に適合するよう証拠概念（64条）を改正する。これに従い，刑訴法が規定している措置のほか，捜査機関や，検察院が，他の合法的な措置を採る場合，これらは承認されて証拠となる。

- *Thứ hai*, bổ sung ngoài cơ quan tiến hành tố tụng và người tiến hành tố tụng thì các chủ thể khác cũng có quyền thu thập, đánh giá, sử dụng chứng cứ để bảo đảm sự bình đẳng, đáp ứng yêu cầu nâng cao chất lượng tranh tụng.

第2点

平等を担保し，争訟（弁論）の品質向上の要求に応えるため，訴訟遂行機関，訴訟遂行人以外の他の主体も又，証拠を収集，評価，使用する権利を有するように修正する。

- *Thứ ba*, mở rộng nguồn chứng cứ cho phù hợp với sự phát triển mạnh mẽ của khoa học công nghệ: băng ghi âm, ghi hình, đĩa điện tử...

第3点

科学技術の発展強化に適合した証拠源を拡大する。録音，録画，電子盤など。

- *Thứ tư*, bổ sung nguyên tắc loại trừ chứng cứ theo hướng những tài liệu, đồ vật được thu thập bằng biện pháp trái pháp luật thì không được coi là chứng cứ; những tài liệu trình sát phải được chuyển hóa công khai theo trình tự, thủ tục pháp luật quy; những tài liệu trình sát có được do sử dụng các biện pháp ảnh hưởng đến

¹⁰ 現在，弁護人が訴訟参加できるのは，被疑者立件時が原則である（58条）。但し，緊急逮捕（81条，82条）の場合は別。

các quyền cơ bản của con người, quyền công dân phải do Viện kiểm sát phê chuẩn trước khi tiến hành.

第4点

法律に違反した方法により，収集された資料や物は，証拠とみなされないという方向で証拠を排除するという原則を補充する；内偵（trình sát）資料は，法律の規定の順序，手続きに従って，公開資料に変化されなければならない；基本的な人権，市民権に影響を与えるような措置を利用した内偵資料は，執行の前に，検察院によって事前に承認されなければならない。

6 章：予防措置

- **Thứ nhất**, sửa đổi căn cứ tạm giam: Hạn chế việc áp dụng biện pháp tạm giam với một số loại tội mà BLHS quy định hình phạt tiền là chủ yếu;

第1点

勾留の根拠の改正：刑法が主要な刑罰として罰金としている一部犯罪に対する勾留措置適用の制限

- **Thứ hai**, về biện pháp cấm đi khỏi nơi cư trú: Quy định rõ căn cứ áp dụng biện pháp ngăn chặn này; trách nhiệm của chính quyền xã, phường, thị trấn nơi bị can, bị cáo cư trú quản lý, giám sát chặt chẽ bị can, bị cáo; Bổ sung thời hạn áp dụng biện pháp này.

第2点

居住地外出の禁止措置に関して：この予防措置適用の根拠を明確に規定すること；被疑者，被告人が居住する地方政府（xã, phường, thị trấn）の，被疑者，被告人を厳格に居住管理，居住監察する責任；この予防措置適用の期限を補充する

- **Thứ ba**, về biện pháp bảo lãnh: Bổ quy định về tổ chức đứng ra nhận bảo lãnh. Quy định cụ thể hơn các điều kiện đối với cá nhân đứng ra nhận bảo lãnh và trách nhiệm của người nhận bảo lãnh.

第3点

保証措置：保証する組織に関する規定を削除する。保証する個人の条件及び保証される者の責任をより具体的に規定する。

- **Thứ tư**, về biện pháp đặt tiền hoặc tài sản: Quy định rõ giới hạn áp dụng biện pháp này chỉ với một số loại tội với khung hình phạt nhất định.

第4点

保釈金として金銭又は財産の預託：一定の刑罰の一部犯罪だけに、この措置を適用する限界を明確に規定する。

第2編：刑事事件の立件，捜査及び公訴提起

8章：刑事事件の立件

- **Thứ nhất**, bổ sung quy định về trình tự, thủ tục tiếp nhận, quản lý tố giác, tin báo tội phạm từ các nguồn chuyển đến.

第1点

告発，犯罪に関する情報を受領して，管理する順序，手続きに関する規定を補充する。

- **Thứ hai**, bổ sung các cơ quan có thẩm quyền tiếp nhận tố giác, tin báo về tội phạm

第2点

告発，犯罪に関する情報を受領する管轄権限を有する各機関を補充する

- **Thứ ba**, chia sẻ trách nhiệm giữa cơ quan điều tra với cơ quan công an các cấp trong việc tiếp nhận và xác minh tố giác, tin báo

第3点

告発，情報を受領し，確認する業務における，各級の捜査機関と公安機関とで，責任を共有する

- **Thứ tư**, mọi tố giác, tin báo về tội phạm sau khi các cơ quan tiếp nhận được phải thông báo ngay cho Viện kiểm sát. Viện kiểm sát có trách nhiệm nắm toàn bộ thông tin về tội phạm “đầu vào” để kiểm sát việc giải quyết tố giác, tin báo và chủ động trong thực hiện chức năng công tố, chống việc bỏ lọt tội phạm.

第4点

各機関が受領した後の犯罪に関する各告発，情報は，検察院に通報しなければならない。検察院は，告発，情報の解決を検察し，公訴機能，犯罪予防，防止機能を実行する際の主体性を発揮するために，犯罪に関する情報を全部把握する責任を負う。

- **Thứ năm**, bổ sung trách nhiệm của Viện kiểm sát trong việc xác minh tố giác, tin báo về tội phạm (Viện kiểm sát trực tiếp xác minh khi xét thấy cần thiết)

第5点

告発，犯罪に関する情報を確認する作業において，検察院の責任を補充する（必要があると思料する際，検察院は，直接確認する）

- *Thứ sáu*, về thời hạn xác minh tố giác, tin báo về tội phạm: bổ sung đối với những tố giác, tin báo có nhiều tình tiết phức tạp hoặc phải kiểm tra, xác minh tại nhiều địa điểm có thể gia hạn một lần nhưng không quá 2 tháng.

第6点

告発，犯罪に関する情報を確認する期限に関して：複雑な事情が多い，又は多くの点で検査，確認しなければならない告発，情報は，1回延長できるが，2か月を越えてはならないことに対する補充

CHƯƠNG IX: NHỮNG QUY ĐỊNH CHUNG VỀ ĐIỀU TRA

9章：捜査に関する総則規定

- *Thứ nhất, về thẩm quyền điều tra của các cơ quan điều tra*

第1点 各捜査機関の捜査権限

+ Phân định lại thẩm quyền của các Cơ quan điều tra

+ 各捜査機関の管轄権限を確定させること

+ Phân định rõ hơn thẩm quyền điều tra giữa các cấp Cơ quan điều tra trong cùng hệ thống nhằm khắc phục tình trạng Cơ quan điều tra cấp trung ương rút nhiều vụ án thuộc thẩm quyền của Cơ quan điều tra cấp dưới lên để điều tra.

+ 中央機関が，捜査のために下級の捜査機関の管轄権限に属する多くの事件を下請けに出している状態を克服するため，同一の制度における各階級の捜査機関間における捜査権限をより明確に確定する。

- *Thứ hai, về các cơ quan được giao nhiệm vụ tiến hành một số hoạt động điều tra*

第2点 捜査活動の一部を委任される各機関に関して

Mở rộng diện các cơ quan được giao nhiệm vụ tiến hành một số hoạt động điều tra nhằm tăng khả năng phản ứng nhanh chóng với tình hình tội phạm xảy ra trên tất cả các lĩnh vực, địa bàn. Cụ thể, bổ sung thêm một số cơ quan như: cơ quan Thuế, cơ quan quản lý thị trường, một số cơ quan Thanh tra chuyên ngành... Đồng thời, bổ sung thẩm quyền bắt khẩn cấp, tạm giữ cho các cơ quan này để kịp thời ngăn chặn tội phạm.

あらゆる分野，地域において，犯罪が発生している現状に即座に対応できるようにするため，犯罪捜査活動の一部を委任される機関の対象を拡大する。具体的には，次のような機関を加える：税関機関，市場管理機関，専門

検査機関の一部。同時に、適時に犯罪予防が行えるようにするために、緊急逮捕、暫定留置の権限も、これら機関に補充する。

- Thứ ba, về chức năng, nhiệm vụ và quyền hạn của Viện kiểm sát trong giai đoạn điều tra

第3点 捜査段階における検察院の機能、任務、権限に関して

Quy định cơ chế làm việc bảo đảm cho Viện kiểm sát có đủ chứng cứ để truy cứu trách nhiệm hình sự người phạm tội, bảo đảm việc truy tố được đúng người, đúng tội, đúng pháp luật, không bỏ lọt – không làm oan, theo hướng:

犯罪者に対し、刑事責任を追求する上で、検察院のために、十分な証拠があることを保証するメカニズムを規定し、正しい人、正しい罪、正しい法律での公訴提起がなされ、犯罪者を逃さず、えん罪を防ぐような公訴提起を保証するために、次のような方針に従う。

+ Quy định các trường hợp Viện kiểm sát có quyền rút vụ án để trực tiếp điều tra

+ 検察院が直接捜査をするために事件を引き受ける権限がある場合を規定

+ Bổ sung các quy định để bảo đảm mọi yêu cầu, quyết định của Viện kiểm sát phải được Cơ quan điều tra thực hiện; xác định trách nhiệm của Viện kiểm sát, Kiểm sát viên.

+ 検察院からのあらゆる要求、決定を捜査機関が実行することを保証するための規定を補充；検察院、検察官の責任を規定する。

+ Quy định trách nhiệm của Viện kiểm sát trong việc phê chuẩn các biện pháp điều tra trình sát có ảnh hưởng trực tiếp đến các quyền cơ bản của cá nhân, tổ chức

+ 捜査機関による、各個人、組織の基本的な権利に対して影響を及ぼすような措置（捜査手段）を承認する場合における、検察院の責任を規定する

+ Quy định Viện kiểm sát có quyền chủ động ra quyết định chuyển vụ án để điều tra theo thẩm quyền mà không chờ đến khi cơ quan điều tra đề nghị mới ra quyết định chuyển như BLTTHS hiện hành.

+ 管轄権限に従って、捜査するために、現行刑訴法のように、捜査機関による提案を待って、移送決定を出すのではなく、検察院が主体的に事件の移送決定を出す権限を規定する

- **Thứ tư, về thời hạn điều tra và thời hạn tạm giam để điều tra:** hoàn thiện theo hướng kết hợp giữa sự phân loại tội phạm của BLHS với tính chất phức tạp của vụ án nhằm vừa đẩy nhanh tiến độ giải quyết vụ án, tăng cường trách nhiệm của các cơ quan tiến hành tố tụng, vừa không gây sức ép cho các cơ quan tiến hành tố tụng. Sửa đổi để khắc phục sự bất cập giữa thời hạn điều tra và thời hạn tạm giam để tra trong một số trường hợp.

第4点 捜査期間及び捜査のための勾留期間：

事件解決を迅速化させること，各訴訟遂行機関の責任を強化すること，各訴訟遂行機関にプレッシャーを与えないようにすることを目的として，刑法の犯罪分類と，事件の複雑な状態を調和させるような方向で改善を図る。一部の場合における捜査期間と捜査のための勾留期間との間での欠点を克服するために修正する。

CHƯƠNG X: KHỞI TỐ BỊ CAN VÀ HỎI CUNG BỊ CAN

10章：被疑者立件及び被疑者の取調べ

- **Thứ nhất**, sửa đổi căn cứ khởi tố bị can.

-**第1点** 被疑者立件の根拠の改正

- **Thứ hai**, về thẩm quyền phê chuẩn việc khởi tố bị can

-**第2点** 被疑者立件の承認の管轄権限に関して

- **Thứ ba**, sửa đổi thẩm quyền khởi tố bị can của Viện kiểm sát

-**第3点** 検察院の被疑者立件の管轄権限を改正

11章：証人，被害者，民事原告，民事被告，事件の利害関係人の供述録取，対質，人定

12章：身体搜索，住居，勤務地，土地，物，通信，電報，郵便小包，郵便物の搜索の根拠

- **Thứ nhất**, sửa đổi, bổ sung theo hướng quy định chi tiết và chặt chẽ việc tiến hành các biện pháp điều tra nhằm bảo đảm việc tiến hành điều tra được khách quan, toàn diện, đáp ứng yêu cầu dân chủ, công khai, minh bạch, tôn trọng và bảo vệ quyền con người.

第1点

客観的，全面的，かつ民主，公開，透明性の要求に応え人権を尊重し保護した捜査の実行を保証するため，各捜査手段を具体的，かつしっかりと規定する方向で修正，補充する。

- **Thứ hai**, quy định chặt chẽ căn cứ, thủ tục, thời hạn trưng cầu giám định. Xác định cụ thể cơ chế đánh giá và sử dụng kết luận giám định; Loại bỏ một số trường hợp bắt buộc trưng cầu giám định khi đã có đủ chứng cứ chứng minh hoặc những vấn đề ai cũng biết; Mở rộng phạm vi bắt buộc phải trưng cầu giám định trong một số trường hợp; Quy định việc áp giải người bị hại trong một số trường hợp từ chối giám định.

第2点

鑑定意見要求の根拠，手続き，期間をしっかりと規定する。鑑定結論の評価と使用に関するメカニズムを具体的に確定する；証明可能な証拠が十分にある，又は，誰もが知っている問題である際には，一部，鑑定意見要求を実施しなければならない場合を除外する；被害者が，鑑定を拒否した場合に，被害者を勾引することを規定する。

15章：公訴提起決定

- **Thứ nhất**, sửa đổi thời hạn truy tố; tăng thời hạn giao nhận các quyết định tố tụng của Viện kiểm sát cho Tòa án và những người tham gia tố tụng

第1点

公訴期間の修正；裁判所及び訴訟参加人に対する検察院の訴訟決定を送付して受領する期間を増やす。

- **Thứ hai**, bổ sung chế định miễn tố áp dụng đối với một số trường hợp Viện kiểm sát xét thấy không cần thiết xử lý về hình sự.

第2点

検察院が，刑事に関して処理の必要がないと思料する場合に対しての免訴適用制度を補充する¹¹。

- **Thứ ba**, đổi mới hình thức và nội dung cáo trạng theo hướng ngắn gọn.

第3点

起訴状の形式と内容を簡略化する方向で改正

- **Thứ tư**, đổi mới chế định trả hồ sơ để điều tra bổ sung theo hướng quy định cụ thể căn cứ trả hồ sơ.

第4点

¹¹ 起訴便宜主義の採用と思われる。

記録返却の根拠を具体的に規定する方向で、補充捜査のための記録返却の制度を新しく変える。

- **Thứ năm**, sửa đổi chế định đình chỉ vụ án theo hướng phân biệt rõ trường hợp đình chỉ vụ án với trường hợp miễn truy tố; bổ sung quy định phục hồi truy tố khi có lý do hủy bỏ quyết định đình chỉ, tạm đình chỉ vụ án.

第5点

公訴提起を免除する場合と事件中止の場合とを明確に判別するという方向で、事件中止の制度を修正する。

第3編：第一審

16章：各級の裁判所の管轄権限

- **Thứ nhất**, bổ sung quy định để xác định thẩm quyền xét xử của Tòa án đối với vụ án có yếu tố nước ngoài

第1点

外国要素のある事件に対する裁判所審理の管轄権限を確定するための規定を補充する。

- **Thứ hai**, sửa đổi quy định chuyển vụ án theo hướng khi thấy vụ án không thuộc thẩm quyền của mình thì Tòa án chuyển hồ sơ vụ án cho Viện kiểm sát đã truy tố thay cho quy định chuyển trực tiếp cho Tòa án có thẩm quyền như hiện hành.

第2点

事件が自らの管轄権限に属さないと思料した場合、現行のように、裁判所が、直接管轄権限のある裁判所に直接移送する代わりに、公訴提起した検察院に事件を移送するという方向で事件移送の制度を修正する。

- **Thứ ba**, nghiên cứu việc chuyển chương này sang “Phần những quy định chung” và đổi tên thành Chương Thẩm quyền để điều chỉnh thống nhất thẩm quyền của các cơ quan tiến hành tố tụng.

第3点

この章（裁判所の管轄権限）を、総則規定に移すこと、訴訟遂行機関の管轄権限の統一を図るために、管轄権限という名称とする変更すること、を研究する。

17章：公判（審理）準備

- **Thứ nhất**, bổ sung các quy định nhằm giải quyết các tình huống phát sinh trong giai đoạn chuẩn bị xét; bổ sung một số thủ tục mới đáp ứng yêu cầu nâng cao chất lượng tranh tụng tại phiên tòa...

第1点

公判審理の準備段階において発生する状況を解決するための規定を補充する；公判廷における争訟（当事者主義的弁論）の品質向上の要求に応えるために一部手続きを新たに補充する。

- **Thứ hai**, sửa đổi các quy định về thời hạn chuẩn bị xét xử nhằm tạo điều kiện cho Thẩm phán có đủ thời gian nghiên cứu hồ sơ vụ án.

第2点

裁判所に、事件記録の検討期間を十分に与えるために、公判審理の準備期間に関する規定を修正する。

1 8 章：公判廷における訴訟手続きに関する総則規定

- **Thứ nhất**, quy định Kiểm sát viên, bên bào chữa có quyền đề nghị triệu tập những người cần xét hỏi đến phiên tòa để bảo đảm tranh tụng tại phiên tòa.

第1点

公判廷における争訟を保証するために、検察官や、弁護側において、尋問の必要のある者を公判廷に招集することを提案する権限をもうけることを規定する。

- **Thứ hai**, bổ sung quy định trong những trường hợp cần thiết phải chứng minh tính có căn cứ và hợp pháp của việc thu thập chứng cứ trước phiên tòa, điều tra viên được triệu tập và phải có mặt tại phiên tòa để diễn giải quá trình thu thập chứng cứ vụ án để tăng cường trách nhiệm của các cơ quan trong quá trình giải quyết vụ án hình sự, thực hiện chủ trương nâng cao chất lượng tranh tụng tại phiên tòa

第2点

刑事事件解決過程における各機関の責任を強化すること、公判廷における争訟（当事者主義的弁論）の品質向上を実現することを目的として、事件の証拠を収集する過程を解決するために、裁判所において、証拠収集の根拠を証明しなければならない場合や、捜査官が招集されて、公判廷に出席しなければならない場合の規定を補充する。

- **Thứ ba**, sửa đổi quy định sự có mặt của Kiểm sát viên tại phiên tòa theo hướng đối với những vụ án phức tạp có thể có nhiều Kiểm sát viên tham gia phiên

tòa; đối với những vụ án thuộc thẩm quyền điều tra của cơ quan điều tra cấp dưới nhưng cơ quan điều tra rút lên để điều tra thì Viện kiểm sát đã thực hành quyền công tố, kiểm sát điều tra sẽ tham gia phiên tòa sơ thẩm để thực hành quyền công tố, kiểm sát xét xử.

第3点

複雑な事件に関しては、複数の検察官が公判廷に参加するという方向で、検察官の公判廷への出席に関する規定を修正する；下級の捜査機関の捜査権限に属する事件であるが、上級の捜査機関に事件が移送された場合、公訴権や捜査検察を実行した検察院は、公訴権や公判審理の検察を実行するために、第一審の公判廷に参加することになる。

- *Thứ tư*, để bảo đảm nguyên tắc có điều tra, truy tố (buộc tội) mới có xét xử, đề nghị sửa đổi giới hạn xét xử theo hướng Tòa án chỉ xét xử những bị cáo về những hành vi theo tội danh mà Viện kiểm sát đã truy tố. Trường hợp qua xét xử tại phiên tòa phát hiện bị cáo phạm vào tội khác với tội Viện kiểm sát truy tố thì trả hồ sơ yêu cầu Viện kiểm sát điều tra bổ sung.

第4点

検察院が公訴提起した罪名に従って、その行為に関してのみ被告人を審理するという方向で、公判審理の限界の改正を提案する。公判廷での審理経過において、検察官が公訴提起した罪とは別の犯罪が被告人に発見された場合、検察院に補充捜査を要求するために、記録を返却することになる。

20章：公判廷における尋問手続き

- *Thứ nhất*, sửa đổi nhiệm vụ, quyền hạn của Tòa án, Viện kiểm sát, bị cáo và người bào chữa tại phiên tòa sơ thẩm cho phù hợp với việc tổ chức thực hiện các chức năng cơ bản của TTHS (chức năng buộc tội – chức năng bào chữa – chức năng xét xử). Tòa án chỉ thực hiện chức năng xét xử, không có trách nhiệm chứng minh tội phạm. Viện kiểm sát có trách nhiệm chứng minh tội phạm, chứng minh cho sự buộc tội của mình trước phiên tòa. Bị cáo, người bào chữa có quyền bình đẳng với Kiểm sát viên trong việc đưa ra chứng cứ, yêu cầu, tranh luận dân chủ trước phiên tòa. Tòa án phải có trách nhiệm để bảo đảm sự tranh tụng bình đẳng giữa các bên.

第1点

第1審公判における裁判所、検察院、被告人及び弁護人の任務、権限を、刑事訴訟の基本機能（犯罪追求機能—弁護機能—審理機能）の実現に適合するように改正する。裁判所は、審理機能だけを実行し、犯罪証明責任を

負わない。検察院は、犯罪証明責任を負い、公判廷において、自らの犯罪追求を証明する。被告人、弁護人は、裁判における証拠提出、要求、民主的な争論（弁論）において、検察官と平等の権利がある。裁判官は、両当事者間の平等な争訟（弁論）を担保する責任がある。

- *Thứ hai*, thay đổi cơ bản trách nhiệm và trình tự xét hỏi tại phiên tòa theo hướng việc xét hỏi chủ yếu do bên buộc tội, bên bào chữa thực hiện.

第2点

公判廷における基本的な尋問責任、尋問順序は、犯罪追求側、防御実行側による要求のみでの尋問という方向に変更¹²する。

- *Thứ ba*, bổ sung các quy định cụ thể về thủ tục hỏi, xuất trình tài liệu, chứng cứ, tranh luận để bảo đảm phiên tòa thực sự là nơi công khai, kiểm tra toàn bộ các chứng cứ của vụ án.

第3点

公判廷が、公開された場所であり、事件の証拠を全面的に審査する場所であることを真に保証するため、尋問、資料、証拠提出、争論（弁論）の手続きに関して、具体的に各規定を改正する

2 1 章：公判廷における争論（弁論）

Quy định cụ thể căn cứ và nội dung lời luận tội của Kiểm sát viên; trình tự phát biểu của những người tham gia tố tụng khi tranh luận để đáp ứng yêu cầu nâng cao chất lượng tranh tụng tại phiên tòa.

検察官の論告（言葉、語句）の根拠及び内容の具体的な規定；公判廷における争訟の品質向上の要求に応えるための訴訟参加人の発表順序

2 2 章：判決評議及び判決宣告

- *Thứ nhất*, sửa đổi, bổ sung các quy định nhằm tăng cường tính minh bạch của quá trình nghị án theo hướng quy định cụ thể hơn các thủ tục diễn ra trong giai đoạn nghị án, trách nhiệm của chủ tọa phiên tòa điều khiển phiên họp nghị án và các thành viên khác.

第1点

¹² 現在は、裁判官が主に尋問を行い、検察官、弁護人の尋問は補充的である（207条）

判決評議段階における手続き、判決評議の際の裁判長や他の構成員の責任をより具体的に規定する方向で、判決評議の透明性を強化するための規定を改正、補充する。

- **Thứ hai**, sửa đổi, bổ sung các quy định để bảo đảm tính nghiêm minh của bản án nói riêng và hoạt động xét xử nói chung theo hướng quy định rõ thời điểm tuyên án, nội dung biên bản phiên tòa, trách nhiệm của chủ tọa và thư ký phiên tòa trong việc bảo đảm tính chính xác của biên bản phiên tòa...

第2点

判決宣告時点、公判調書の内容、公判調書の正確性を担保するための裁判長及び諸機関の責任をより明確に規定する方向で、個別的な判決発行や一般的な審理活動の厳格性を保証するための規定を修正、補充する。

第4編 控訴審（覆審）

2 3 章：控訴審の性質及び控訴権，異議申し立て権

- **Thứ nhất**, sửa đổi các quy định nhằm xác định các Tòa án có thẩm quyền xét xử phúc thẩm gồm: Tòa án nhân dân cấp tỉnh và Tòa án nhân dân cấp cao.

第1点

裁判所の控訴審の管轄権限を確定するための規定を補充する。

- **Thứ hai**, sửa đổi, bổ sung các quy định nhằm nâng cao chất lượng kháng nghị của Viện kiểm sát theo hướng

第2点

検察院の異議申し立ての品質が向上するように規定を改正、補充する。

2 4 章：控訴審手続き

- **Thứ nhất**, sửa đổi các quy định về thẩm quyền của Tòa án cấp phúc thẩm cho phù hợp với chức năng của Tòa án và yêu cầu bảo đảm quyền bào chữa của bị cáo

第1点

裁判所の機能及び被告人の弁護権の保証要求に適合するように、控訴審クラスの裁判所の管轄権限に関する規定を修正する。

- **Thứ hai**, bổ sung các quy định nhằm tạo điều kiện để Viện kiểm sát cùng cấp kiểm tra bản án phúc thẩm, đề xuất việc xem xét kháng nghị.

第2点

検察院において、控訴審判決を検査し、異議申し立てを検討して提案するためによりよい条件を作出するための規定を補充する。

第5編：裁判所の判決及び決定の執行

Trong điều kiện Quốc hội đã ban hành Luật thi hành án hình sự và Luật thi hành án dân sự điều chỉnh cụ thể các quan hệ phát sinh trong quá trình thi hành án, việc sửa đổi BLTTHS cần theo hướng xác định hợp lý phạm vi điều chỉnh của BLTTHS và Luật thi hành án hình sự..

判決執行過程において発生する関係を具体的に調整するために、国会において制定された刑事判決執行法、民事判決執行法の条件において、刑訴法の改正は、刑訴法と刑事判決執行法の調整範囲を合理的に確定するという方向で実施されなければならない。

第6編：法的効力を持った判決文，決定の再検討

- *Thứ nhất*, sửa đổi BLTTHS nhằm tăng cường tính chuyên nghiệp của cấp xét xử này, đồng thời xác định rõ các Tòa án có thẩm quyền giám đốc thẩm, tái thẩm cho phù hợp.

第1点

この審理階級の専門性を強化するために、刑訴法を改正すると同時に、監督審、再審の裁判所の管轄権限もこれに適合するように明確に確定する。

- *Thứ hai*, quy định chặt chẽ căn cứ kháng nghị giám đốc thẩm nhằm khắc phục tình trạng kháng nghị tràn lan theo hướng chỉ gồm 2 căn cứ: 1/ Có sai lầm nghiêm trọng trong áp dụng pháp luật dẫn đến sai sót nghiêm trọng trong xử lý vụ án; 2/ Có vi phạm nghiêm trọng thủ tục tố tụng dẫn đến sai lầm nghiêm trọng trong xử lý vụ án. Những vi phạm thủ tục tố tụng hoặc những sai sót trong áp dụng pháp luật không dẫn đến hậu quả nghiêm trọng thì không coi là căn cứ để kháng nghị giám đốc thẩm

第2点

2つしか異議申し立ての根拠がない状態を克服するためにも、監督審の異議申し立ての根拠をしっかりと規定する。1つ目は、法律適用に重大な誤りがあり、これにより、事件処理において、重大なミスが生じたという場合。2つ目は、訴訟手続きに違反があり、これにより、事件解決に重大なミスが生じた場合である。訴訟手続きの違反、又は法律適用の誤りがあっても重大

な効果が発生しなかった場合には、監督審の異議申し立てのための根拠とはみなされない。

- **Thứ ba**, sửa đổi phạm vi giám đốc thẩm theo hướng chỉ giới hạn trong phạm vi kháng nghị để phù hợp với tính chất của giám đốc thẩm là thủ tục đặc biệt chứ không phải cấp xét xử thứ ba.

第3点

第三審ではなく、特別手続きであるという監督審の性質に適合するように、異議申し立ての範囲における限界のみをもうけるという方向で、監督審の範囲を改正する。

第7編：特別手続き

27章：未成年に対する訴訟手続き

- **Thứ nhất**, sửa đổi, bổ sung thủ tục này theo hướng không chỉ áp dụng với người chưa thành niên phạm tội mà áp dụng cho cả người chưa thành niên là người bị hại, người làm chứng.

第1点

罪を犯した未成年だけではなく、被害者、証人である未成年者のためにも適用されるように、この手続きを改正、補充する。

- **Thứ hai**, rút ngắn thời hạn điều tra, truy tố, xét xử các vụ án có người chưa thành niên phạm tội; rút ngắn thời hạn tạm giam đối với bị can chưa thành niên so với bị can đã thành niên, đồng thời phân hóa thời hạn tạm giam giữa người từ đủ 14 tuổi đến dưới 16 tuổi với người từ đủ 16 tuổi đến dưới 18 tuổi.

第2点

未成年者の事件の捜査、公訴提起、審理の期間を短縮する。成人の被疑者と比較して、未成年の被疑者に対する勾留期間を短縮すると同時に、14歳以上16歳未満と、16歳以上18歳未満との間での勾留期間を分ける。

- **Thứ ba**, hoàn thiện căn cứ bắt, tạm giữ, tạm giam theo hướng kết hợp giữa tiêu chí phân loại tội phạm trong BLHS với tiêu chí bị can có thể trốn, che giấu, tiêu hủy chứng cứ hoặc tiêu chí không có chỗ ở ổn định.

第3点

刑法における犯罪の分類基準と被疑者の逃亡、証拠隠滅の基準、又は住居が安定している否かの基準と調和させるという方向で、逮捕、暫定留置、勾留の根拠を改善する。

- *Thứ tư*, quy định chặt chẽ thời gian tối đa tiến hành hỏi cung và lấy lời khai của người chưa thành niên nhằm khắc phục những bất cập trong thực tiễn tiến hành biện pháp này thời gian qua.

第4点

未成年者の取り調べ、事情聴取を実施する時間をしっかりと規定し、この手段を実施する上で、時間が超過するという欠点を克服する。

- *Thứ năm*, để tạo điều kiện cho người chưa thành niên tái hòa nhập cộng đồng và tránh sự kỳ thị của xã hội, sửa đổi theo hướng việc tiến hành các thủ tục tố tụng đối với người chưa thành niên phải bảo đảm giữ bí mật các thông tin liên quan đến người chưa thành niên, việc xét xử các vụ án có người chưa thành niên được xét xử kín, trừ trường hợp do pháp luật quy định.

第5点

未成年者がコミュニティに復帰し、社会からの軽視されることを防ぐためのより良い条件を作出するために、未成年者に対する各訴訟手続きにおいて、未成年者に関連する各種情報の秘密保持を保証しなければならないし、未成年者に対する事件審理は、法律が規定する場合を除き、非公開の審理でなければならない。

3 4 章 : 簡易手続き

- *Thứ nhất*, để bảo đảm tính dân chủ, chặt chẽ của việc áp dụng, đề nghị bổ sung căn cứ áp dụng là phải có sự đồng ý của người phạm tội.

第1点

適用の民主性、確実性を担保するために、適用根拠として、犯罪者の同意を必要とするように補充するよう提案する。

- *Thứ hai*, ngoài các vụ án đáp ứng điều kiện tại Điều 139, mở rộng phạm vi áp dụng thủ tục rút gọn với cả những vụ án phạm tội không quả tang nhưng thuộc loại tội ít nghiêm trọng, chứng cứ và lai lịch người phạm tội rõ ràng, người phạm tội nhận tội.

第2点

139条の条件に対応する事件のほか、現行犯逮捕ではないが、それほど重大ではなく、証拠が明白で、犯罪者にとっても利益があり、犯罪者が罪を認めている事件に対しても、簡易手続きを適用してその範囲を拡大する。

- **Thứ ba**, để phát huy hiệu lực thực tế của thủ tục rút gọn, nâng cao trách nhiệm của các cơ quan tiến hành tố tụng trong việc áp dụng thủ tục này, quy định trách nhiệm của các cơ quan tiến hành tố tụng bắt buộc phải áp dụng khi vụ án có đủ các căn cứ luật định (không quy định tùy nghi như hiện nay). Đồng thời, việc áp dụng được thực hiện trong bất cứ giai đoạn nào: điều tra, truy tố, xét xử sơ thẩm.

第3点

簡易手続きの実際の効力を発揮させるため、この手続き適用における訴訟遂行機関の責任を向上させ、法律が規定する根拠を満たす場合には、訴訟遂行機関は、これを適用することを義務付けられる（現在のように、適宜（裁量）とする規定を置かない）。

- **Thứ tư**, thực hiện chế độ xét xử do một Thẩm phán tiến hành (không có Hội thẩm tham gia).

第4点

一人の裁判官（審理合議体）によって、審理可能とする制度の実現（単独裁判の実現）

3 5 章：刑事訴訟における不服申し立て、告訴告発

- BLTTHS quy định người tham gia tố tụng có quyền đưa ra yêu cầu đối với cơ quan tiến hành tố tụng, người tiến hành tố tụng nhưng lại chưa quy định thẩm quyền, trình tự, thủ tục, thời hạn giải quyết yêu cầu của họ. Đề nghị bổ sung thủ tục giải quyết yêu cầu của người tham gia tố tụng vào chương này.

- 刑訴法は、訴訟参加人が訴訟遂行機関、訴訟遂行人に対して（不服申し立て等の）要求ができる旨規定しているが、未だ、彼らの要求を解決するための管轄権限、順序、手続き、期限が規定されていない。この章（不服申し立て等）における訴訟参加人の解決手続きを補充することを提案する。

第8編：国際協力

- **Thứ nhất**, xác định hợp lý phạm vi điều chỉnh của BLTTHS và Luật tương trợ tư pháp đối với vấn đề hợp tác quốc tế trong TTHS. Trên cơ sở xác định rõ tương trợ tư pháp về hình sự thực chất là việc các nước hỗ trợ nhau cùng giải quyết một vụ án hình sự có yếu tố nước ngoài, theo đó, Luật tương trợ tư pháp sẽ chủ yếu quy định thẩm quyền, trình tự, thủ tục tiếp nhận ủy thác tư pháp của nước ngoài và thông báo cho nước ngoài kết quả thực hiện ủy thác tư pháp, gửi ủy thác tư pháp đề nghị nước

ngoài tương trợ “tức là quy định đầu vào và đầu ra”. BLTTHS sẽ quy định đầy đủ, cụ thể thẩm quyền, trình tự, thủ tục, thời hạn thực hiện tương trợ tư pháp, dẫn độ./.

第1点

刑法における国際協力問題に鑑定，刑訴法及び司法共助法との合理的な調整範囲を確定する。刑事に関する司法共助は，実質的には，相互に補助し合う国であり，外国要素のある刑事事件を解決するということを明確に確定した上で，司法共助法は，主に外国の司法委託の管轄権限，順序，手続き，受理及び司法委託の実行結果を外国への報告，外国人対して司法共助を委託するための司法委託の送付を規定することになり，刑訴法は，十分，かつ具体的に，司法共助の実行のための管轄権限，順序，手続き，期間を規定することになる。

以上

～ 国際研修 ～

第 43 回ベトナム法整備支援研修 ～民事判決執行法～

国際協力部教官
三 浦 康 子

第 1 はじめに

2013 年 1 月 8 日 (火) から同月 16 日 (水) まで、民事判決執行法をテーマとする第 43 回ベトナム法整備支援研修を実施した。日程は文末に添付した日程表のとおりである。

本研修は、ベトナム司法省及び内務省から、グエン・ヴァン・ソン司法省民事判決執行総局副局長を団長とする 8 名の研修員を招いて実施した。文末に添付の研修員名簿を添付する。

第 2 本研修実施の背景

ベトナムでは、1986 年に打ち出されたドイモイ (刷新) 政策により、市場経済の導入が決定され、その推進のために、民商事法分野を中心とする法制度の整備が進められている。当部は、1994 年から、国際協力機構 (以下「JICA」という。) と協力して、ベトナムに対する法整備支援を継続してきている。

現在は、2011 年 4 月にスタートした法・司法制度改革支援プロジェクト (フェーズ 2) を実施中である。現プロジェクトは、中央司法関係機関が、現場の実務に関する全国的なモニタリング・指導・助言・監督の能力を向上させ、また、適正な裁判の基礎となる実体法・手続法・組織法等の法規範文書の草案を適切に作成することを目標とするものであり、具体的な活動内容の一つとして、司法省が、民事判決執行法に関する情報を収集し、分析するためのセミ

ナー等を開催することが挙げられている。本研修はその活動の一環として実施されたものである。

第 3 民事判決執行法支援の歩み

1 本研修について報告するに先立ち、テーマとなった民事判決執行法の支援の歩みについて整理したい。整理に当たっては、酒井一名古屋大学教授、石那田隆之弁護士 (大阪弁護士会所属、元ベトナム長期派遣専門家)、竹内努裁判官 (現司法研修所教官、元ベトナム長期派遣専門家)、榊原信次裁判官 (現名古屋高等裁判所判事、元ベトナム長期派遣専門家)、宮崎朋紀裁判官 (現福岡地裁行橋支部判事、元国際協力部教官)、西岡剛ベトナム長期派遣専門家 (チーフアドバイザー)、多々良周作裁判官 (現札幌地裁判事判事補、本研修当時のベトナム長期派遣専門家) の著作や報告書等を参考にさせていただいた。この場をお借りして御礼申し上げたい。

2 草創期

ベトナムに対するわが国の ODA ベースによる法整備支援は、1994 年から開始され、同年 10 月には第 1 回の法整備支援研修が実施されている。

1996 年 12 月には、JICA により「法整備支援プロジェクト」が開始された。このプロジェクトでは、民事執行法を含む民事手続法の改善が目標とされ、1997 年 10 月に実施された第 5 回の法整備支援研修では、民事執行法が民事訴訟法と並んでテーマとさ

れた。同研修の研修員のカントリーレポートによると、当時、民事判決執行について規定する民事判決執行令（1993年7月1日制定）について、より債権者に主導的、積極的な役割を果たさせる方向や、執行業務を段階的に民間に移行する方向への改正、司法警察の設立などが志向されていたようである。なお、同法令により、従前は裁判所にあった執行権限が、司法省に移されることになった。¹

3 法整備支援プロジェクトフェーズ2

1999年12月からは、「法整備支援プロジェクトフェーズ2」が開始された。フェーズ2では、司法省のみであった対象機関を、最高人民検察院、最高人民裁判所にひろげ、各種法律の立法作業への助言、法体系整備への助言、及び人材育成が3本柱とされた。この支援内容の拡充に伴い、長期専門家も、従前の弁護士1名に、検察官及び裁判官出身者1名ずつが加わった。

フェーズ2実施中の2000年と2001年には、現役の裁判官(判事補)が短期専門家として派遣され、民事執行法をテーマとする現地セミナーが実施されている。²

2004年1月には、従前の執行令では不十分であった執行機関の独立性確保や、投資証券の差押えに関する規定、執行の猶予や執行の中止等の規定の整備、民事判決執行に応じる能力のない者に対する減免の措置に関する規定の新設等を内容とする、新たな民事判決執行令³が制定された。当時の民事判決執行手続及びその課題等については、フェーズ2の長期派遣専門家であった竹内努裁判官による研究報告「ベトナムにおける法的紛争の解決～民事執行手続とそ

の実情を中心として」(本誌第4号4頁)において、詳しく説明されている⁴。

4 法整備支援プロジェクトフェーズ3

2003年7月からは、「法整備支援プロジェクトフェーズ3」に移行した。フェーズ3においては、「民法を中心とした民商事分野立法支援」及び「法曹強化」が2本柱とされた。このうち立法支援について、起草が進められている民法との整合性を図るべき法律として、判決執行法⁵も対象とされていた。

フェーズ3の活動の中心であったのは、民事訴訟法及び破産法並びに改正民法の起草であったが、民事訴訟法及び破産法については2004年6月に、改正民法については2005年5月にそれぞれ成立した。新たに制定された民事訴訟法の第30章及び第31章には、執行に関する9条の条文が置かれている。⁶

2005年7月には、本研修においても講師を努めていただいた酒井一教授が、判決執行法の現地セミナーで日本の民事執行制度について紹介されるなど、様々な活動が行われたが、改正法は、フェーズ3の期間内には成立に至らなかった。

5 法・司法制度改革プロジェクト

2007年4月、これまでのプロジェクトとから装いを新たにした「法・司法制度改革プロジェクト」が開始された。①パイロット地区とされたバクニン省における実務上の問題の発掘・解決策検討等を通じて蓄積された経験をいかして、②中央機関が地方の職員の実務能力向上のための指導・支援体制の確立を進め、③その経験・教訓を法令の改正や、④法曹養成機関におけるカリキュラム等の作成にいかす、

⁴ この文献で竹内裁判官が指摘されている体系性の欠如(上位規範の下位規範への優先性などの原則が徹底されていないこと)、法規範の非公開、執行機関の独立性の不徹底といった課題は、現時点でも解消されているとはいえないように思われるものの、執行機関の独立性を中心として、解消に向けた努力は払われているようである。

⁵ 当時は、刑事事件の判決も含めて立法する方向であったことから、「民事判決執行法」ではなく「判決執行法」という語が使われていた。

⁶ 執行の対象である裁判所の判決、決定についての規定が中心である。

¹ 執行権限が裁判所から司法省に移されたという点は、日本とベトナムの執行制度を比較する上で、十分に留意が必要な点と思われる。

² 榊原信次「裁判官と法整備支援」(慶應法学第6号443頁)参照

³ 民事判決執行令は、国会常務委員会により制定され、後に国会によって法律として制定されることが予定されている暫定的性格を持つ法規範であった。

というのが同プロジェクトの内容である。

このうち③の具体的な活動の一つとして、判決執行法の草案に関するセミナー及びワークショップを実施することとなっており、今回の研修で酒井教授とともに講師をお務めいただいた石那田弁護士が、担当の長期派遣専門家として、たびたびワークショップ等に参加して草案にコメントを行うなどの活動をされた。

その結果、民事判決執行法は、2008年11月に成立し、2009年7月に施行されるに至った。⁷

同年12月には、同法の適切な運用に向けて日本の執行実務を学びたいとのベトナム司法省からの要望を受けて、本邦研修が実施された⁸。

6 支援の成果としての民事判決執行法

2009年12月に実施された本邦研修の際に、研修員から発表のあったカントリーレポートによると、民事判決執行法が2004年の民事判決執行令から大きく変更された点は、組織的管理システムと執行システムに関する部分ということである。

まず組織的管理システムについてみると、2004年の民事判決執行令において意識されていたものの、十分な解決は図られなかった執行機関の独立性について、司法省の民事判決執行局を格上げして総局とし、ベトナム司法大臣に対しての諮問機能的な役割を持たせ、地方機関に対する管理・監督権限を強化することにより対応している。⁹

執行の手續面における大きな変更点は、執行対象

財産の特定を、裁判所の義務から当事者の義務へと移した点である(31条1項)。ベトナムの現状を考慮して、当事者が努力をしても実施できない場合には、当事者は執行機関に義務を履行してもらうことができることとされており(44条1項)、実際には、執行官が財産を探索することが多いようであるものの、前記の1997年10月の研修当時からの問題意識がようやく結実したものと評価できる。他に、知的財産権関係の差押えや評価に関する規定、財産の開発に関する管理の規定(日本の強制管理に類似する手續)が新設されている。

これらの民事判決執行法で改められた諸点は、本邦研修、現地セミナー、長期派遣専門家のワークショップへの参加等により、日本側がインプットを行ってきた部分が相当程度反映されている。2009年12月の本邦研修に参加した研修員も、執行機関の独立性、判決執行活動の明確性・効果、財産の差押えや差押財産の利用、知的財産の差押え及び競売などについて、日本による支援をいかして民事判決執行法を起草した旨述べている。

民事判決執行法の特色については、当部の元教官である宮崎朋紀裁判官による「ベトナム判決執行法の主な特徴」(本誌42号101頁)に詳しく紹介されているので、そちらを御参照いただきたい。

第4 本研修の概要

1 本研修に先立ち、研修員が関心を持っている事項について、長期派遣専門家を通じて提示を受けた。そのうち、基本的な事項を中心とする部分については、ベトナム出国前に、長期派遣専門家(当時)の多々良裁判官がレクチャーを行った。これにより、研修員らは、日本とベトナムの執行制度の基本的な相違点について理解をした上で、本研修に臨むことができた。

それ以外の関心事項については、本研修において、酒井教授、石那田弁護士及び三谷忠之教授(香川大

⁷ 刑事判決執行部分については、草案の起草が進まなかったことなどから、まずは民事判決執行部分のみを制定することとし、現在の「民事判決執行法」という名称で制定された。

⁸ 西岡剛「第33回ベトナム法整備支援研修」(本誌43号124頁)参照

⁹ 県級レベルの執行局に対しては、省級レベルの執行局を通じて管理・監督する。

¹⁰ 民事判決執行法172条、173条では、人民委員会が執行機関から報告を聴取したり、意見を述べることができるとされており、一般的なものとどまるとしても、日本の感覚からは、独立が確保されているとは評価し難い。もっとも、人民委員会の任務及び権限が法律に明示されたという意味において、前進したと評価することはできるだろう。

学・愛媛大学連合法務研究科)に御講義いただいた。また、大阪地方裁判所第14民事部(執行事件専門部)の訪問時にも御説明いただくことができた。

2009年12月の本邦研修時と比較すると、より実務的、具体的内容の関心事項が多くみられた。

2 石那田弁護士による講義

1月9日(水)の午後、石那田弁護士から、財産の差押についての御講義をいただいた。講義という表現を用いたが、一方的に日本の制度を説明するのではなく、日本とベトナムがそれぞれ「民事執行手段の確実性、迅速性及び経済性の確保、債務者その他の関係人の正当な利益の保障及び債務者の最低限度の生活保障」といった大きな目的の調整をどのように行っているかという視点からの制度比較といった形で行われた。そのため、研修員から、ベトナムの実情について具体的な紹介がなされ、日本側にとっても得るものが多いカリキュラムとなった。

石那田弁護士から、差押の対象となる財産の処分が禁止される時期について尋ねたところ、債務者に支払を命じる判決の確定時であるとの回答があった。必ずしも債務者の全ての財産が凍結されるわけではなく、特定の財産についてのみ処分を禁じる判決もあるようである。

その根拠規定は、民事訴訟法や民事判決執行法ではなく、司法省、最高人民裁判所及び最高人民検察院の合同通達(2010年7月26日通達の6条)であるとのことであった。

判決の確定によって財産の処分禁止効が生じている場合、それを知りようもないまま取引に入った第三者が不測の損害を受ける可能性があるから、取引の安全を害するものといわざるをえない。また、そのような大きな効果を有する規定が法律レベルで定められていない点も、課題といえよう。

他にも様々な相違点が判明したが、全体として、ベトナムの民事判決執行制度は、債権の回収を第一義としつつ、それを貫くことによる債務者の困窮を

防ぐために執行官に幅の広い裁量を与えているものと捉えることができるように思われた。また、この裁量の広さが、違法として国家賠償責任を迫及される可能性とあいまって、ベトナムの執行官の職務を困難なものにしているようにも感じられた。

3 三谷教授による講義

1月11日(金)には、三谷教授に、「日本の民事執行制度の歴史及び近時の民事執行法改正について」というテーマで御講義をいただいた。

三谷教授には、古い字体で書かれ、解読するのも困難な資料を紐解かれるなど、周到な御準備をいただいた。日本人からみても興味深い内容であったので、以下、三谷教授御作成のレジюмеに基づいて、ごく一部であるがご紹介したい。

江戸時代、「身代限り(しんだいかぎり)」という、判決で命じられたにもかかわらず借財を支払わない債務者について、職権により、普段着以外はすべての財産を取り上げて、債務の額に応じて債権者に引き渡す手続があった。それでも完済に至らない場合には、免責されることはなく、債務者の財産状態が回復すれば、債権者はその残額を請求できた。執行機関は、債務者の属する町役人や村役人であった。

身代限りは、明治以降も、差押禁止財産についての規定や入札の規定が整備されるなどの変容を受けながらも存続したが、欧米諸国からの民事執行法令整備に向けたプレッシャーを受けて、債権者からの申し立てを待って執行を開始する方向に進んだ。

そして、明治24年に施行された民事訴訟法(いわゆる明治民事訴訟法)において、個別の特定された財産を執行の対象とし、執行機関を裁判所と執達吏(現在の執行官)とに分属させる近代的な民事執行規定が整備されるに至ったものである。

研修員からは、裁判所から司法省に執行業務が移転されたベトナムと異なり、裁判官と執行官に分属されていることについて、それぞれの独立性が保たれないのではないかという疑問も呈されたが、日本

とベトナムの歴史や統治機構の仕組みの違いを反映しており、一方のみが正解ということではないのではないかという日本側の説明により、一応の納得が得られたようであった。

4 酒井教授による講義

1月14日(月)には、酒井教授から、強制執行における換価の手續を中心に御講義をいただいた。酒井教授は、従前からベトナム民事訴訟法、民事判決執行法の支援に関与されており、ベトナム法と日本法との違いについての知識をいかし、研修員から実情についての説明を聴取しながら御説明いただいた。また、石那田弁護士も同席され、質疑応答等に対応していただくことができた。

質疑応答では、株式に対する執行、不買の場合の再評価の仕組み、土地と建物で権利者が異なる場合の執行、財産の価額を上回る被担保債権額についての抵当権設定の可否¹¹、競売時の評価額決定の方法¹²といった様々な事項について、活発な制度比較と意見交換が行われた。

5 大阪地方裁判所執行センター訪問

座学だけではなく、日本の民事執行の現場の様子を見聞してもらうという趣旨から、1月10日(木)の午後は、大阪地方裁判所執行センター(大阪地方裁判所第14民事部(民事執行事件専門部))を訪問した。

同センターでは、まず、高橋文清部総括裁判官から、概況説明、迅速に統一的な処理を行うための工夫、強制管理や担保不動産収益執行、財産開示手續の流れなどについて御説明いただいた。同センターでは、2008年4月から、一部の事件について配当まで平均6か月程度で行うことを目標とした「ファストトラック」(迅速処理のための運用)という取組を

実施しているということであり、日ごろから迅速な執行事件処理に頭を悩ませている研修員は大いに興味を抱いていた。

いわゆる3点セット(不動産の現況調査報告書、評価書及び物件明細書が1つのファイルに収められており、一般に公開されている。)や、インターネットで競売物件の詳細な情報を得ることができる「BIT」(Broadcast Information of Tri-set system)の実演も行われた。研修員は、このような情報提供システムが、裁判所という公の機関により運用されている点に驚いたようである。なお、ベトナムでは、民間の競売所に委託することが多いようであるが、わが国でもそのような施設を設けてはどうかという議論があるところである。¹³

同センターでは、執行官との座談会の場も設けられ、3名の現役の執行官に御参加いただいた。

研修員からは、執行官の数、採用過程といった基本的な事柄から、執行官になることを選んだ動機、当事者からの苦情への対応、プレッシャーを受けた出来事は何かなど、様々な質問が出された。執行官の方々には、どの質問にも誠実に御回答いただいた。

第5 終わりに

本研修では、以前から民事執行分野を含むベトナムの法整備支援に関与されてきた酒井教授、現地長期派遣専門家として実際に民事判決執行法の起草支援に当たられていた石那田教授、法整備支援には今回初めて関与いただいたが、「民事執行法講義」(成文堂)、「民事執行・保全法への誘い」(八千代出版)というご著書があるなど、民事執行法について造詣の深い三谷教授という3名の方に講義を担当いただくことができ、講師陣に恵まれた。

また、本研修は、移動日を除くと5日間という比較的コンパクトなものであった。その分、西岡チーフアドバイザーや多々良専門家には、事前に研修員

¹³ <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji148.html>

¹¹ ベトナムでは、原則として、借入れを担保財産の価額の一定割合までに制限する旨の規定があるようである。

¹² ベトナムでは、銀行からの資料などに基づいて、執行官が評価額を決定することである。執行官の持つ権限の大きさの表れといえる。

の関心事項を収集したり、レクチャーを行うなど、中身の濃い研修にするための御努力をいただいた。本研修実施中にも、ベトナムの実情に対する深い知識を背景として本職をサポートしていただいた。

そして、主役である研修員が、ベトナムの民事判決執行法制や執行実務に極めて詳しいいわば精鋭揃いであったことにより、質疑応答などを通じて貴重な情報を得ることができたほか、比較法的観点を絡めた中身の濃い議論を行うことができた。日本側としても、非常に収穫の多い研修となったように感じている。

ベトナム語で挨拶をいただくなど、温かく歓迎していただいた高橋部長をはじめとする大阪地裁執行センターの皆様、JICAの皆様、国際民商事法センターの皆様、いつもながら通訳や研修監理にとどまらない御活躍をいただいた大貫錦氏、派遣前の研修という枠を超えて積極的に参加いただいた古庄順ベトナム長期派遣専門家(当時は大阪地方裁判所判事補)など、本研修に御助力いただいた全ての皆様に感謝申し上げます。

第43回 ベトナム法整備支援研修 研修員

1	グエン・ヴァン・ソン Mr. Nguyen Van Son 司法省民事判決執行総局副局長
2	ズオン・クアン・トゥオン Mr. Duong Quang Tuong トウア・ティエン・フエ省司法局局长
3	チャン・ティ・フオン・ホア Ms. Tran Thi Phuong Hoa 司法省民事判決執行総局事務副局長
4	レ・アイン・トゥアン Mr. Le Anh Tuan 司法省民事判決執行総局業務部1副部長
5	グエン・バン・ガウ Mr. Nguyen Van Gau ロンアン省民事判決執行局局长
6	ファン・テ・ドゥオン Ms. Pham Thi Duong ナムディン省民事判決執行局局长
7	チン・ミン・ヒエン Mr. Trinh Minh Hien 司法省民事経済法部専門家
8	ブウ・テェ・フオック Mr. Vu The Phuoc 内務省組織編成部専門家

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 松本 剛 (MATSUMOTO Takeshi) , 教官 / Professor 三浦 康子 (MIURA Yasuko)

主任国際協力専門官 / International Cooperation Training Officer 横山 智宏 (YOKOYAMA Tomohiro)

第43回 ベトナム法整備支援研修日程表

[教官: 松本教官, 三浦教官 専門官: 横山専門官]

月 日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考
1	火	入国 VN 330 (関西空港6:40着)		
1	水	JICA・ICDオリエンテーション	講義: 民事判決執行法に関して① JICA関西 未来総合法律事務所弁護士 石那田隆之	
1	木	強制管理・倒産手続の執行手続への影響等 国際協力部教官	13:30～ 大阪地方裁判所執行センター訪問 大阪地方裁判所執行センター (新大阪)	
1	金	講義: 日本の民事執行制度の歴史 及び近時の民事執行法改正について(前半) 香川大学大学院香川大学・愛媛大学 連合法務研究科教授(弁護士) 三谷忠之	12:00～ 部長主催 意見交換会 記念写真 撮影 香川大学大学院香川大学・愛媛大学 連合法務研究科教授(弁護士) 三谷忠之	
1	土			
1	日			
1	月	講義: 民事判決執行法に関して② 名古屋大学大学院法学研究科教授 酒井一 未来総合法律事務所弁護士 石那田隆之		
1	火	ベトナム側意見発表(本研修で得たこと)・総括質疑応答 名古屋大学大学院法学研究科教授 酒井一 未来総合法律事務所弁護士 石那田隆之 国際協力部教官	評価会・修了式	
1	水	帰国 VN 331 (関西空港10:30発)		

※ICD=法務総合研究所国際協力部(大阪中之島合同庁舎)

※JICA関西=国際協力機構関西国際センター

～ 国際研修 ～

第5～7回ラオス本邦研修 —2012年度民法・民事訴訟法関連研修

元国際協力部教官（現ラオス長期派遣専門家）

中 村 憲 一

2010年7月に始まった「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」は、開始から既に3年が経過し、プロジェクト期間4年間のうち残り期間が1年を切った。

これまで、本プロジェクトの関係では、2010年度中に民法サブワーキンググループの、2011年度中に刑事訴訟法及び民事訴訟法の各サブワーキンググループの本邦研修をそれぞれ実施したが¹、2012年度には、刑事訴訟法・民事訴訟法の各サブワーキンググループの本邦研修に加え、2回の民法サブワーキンググループの研修を実施した²。ラオスでは、法・司法分野の人材に限られているため、そうした人材に集中的にリソースを投入するのが特徴となっており、同一メンバーが複数回にわたり研修のため日本を訪れている³。

本稿では、2012年度に実施した上記各研修のうち

- ・ 第5回本邦研修（大阪にて、民事訴訟法サブワーキンググループを対象）

¹ 各研修の実施状況については、本誌47、50、51及び53号を参照されたい。なお、本誌44号では、本プロジェクト開始時の特集記事が組まれている。

² JICAと本プロジェクト各実施機関は、2012年8月、本プロジェクトの従前のR/D（Record of Discussion）を改め、モデル教材作りに加え、民法典の起草を活動に取り込んだが、これに伴い、民法典の起草メンバーを民法サブワーキンググループのメンバーに迎え入れたため、同グループのメンバーが約40人に達したことから、研修を2回に分けて実施した。

³ 例えば、民事訴訟法サブワーキンググループの一部メンバーは、民法典の起草メンバーにも選ばれているため、民法サブワーキンググループの本邦研修にも参加している。

- ・ 第6回本邦研修（東京にて、民法サブワーキンググループを対象）
- ・ 第7回本邦研修（東京にて、民法サブワーキンググループを対象）

につき、概要を報告する。

1 第5回ラオス本邦研修（民事訴訟法）

(1) 研修の概要

本研修は、2012年11月26日から同年12月7日にかけて大阪で実施され、中部高等人民裁判所副所長であるソムサック・タイブンラック氏を始め、裁判所、検察院、ラオス国立大学及び司法省（同省所管の法科大学を含む。）から教職員合計12名が研修員として来日し研修に参加した（別紙1-1参照）。

講師は、本プロジェクトの民事訴訟法アドバイザリーグループのメンバーである大阪大学大学院高等司法研究科名津井吉裕准教授、法務省大臣官房萩本修審議官（民事局担当）のほか、大阪大学国際公共政策研究科比較公共政策専攻の大久保邦彦教授にお願いした。

(2) 研修の内容

研修の内容については、別紙1-2を参照されたい。

主な内容として、民事訴訟法の5つの論点、すなわち、①訴状の受理、②訴状の送達、③訴訟の参加者、④証拠の収集、⑤再審を取り上げた議論、改訂

版法令・手続チャート⁴及びモデル教材の目次の検討を行った。

また、国際協力部三浦康子教官による「日本の民事訴訟の流れと証拠調べ」「日本の非訟事件について」の講義を実施したほか、萩本審議官に民事保全に関する講義をお願いした。新たな試みとして、大久保教授に、日本の大学の法学部やロースクールで広く行われている「法の解釈」に関する講義を、ラオスの文化・法律を踏まえた形で行ってもらったところ、研修員からは大変好評であった。

そのほか、ラオスにおける民事保全・執行が必ずしも満足には機能していない現状を踏まえ、大阪地方裁判所の保全部及び執行部で概要説明を受けるとともに見学を行い、また、ラオスにおける弁護士及び弁護士会の活動がまだまだ低調である実情に照らし参考にしてもらうべく、大阪弁護士会を訪問し、組織及び活動に関する情報提供を受けるとともに弁護士との意見交換を行った。

2 第6回本邦研修（民法1）

(1) 研修の概要

本研修は、2014年2月4日から同月15日にかけて東京で実施され、民法のサブワーキンググループ内の4つの小グループのうち、総則及び自然人・法人を担当するグループ1と契約内外債務及び担保を担当するグループ2のメンバー合計19名（司法省法・司法研修所長であるジョムカム・ブッパリワン氏が団長）を研修員として日本に招いて行われた（別紙2-1参照）。

講師は、本プロジェクトの民法アドバイザーグループのメンバーである慶応義塾大学法科大学院松尾弘教授、立教大学大学院法務研究科野澤正充教授をお願いするとともに、新たにアドバイザーグループに加わってもらい第7回本邦研修（民法2）か

⁴ 2012年6月に開かれた国会における民事訴訟法改正を踏まえて改訂したもの。

ら本格的に講師となる慶応義塾大学法科大学院西希代子准教授も参加した。

(2) 研修の内容

研修の内容については、別紙2-2を参照願いたい。

研修の中心は検討会であり、現地の石岡専門家がラオス側と話し合っ て提案し、先生方の了承を得たトピックとして、①契約の効力、②瑕疵担保責任、③不法行為、④不当利得を取り上げた。

また、松尾教授に「法の体系」についての講義を行ってもらったが、ラオスの大学ではこうした講義はないとのことであり、研修員の間からは、ラオスの高官に向けて同様の講義を行ってほしいとの声も聞かれた。

そのほか、ラオスにおける立法技術に改善の余地があることから民事局を訪問し局付に「民事局の業務と立案事務」に関する講義をお願いしたほか、日本の公証制度を参考にしてもらうべく、同じく民事局付に「日本の公証制度について」の講義を行ってもらった上、公証人との意見交換を行ったが⁵、いずれにおいても、活発な質疑及び意見交換がなされた。加えて、東京地方裁判所の見学を実施した。

3 第7回本邦研修（民法2）

(1) 研修の概要

本研修は、2014年3月4日⁶から同月15日にかけて東京において行われた。同研修には、民法のサブワーキンググループ内の4つの小グループのうち、残りの2グループ、すなわち、物権を担当するグループ3と親族及び相続を担当するグループ4のメンバー合計18名（団長は、司法省法制局長であるブンポン・フアンマニー氏）を研修員として日本に招い

⁵ ラオス契約内外債務法15条5項は、全ての契約について公証を受けなければならないかのような規定ぶりとなっている。

⁶ 日本到着が3月4日早朝となったため、実質的な研修の開始日は翌5日からとした。

て行った（別紙3-1-1及び同3-1-2参照）。

なお、この研修では、初の試みとして、最初のオリエンテーションと最後の評価会・修了式を除き、研修のほぼ全過程を2つのグループに分かれたまま実施した。

講師は、第6回本邦研修（民法1）に引き続き、松尾教授と野澤教授にお願いし、両教授がグループ3の検討会を担当し、本研修から正式に加わった西准教授がグループ4の検討会を担当した⁷。

また、年度途中で民法典の起草支援が加わった関係で、2012年度における民法サブワーキンググループの本邦研修が2回になったという経緯があり、本研修については、JICAが直接運営を行うこととなった。

（2）研修の内容

研修の内容については、別紙3-2を参照されたい。

研修の冒頭において、第6回本邦研修（民法1）で好評を得た松尾教授による「法の体系」の講義を再度実施した。

グループ3及び同4いずれについても、第6回本邦研修（民法1）同様、検討会が研修の中心であり、グループ3については、①占有権、②物権変動、③物権的請求権、④相隣関係・用益物権をトピックとして取り上げ、グループ4については、①親族法の全体像、婚姻、②離婚、③養子縁組など親子関係、④相続・遺言をトピックとして予定したが、実際には①・②を重点的に検討した。

加えて、両グループいずれも東京地裁を見学した上、グループ3は、東京法務局における不動産登記業務を見学し、グループ4は、東京家庭裁判所を訪問した。

4 所感

まず、各研修では、多忙な先生方に多くの時間を割いていただいた。こうした先生方のお力なくして、各研修を成功裏に終えることはできなかったであろう。また、いずれの見学先においても、大変手厚く研修員を迎え入れていただいた。こうした先生方のご尽力や訪問先における心遣いにより、いずれの研修における研修員の満足度も非常に高かった。この場を借りて謝意を申し述べたい。

民法のサブワーキンググループを対象とした第6回及び第7回本邦研修（民法1・2）については、いずれも民法典の起草を巡る議論が中心になっており、それ自体、実際に行った条文案を検討するなど極めて実践的な内容であった。もっとも、民法典の起草は、当初からのプロジェクトの活動内容であるモデル教材作りと密接な関係にあるものの、モデル教材作りそのものに焦点を当てた活動ではないため、この点について、今後の研修内容の工夫あるいは現地におけるフォローなど何らかの方策を講じる必要があるかもしれない。

第7回本邦研修（民法2）については、運営をJICAが直接行うということであり、担当者が多忙な中、準備を進めてくれたが、直前になり予算の都合で議事録の外部発注ができなくなり、研修後、本職においてグループ4の議論の詳細をフォローし、あるいは、石岡専門家においてグループ3の議論の詳細をフォローするのが困難になった。本プロジェクトが人材育成に焦点を当てるものであること、民法典制定に向けた議論の経過を残しておくのが望ましいことも考え併せると、討論会における議事録作成の必要性は高いといえよう。

本プロジェクトの残期間が1年を切ったことから、モデル教材作りを加速させる必要がある一方、プロジェクトの目標が人材育成にあることを忘れずに、成果物の完成ばかりに目を奪われず引き続きメンバー間で充実した議論が行われることを期待したい。

⁷ 本職は、主にグループ3の活動を見守り、石岡専門家は、主にグループ4の活動に加わった。

ラオス法律人材育成プロジェクト第5回本邦研修

1	ソムサック・タイブンラック
	Mr. Somsack TAYBOUNLACK 中部高等人民裁判所副所長
2	ポーンペット・ウンケオ
	Ms. Phonephet OUNKEO 最高人民検察院民事審査部副部長
3	パイマニー・サイヴオンサー
	Ms. Phaymany SAYVONGSA ラオス国立大学法政治学部ビジネス法学科長
4	ブンメーク・バンナウオン
	Mr. Bounmek BANNAVONG 司法省人事局長
5	カンムアン・シウィライ
	Mr. Khammouane SIVILAY 最高人民検察院民事部副部長
6	ブントウン・シートーンゲオチャンパー
	Mr. Bountheung SYTHONEKEOCHAMPA ラオス国立大学法政治学部民法学学科副学科長
7	ウドーン・シンダーラー
	Mr. Oudone SINGDALA 中部法科大学学長
8	ソムサニット・ドンパースト
	Mr. Somsanith DONEPASEUTH 南部法科大学副学長
9	センスリヤー・プアンペット
	Mr. Sengsouliya PHOUANGPHET 最高人民裁判所国際協力課長
10	ネオパチャン・カムマニウオン
	Mr. Neophachanh KHAMMANIVONG 司法省法律研究所課長
11	アクソンシン・ウィサイヤライ
	Mr. Acksonesinh VIXAYALAI ビエンチャン首都人民裁判所裁判官
12	プーミー・シンラッタナタマテーワー
	Mr. Poumy SINLATANATHAMATHEVA 司法省国際協力局国際司法課副課長

ラオス法律人材育成強化プロジェクト第5回本邦研修日程

[担当教官: 中村教官, 三浦教官 事務担当: 山口専門官]

月 日	9:30 12:30	14:00 17:00
11 / 日 25	入国	
11 / 月 26	JICAオリエンテーション JICA関西	国際協力部プログラムオリエンテーション (13:30~14:00) JICA関西 ICD教官による講義「日本の民事訴訟の流れと証拠調べ」「日本の非訟事件について」 三浦教官 JICA関西
11 / 火 27	改訂版チャートについての発表① 名津井准教授 兵庫国際交流会館	講義「法の解釈」 大久保教授 兵庫国際交流会館
11 / 水 28	改訂版チャートについての発表② 名津井准教授 兵庫国際交流会館	論点に関する集中討論① 名津井准教授 兵庫国際交流会館
11 / 木 29	論点に関する集中討論② 名津井准教授, 萩本審議官 兵庫国際交流会館	論点に関する集中討論③ 名津井准教授, 萩本審議官 兵庫国際交流会館
11 / 金 30	論点に関する集中討論④ 名津井准教授, 萩本審議官 兵庫国際交流会館	論点に関する集中討論⑤ 名津井准教授, 萩本審議官 兵庫国際交流会館
12 / 土 1		
12 / 日 2		
12 / 月 3	教材作成に関する講義 名津井准教授, 萩本審議官 ICD	意見交換会 (12:15~13:15) 記念撮影 (13:30~) モデル教材の目次の検討① 名津井准教授, 萩本審議官 ICD
12 / 火 4	モデル教材の目次の検討② 名津井准教授 阪大中之島センター	質疑応答, 見学の事前説明 ICD教官 阪大中之島センター
12 / 水 5	大阪弁護士会見学(一般業務を中心に) 大阪弁護士会	大阪地方裁判所見学(保全部・執行部) 大阪地方裁判所
12 / 木 6	今後の教材作りの進め方に関する意見交換 名津井准教授, 萩本審議官 兵庫国際交流会館	民事保全に関する講義 萩本審議官 兵庫国際交流会館
12 / 金 7	ラップアップ(総括質疑等) 名津井准教授, 萩本審議官 JICA関西	評価会・修了式 JICA関西
12 / 土 8	帰国	

※ICD=法総研国際協力部(大阪中之島合同庁舎)

ラオス法律人材育成プロジェクト第6回本邦研修

1	ジヨムカム・ブッパリワン
	Dr. Chomkham BOUPHALIVANH 司法省法・司法研修所長
2	ナロンリット・ノーラシン
	Mr. Nalongith NORASING 司法省国際関係・協力局長
3	ウィサイ・シーハーバンニャー
	Mr. Vixay SYHAPANYA ラオス国立大学法政治学部学科長
4	ソムサック・タイブンラック
	Mr. Somsack TAYBOUNLACK 中部高等人民裁判所副所長
5	チャンタリー・ドゥアンウィライ
	Mr. Chanthaly DOUANGVILAY 最高人民裁判所判事
6	ドゥアンマニー・ラオマオ
	Ms. Douangmany LAOMAO 司法省経済紛争解決センター副所長
7	カンムアン・シウィライ
	Mr. Khammouane SIVILAY 最高人民検察院民事部副部長
8	タノンサック・ラサボン
	Mr. Thanongsack RASPHONE 中部高等人民裁判所判事
9	ブアリー・ペツミーサイ
	Mr. Boualy PHETMIXAY ヴィエンチャン首都第三地区人民検察院副所長
10	チッタソン・ブンコン
	Ms. Chittasone BOUNKHONG 司法省法制局課長
11	シウィサイ・パサンボン
	Mr. Sivixay PASANPHONE 司法省検査局副局長
12	ラツサミー・シーサムット
	Ms. Latsamy SYSAMOUTH 司法省法・司法研修所課長
13	コンサワン・サワリー
	Ms. Khonesavanh SAVARY 司法省法律普及局課長
14	ネオパチャン・カムマニウオン
	Mr. Neophachanh KHAMMANIVONG 司法省法律研究所課長
15	カムパイ・サイニャウオン
	Ms. Khamphay XAYAVONG ヴィエンチャン首都公証局長
16	サーティット・スツタムマコート
	Mr. Sathith SOUTHAMMAKOTH 商工省技官
17	プーミー・シンラッタナタマテーワー
	Mr. Poumy SINLATANATHAMATHEVA 司法省国際協力局副課長
18	ラオカム・カムブートサヴォン
	Mr. Laokham KHAMBOULATSAVONG 南部法科大学教官
19	サイタヌー・インソムボン
	Mr. Saythanou INSOMPHONE 北部法科大学教官

ラオス法律人材育成強化プロジェクト第6回本邦研修日程

[担当教官: 中村教官 事務担当: 山口専門官]

月	曜	9:30	12:30	14:00	17:00
2	日	入国			
3	日				
2	月	JICAオリエンテーション	国際協力部 オリエンテー ション (13:30~14:00)	講義「法の体系について」	
4	月	TIC	TIC	松尾教授, 西准教授	TIC
2	火	検討会「契約の効力について」①		検討会「契約の効力について」②	
5	火	松尾教授, 野澤教授, 西准教授		松尾教授, 野澤教授, 西准教授	
2	水	民事局長及び 審議官表敬 (9:45~10:00)	民事局講義 「民事局の業務と立案事務」 (10:00~12:00)	所長主催意見交換会 及び記念撮影 (12:15~13:45)	民事局講義「日本の公証制度について」 公証人との意見交換会 (14:00~17:00)
6	水	民事局長室	福田局付	法総研共用会議室	藤田登記所適正配置対策室ほか 法総研共用会議室
2	木	検討会「契約の効力について」③		検討会「瑕疵担保責任について」①	
7	木	松尾教授		松尾教授	
2	金	検討会「瑕疵担保責任について」②		検討会「瑕疵担保責任について」③	
8	金	松尾教授, 野澤教授		松尾教授, 野澤教授	
2	土				
9	土				
2	日				
10	日				
2	月	検討会「不法行為について」①		検討会「不法行為について」②	
11	月	松尾教授, 野澤教授		松尾教授, 野澤教授	
2	火	検討会「不法行為について」③		検討会「不当利得について」①	
12	火	松尾教授, 野澤教授		松尾教授, 野澤教授	
2	水	東京地方裁判所見学		検討会「不当利得について」②	
13	水	東京地方裁判所		松尾教授 法総研共用会議室	
2	木	検討会「不当利得について」③		今後の教材作りの進め方に関する意見交換	
14	木	松尾教授, 西准教授		松尾教授, 西准教授	
2	金	総括質疑		評価会・終了式	
15	金	松尾教授		TIC	
2	土	帰国			
16	土				

※TIC=JICA東京国際センター

ラオス法律人材育成プロジェクト第7回本邦研修(物権法グループ)

1	ブンポン・ファンマニー	
	Ms. Bounphone HEUANGMANY	
	司法省法制局局长	民法典起草委員
2	カムペット・ソムウォラチット	
	Mr. Khamphet SOMVOLACHITH	
	最高人民検察院条約・国際関係・儀典局局长	グループ3 リーダー
3	タノムチット・コーツプトーン	
	Ms. Thanomchith KHOTPHOUTHONE	
	国会法務局課長	グループ3 副リーダー
4	トンカム・ロイヤン	
	Mr. Thongkham LORYANG	
	ラオス国立大学法政治学部民事法学科教員	グループ3 副リーダー
5	カムキット・チャンシー	
	Mr. Khamkit CHANSY	
	中部高等人民検察院副所長	グループ3
6	アンパイ・チツマヌン	
	Mr. Amphay CHITMANONH	
	国会法務局局长	グループ3
7	シーブンソム・ブンロム	
	Mr. Sibounzom BOUNLOM	
	最高人民検察院研修・研究所課長	グループ3
8	アクソンシン・ウィサイヤライ	
	Mr. Acksonesinh VIXAYALAI	
	ヴィエンチャン首都裁判所判事	グループ3
9	アヌソン・スリヤー	
	Mr. Anousone SOULIYA	
	最高人民裁判所専門官管理・統計局課長	グループ3
10	センペット・ウォンサイ	
	Mr. Sengphet VONGXAY	
	最高人民検察院条約・国際関係・儀典局	グループ3

ラオス法律人材育成プロジェクト第7回本邦研修(親族・相続法グループ)

1	ブンクワン・タウィサック	
	Mr. Bounkhouang THAVISACK	
	最高人民裁判所研究・研修所所長	グループ4 リーダー
2	サイキット・ウィシソムバット	
	Ms. Saykhit VISISOMBAT	
	司法省中部法科大学副学長	グループ4 副リーダー
3	プーサイ・チャンタウオン	
	Mr. Phouxay CHANTHAVONG	
	ラオス国立大学法政治学部民事法学科教員	グループ4
4	スーリサック・テツパウオン	
	Mr. Soulisack THEPPHAVONG	
	司法省中部法科大学分校副学長	グループ4
5	ホンサー・インティラット	
	Mr. Hongsa INTILATH	
	外務省条約・法律局副局長	グループ4
6	ティツパソン・ラウオンサイ	
	Mr. Thiphasone LADVONGXAY	
	最高人民裁判所研究・研修所主任	グループ4
7	スツチャイ・ワンナシン	
	Mr. Soudchai VANNASIN	
	外務省条約・法律局専門官	グループ4
8	タノンシン・カムシンサワット	
	Ms. Thanongsin KHAMSINGSAVATH	
	司法省中部法科大学教師	グループ4

ラオス法律人材育成強化プロジェクト第7回本邦研修日程

	曜日	9:30 12:30	14:00 17:00
3月3日	日	ラオス出国	
3月4日	月	日本到着 TIC	JICAブリーフィング TIC
3月5日	火	講義「法の体系」 松尾教授 TIC	<Group3> 占有権 松尾教授, 野澤教授 TIC <Group4> 親族法の全体像, 婚姻 西准教授 TIC
3月6日	水	<Group3> 占有権 松尾教授, 野澤教授 TIC <Group4> 親族法の全体像, 婚姻 西准教授 TIC	<Group3> 占有権 松尾教授, 野澤教授 TIC <Group4> 相続法の全体像, 婚姻 西准教授 TIC
3月7日	木	<Group3> 物権変動 松尾教授, 野澤教授 TIC <Group4> 離婚 西准教授 TIC	<Group3> 物権変動 松尾教授, 野澤教授 TIC <Group4> 離婚 西准教授 TIC
3月8日	金	<Group3> 物権変動 松尾教授 TIC <Group4> 養子縁組など親子関係 西准教授 TIC	<Group3> 物権的請求権 松尾教授 TIC <Group4> 養子縁組など親子関係 西准教授 TIC
3月9日	土		
3月10日	日		
3月11日	月	東京地方裁判所訪問	東京地方裁判所訪問に関する質疑応答 TIC
3月12日	火	<Group3> 東京法務局訪問 東京法務局 <Group4> 東京家庭裁判所訪問 東京家庭裁判所	<Group3> 東京法務局訪問に関する質疑応答 TIC <Group4> 東京家庭裁判所訪問に関する質疑応答 TIC
3月13日	水	<Group3> 物権的請求権 松尾教授, 野澤教授 TIC <Group4> 養子縁組など親子関係 西准教授 TIC	<Group3> 物権的請求権 松尾教授, 野澤教授 TIC <Group4> 相続・遺言 西准教授 TIC
3月14日	木	<Group3> 相隣関係・用益物権 松尾教授 TIC <Group4> 相続・遺言 西准教授 TIC	<Group3> 相隣関係・用益物権 松尾教授 TIC <Group4> 相続・遺言 西准教授 TIC
3月15日	金	<Group3> 総括質疑応答 TIC <Group4> 総括質疑応答 TIC	評価会 TIC 修了式 TIC
3月16日	土	日本出発	ラオス帰国

～ 国際研修 ～

日本・ミャンマー法制度比較共同研究 ～連邦法務長官・連邦議会（下院）法案委員長外招へい～

国際協力部教官
國井弘樹

ミャンマー連邦共和国は、2011年3月の民政移管以降、民主化された近代国家を築くためには、グッド・ガバナンスとクリーン・ガバメントの確立が最重要であるとして、法の支配の徹底を課題に挙げ、以後、着実に民主化への道を歩んでいる。

これに対し、日本政府も、ミャンマーの民主化、国民和解及び持続的発展に向けて、急速に進む同国の幅広い分野における改革努力を後押しするため、引き続き改革努力の進捗を見守りつつ、民主化と国民和解、経済改革の配当を広範な国民が実感できるようにするという目的で、経協インフラ戦略会議の下に、ミャンマーに関する官民合同タスクフォースを創設するなど、官民を挙げて、同国を積極的に支援していく方針を公表している。

さらに、2013年1月には、現政権で初の閣僚外遊として、麻生太郎副総理がミャンマーを訪問し、同年4月には、ミャンマーから、国民民主連盟（NLD）議長であり、連邦議会「法の支配・平和安定委員会」委員長であるアウン・サン・スー・チー女史を日本に招へいして、安倍晋三内閣総理大臣¹や谷垣禎一法務大臣²などと協議の場を持った。そして、同年5月

下旬には、安倍総理がテイン・セイン大統領の招待により、日本国総理大臣として36年ぶりにミャンマーを訪問し、「日ミャンマー共同声明～新しい友情の礎～」と題する共同声明が発表された。同声明では、「ミャンマー国民の生活向上、豊かな国作りには、インフラを含む経済・社会資本の整備、制度整備、人材育成、農村部及び少数民族地域の発展などが鍵」であるとされ、両首脳の間で、「ミャンマー政府の制度整備や人材育成のための日本からの技術協力の重要性を共有し、更に発展させていくこと」が確認された³。

このように、日本とミャンマーとの関係強化が進む中、法務省法務総合研究所においても、独立行政法人国際協力機構（JICA）と共にミャンマー側と協議を重ね、2013年度中にも、連邦法務長官府及び連邦最高裁判所をカウンターパートとして、ミャンマーの社会経済及び国際標準に適合した法の整備及び運用によって、「法の支配」、「民主主義」、「持続可能な経済成長」を促進するため、①ミャンマーが直面する喫緊の立法課題への対応能力の強化（立法起草能力向上支援）、②両機関の人材育成の基盤整備という2本柱を内容とする「ミャンマー法整備支援プロジェクト」を正式に開始させる予定である。

¹ 安倍総理との会談の詳細については、首相官邸ウェブサイト

http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/actions/201304/18myanmar.html を参照されたい。

² 谷垣大臣との会談の詳細については、法務省ウェブサイト http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00196.html を参照されたい。

³ 安倍総理によるミャンマー訪問の詳細については、外務省ウェブサイト

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/page3_000186.html を参照されたい。

そこで、同プロジェクトのカウンターパートであり、我が国の法務省、検察庁及び内閣法制局の権能を合わせ有する連邦法務長官府から、法務長官外現役検察官4名に加え、ミャンマー連邦議会（下院）法案委員会委員長の合計6名を招へいして、日本とミャンマーの法制度を比較研究することで、日本側のミャンマー法制度等に対する理解を深めると同時に、ミャンマー側にも日本の法制度や法曹養成の現状等について理解してもらった上、正式始動が間近に迫っている法整備支援プロジェクトのプログラム策定や今後の協力関係について、具体的かつ建設的な意見交換を行うため、本共同研究を実施するに至ったものである。

なお、本共同研究は、法務総合研究所に加え、JICA及び公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）との共催で実施したものである。

1 共同研究の日程等

日 程 2013年6月10日（月）から同月14日（金）まで

招へい者 トウン・シン氏（連邦法務長官）
ティー・クン・ミヤツ氏（連邦議会（下院）法案委員会委員長）
チョー・モー・ナイン氏（ヤンゴン管区法務長官）
外3名

2 共同研究の概要等

本共同研究は、昨年（2012年）11月のトウン・トウン・ウー連邦最高裁判所長官の招へいに続き、ミャンマー法曹界の重鎮であるトウン・シン長官外を招へいして実施したものであり、ミャンマー司法の現状等について、広く関係者と情報共有を図るといふ目的から、以下、本共同研究において特筆すべき事項について記載する。

（1）表敬訪問

本共同研究では、連邦法務長官として初来日を果たしたトウン・シン長官と我が国関係者との交流を促進するため、法務大臣、検事総長、最高裁判所裁判官、東京高等検察庁検事長、東京高等裁判所長官、東京地方検察庁検事正及び東京地方裁判所長官などの法曹関係者に加え、財務大臣、外務副大臣⁴、JICA理事長及び内閣法制局長官など、多数の表敬訪問を実施した。トウン・シン長官は、その豊富な法律知識や国際経験から、本国において、連邦法務長官を務めながら、外国投資に関する委員や法整備の方針策定委員会の委員長などの要職を兼務しており、谷垣法務大臣及び田中JICA理事長への表敬訪問では、本招へいに関して謝意を述べられた上、近く正式始動予定の「ミャンマー法整備支援プロジェクト」及び今後の両国関係について、ミャンマー政府を代表して、強い期待を表明された⁵。また、現在、財務省財務総合政策研究所において、ミャンマー中央銀行をカウンターパートとして、証券取引法の制定支援を含む「ミャンマー資本市場発展育成支援プロジェクト」を実施中であるが、トウン・シン長官は、麻生財務大臣への表敬訪問において、同プロジェクトを通じたミャンマー資本市場の育成支援に加え、安倍総理の訪緬及び円借款など、我が国のミャンマーに対する取組についても、深い謝意を述べられた。

（2）シンポジウム

6月12日（水）には、JICA竹橋合同ビル講堂において、外務省、財務省財務総合政策研究所、日本弁護士連合会及び独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）から後援を頂き、「ミャンマーの発展と課題～法的側面を中心として～」と題するシンポジウム

⁴ 鈴木外務副大臣との会談の詳細については、外務省ウェブサイト

http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/page3_000236.html を参照されたい。

⁵ 谷垣大臣との会談の詳細については、法務省ウェブサイト http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00206.html を参照されたい。

ムを開催した。直前の広報となったにもかかわらず、同シンポジウムには、政府関係者、法曹関係者、大学関係者及び民間企業関係者など、150名を越える方々の参加を得て、トゥン・シン長官、ティー・クン・ミャツ連邦議会（下院）法案委員会委員長及びチョー・モー・ナイン・ヤンゴン管区法務長官から、それぞれ講演いただいた上、質疑応答では、トゥン・シン長官が、予定された時間を超過してまで、フロアからの質問に対して丁寧にお応えいただくなど、会場は熱気に包まれた。

同シンポジウムの様子は、現地新聞「New Light of Myanmar」（6月20日付）にも取り上げられるなど、ミャンマーでも大きく報道された。

同シンポジウムにおける講演録及び講演資料（英語・日本語）等の詳細については、後日、JICA ウェブサイトで掲載予定であり、本稿では、以下のとおり、プログラムや講演資料（英語）についてのみ掲載する。

資料1 プログラム

資料2 トゥン・シン長官「ミャンマーの法制度及びビジネス法に関する最新情報」

資料3 ティー・クン・ミャツ連邦議会（下院）法案委員会委員長「ミャンマー連邦議会の構成と法律制定過程」

資料4 チョー・モー・ナイン・ヤンゴン管区法務長官「ミャンマー連邦法務長官府の役割」

資料5 New Light of Myanmar（2013年6月20日付、抜粋）

なお、法務総合研究所では、昨年（2011年）11月に、慶應義塾大学との共催で、トゥン・トゥン・ウー連邦最高裁判所長官を招へいし、その際にも、公開シンポジウムを実施したところである（ICD NEWS 第54号 p142 以下参照）が、同長官の講演録

が、後日、現地ロー・ジャーナルに掲載される⁶など、ミャンマー現地でも注目を集めているところである。

（3）裁判傍聴

我が国の司法の現状を認識していただくため、東京地方裁判所において、刑事裁判の傍聴を実施したほか、刑事部所属の裁判官から説明していただきながら、裁判員裁判法廷の見学も行った。トゥン・シン長官は、英米法に由来するミャンマー刑事裁判手続と比較しながら、我が国の起訴状一本主義について、厳格に予断排除を貫く体系に興味を示されたほか、我が国の裁判員裁判に対しても強い関心を示された。長官は、「司法に対する国民の信頼確保は、ミャンマーにおいても重要な課題となっている。日本では、ミャンマーにはない裁判員裁判を導入し、国民を直接刑事司法に関与させることで、司法の透明性を維持しながら、国民の信頼を確保しようとしているものと理解している。そういった日本における取組は、非常に興味深い。」旨述べられ、裁判員の選任方法、合議体での意思決定方法など、詳細な質問をされた。

また、我が国では、裁判員や傍聴人に分かりやすい裁判を実現するため、法曹三者が協議を重ね、また施設面においても、法廷内にワイドスクリーンを設置して、証人に提示する図面を拡大映写したり、証人尋問の様子を録画して、評議の場で参考にしたりする設備を設けているが、長官は、そうした法曹全体での取組に対しても関心を示された。

ミャンマーでは、法廷設備が不十分であり、その改善は、トゥン・トゥン・ウー連邦最高裁判所長官からも課題として述べられていた点であり、次期プロジェクトにおいても、その点が議論されることになるであろう。

⁶ ミャンマー連邦最高裁判所ホームページ（<http://www.unionsupremecourt.gov.mm/?q=content/journals>）からダウンロード可能

(4) 法務省浦安総合センター視察

法務省浦安総合センターは、各種犯罪統計の収集・分析及び犯罪白書の製作などの業務を行っている法務総合研究所研究部が在所しているほか、検察官や検察事務官をはじめとした法務省職員の研修施設である。次期プロジェクトでは、検察官の人材育成が2本柱の一つとなっていることから、我が国の検察官及び検察事務官に対する研修の実態について理解いただき、プロジェクト始動後の人材育成プランや研修について、具体的なイメージを醸成するため、同センターを視察していただいた。

視察では、当研究所から、検察官及び検察事務官を対象とした、キャリアや目的に応じて細分化された研修カリキュラムについて説明差し上げたほか、科学捜査研究所技官と検察官との「科学捜査の捜査手法」をテーマとした協議の傍聴、模擬法廷教室及び図書室等の施設視察を実施した。ミャンマー連邦法務長官府では、講堂に机を並べるなどして、模擬法廷を作成し、若手検察官を対象とした実務訓練を行っているとのことであったが、トゥン・シン長官は、録画設備を備えた模擬法廷教室に強い関心を示され、その使用方法等について詳細な質問があった。また、司法妨害の罪、特に偽証への対応など、極めて実務的な問題に関しても、活発な質疑応答が行われた。

さらに、研究部との意見交換では、チョー・モー・ナイン・ヤンゴン管区法務長官の問題意識に基づき、我が国とヤンゴン管区における犯罪傾向の比較や、ミャンマーで増加傾向にある少年犯罪への対処、成人受刑者の再犯及び国民への啓蒙活動等に関し、活発な意見交換が行われた。

(5) 内閣法制局視察

ミャンマー連邦法務長官府は、他省が所管する法律を含め、いわゆる政府提出法案の全てについて、その審査を行っており、我が国の内閣法制局類似の権能を有していることから、本共同研究において、

我が国における法令審査システムの現状を理解していただくため、同局視察を実施した。

同局では、2006年から、「法令審査支援システム」を導入しているが、同システムは、公布済みの全法令及び立案中の法令案を施行日別に管理するデータベースを構築することによって、法令案の誤記だけでなく、関連する他の法令との齟齬等を確実に効率的に点検し得るようとする目的で開発されたシステムである。

視察では、同システムのデモ操作を体験していただき、トゥン・シン長官をはじめ、各招へい者にその有益性を実感していただいた。ミャンマー連邦法務長官府では、昨今の新規立法ラッシュに伴い、法案審査部門に過重な業務負担がかかっており、その軽減が、次期プロジェクトでも課題となっている。長官は、内閣法制局における「法令審査システム」に強い関心を示されていたが、今後、更に負担が増大すると見込まれる法令審査部門への積極的な支援について検討していく必要がある。

3 所感

次期プロジェクトの正式始動を間近に控えたこの時期に、同プロジェクトのカウンターパートの一つであるミャンマー連邦法務長官府から、長官をはじめとした方々を日本に招へいし、我が国の司法の現状を直接視察していただいたことに加え、プロジェクトの詳細について、じっくりと議論できたことは有意義であった。また、先方には、検察官及び検察事務官の養成制度の実態を理解していただき、プロジェクト活動についての具体的なイメージを共有できたことも大きな成果であったと言えよう。

安倍総理の訪緬によって、日緬両国の関係が強化された中、連邦法務長官を日本に招へいして、法務大臣をはじめ、我が国の多数の司法関係者との協議を実施し、人的関係をより強固なものに高めた上、互いの信頼関係を醸成でき、本共同研究は、今後の

両国関係を考える上でも、極めて有意義であった。

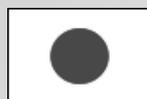
今後、こうして地道に築き上げた信頼関係を基本にして、当部では、更にミャンマーの発展のため、法整備の分野で協力を続けていく決意を新たにしたい次第である。

4 おわりに

本稿では字数の関係で紹介しきれなかったが、本共同研究では、財務省、外務省、最高裁判所、日本弁護士連合会、内閣法制局、JETRO、名古屋大学など、多数の関係機関に御協力賜り、充実したプログラムを実施することができた。改めて、各機関の担当者に御礼申し上げたい。

また、ミャンマー最高裁長官招へいに引き続き、駐日ミャンマー大使館には、多忙を極める中、キン・マウン・ティン大使をはじめ、全日程に御同行いただくなど、多大な御協力を賜った。この場を借りて感謝申し上げるとともに、今後、ミャンマーの発展のため尽力することで、その御高配に報いたいと思う。

以上



「ミャンマーの発展と課題」

～法的側面を中心として～

2013年6月12日（水） 11：00～17：10

JICA竹橋合同ビル9階講堂

日・ASEAN友好協力40周年



Thoughts connected. Future connected

つながる想い つながる未来

主催：

法務省法務総合研究所

独立行政法人国際協力機構（JICA）

公益財団法人国際民商事法センター
（ICCLC）



急速に発展が進むミャンマーにおいて、国際標準に則した法令の整備及び適切な運用により、法の支配、民主化、持続的な経済成長が更に推進されることを目指し、我が国は、ミャンマーの法・司法関係機関の組織的・人的能力を向上させるための法整備支援プロジェクトを今後実施する予定です。

そこで今回、ミャンマー連邦法務長官府の関係者と「日・ミャンマー法制度比較共同研究」を行い、両国の法制度を比較することを通じ、法・司法分野における二国間の協力のあり方・方向性に関する認識を再確認することといたしました。その一環として実施される本研究では、ミャンマーの法制度やビジネス法、連邦法務長官府の役割などに関する情報共有を行うとともに、ミャンマーにおける法整備に関する取組みと今後の展望について意見交換を行います。

PROGRAM ●●

日時：2013年6月12日（水） 11:00～17:10（受付開始：10:30～）

場所：JICA竹橋合同ビル9階講堂（東京都千代田区大手町1-4-1）

主催：法務省法務総合研究所，独立行政法人国際協力機構（JICA）

公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）

後援：外務省，財務省財務総合政策研究所，

日本弁護士連合会，独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）

言語：日本語・英語（英語・日本語の同時通訳がつきます）

●● ACCESS

電車でお越しの場合

● 竹橋駅から

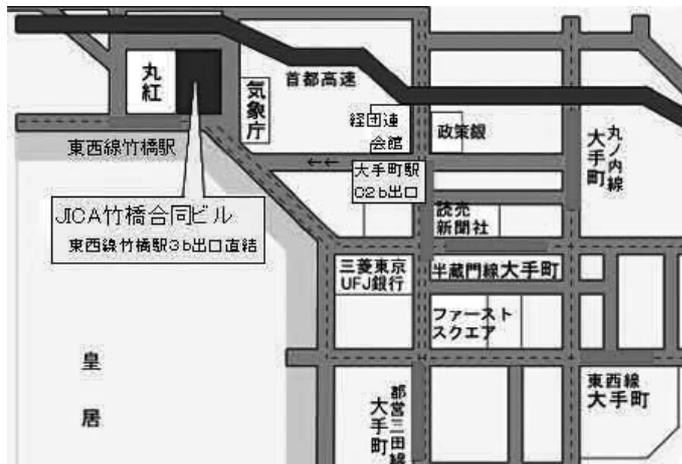
東京メトロ東西線 竹橋駅下車

3b出口直結

● 大手町駅から

東京メトロ・都営地下鉄（千代田線、半蔵門線、丸の内線、都営三田線）大手町駅下車

C2b出口を出て、皇居方面へ。内堀通りを右折。気象庁前交差点左手前方。（徒歩5分）



ミャンマー連邦法務長官府（Union Attorney General's Office）について

ミャンマー連邦法務長官府は、全ての政府提出法案に関する助言・審査，政府の作成する文書の審査，法令の運用に関する助言などを担当する機関。また、刑事事件においては、検察機能を有するほか、政府が当事者となる民事事件においては他の政府機関に代わって訴訟に参加する。いわば日本の法務省、検察庁、内閣法制局の機能を兼ね備えた政府機関である。また、ミャンマー連邦法務長官は、連邦政府の一員であり、大統領の任命ポストでもある。ミャンマー連邦法務長官府は、ミャンマー連邦政府の中で法・司法分野の改革を担う中心的な機関といえる。

● ● TIME TABLE ● ●

第一部 (11:00~12:40)

- 11:00 開会挨拶 市川雅一 JICA理事
酒井邦彦 法務省法務総合研究所長
来賓挨拶 キン・マウン・ティン (H. E. Mr. Khin Maung Tin) 駐日ミャンマー大使

11:30~12:10

- 基調講演 「ミャンマーの法制度及びビジネス法に関する最新情報」
トゥン・シン (H. E. Dr. Tun Shin) ミャンマー連邦法務長官



州議会議務局法務委員会法務官、法務長官府法律助言副部長、国家計画経済開発省法律顧問兼部長、投資企業管理総局副局長、法務長官府事務局長、法務長官府法務副長官を経て、2011年より現職。2012年にはWunna Kyaw Htin (公務員に与えられる勲章) を受賞している。

12:10~12:40

- 講演 「ミャンマー連邦議会の構成と法律制定過程」
ティー・クン・ミャット (H. E. Mr. Ti Khun Myat)
連邦議会 (下院) 法案委員会委員長

休憩 (12:40~14:00)

第二部 (14:00~17:10)

14:00~14:20

- 講演 「ミャンマー連邦法務長官府の役割」
チャー・モー・ナイン (H. E. Mr. Kyaw Moe Naing) ヤンゴン管区法務長官

14:20~14:40

- 報告 「ミャンマー民商事基本法制調査報告」
小松岳志 森・濱田松本法律事務所シンガポールオフィス 弁護士

14:40~16:10

パネル・ディスカッション「ミャンマー法整備における取組みと今後10年の課題」

モデレーター：野口元郎 法務省法務総合研究所国際協力部 部長

パネリスト：ミャンマー

トゥン・シン (H. E. Dr. Tun Shin) ミャンマー連邦法務長官
チャー・モー・ナイン (H. E. Mr. Kyaw Moe Naing) ヤンゴン管区法務長官

日本

鮎京正訓 名古屋大学 理事・副総長 博士 (法学)
佐々山拓也 外務省アジア大洋州局南部アジア部南東アジア第一課長
小島英太郎 JETRO海外調査部アジア大洋州課課長代理
(前ヤンゴン事務所長)
小松岳志 森・濱田松本法律事務所シンガポールオフィス 弁護士
佐藤直史 JICA国際協力専門員 弁護士

休憩 (16:10~16:25)

16:25~17:00 質疑応答

17:00~17:10 閉会挨拶 小杉丈夫 公益財団法人国際民商事法センター 理事

※プログラム内容は変更する場合があります。

独立行政法人 国際協力機構



●【お問い合わせ】●

独立行政法人国際協力機構（JICA）

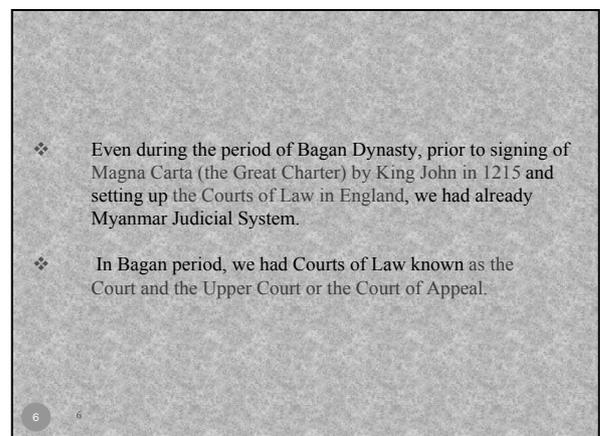
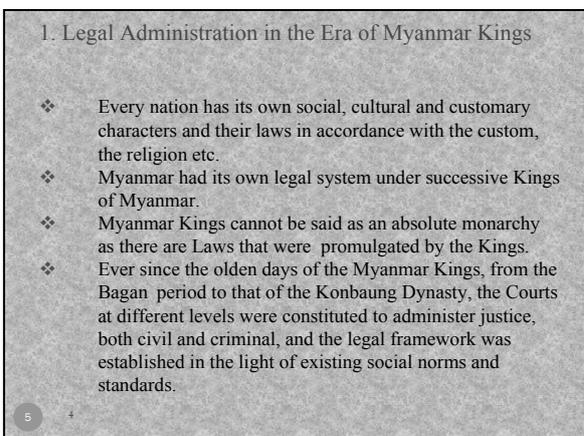
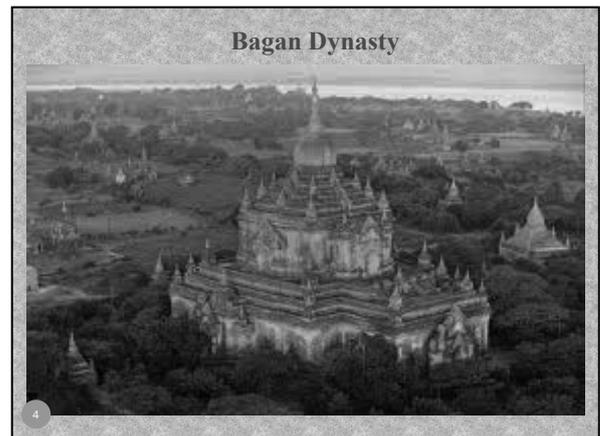
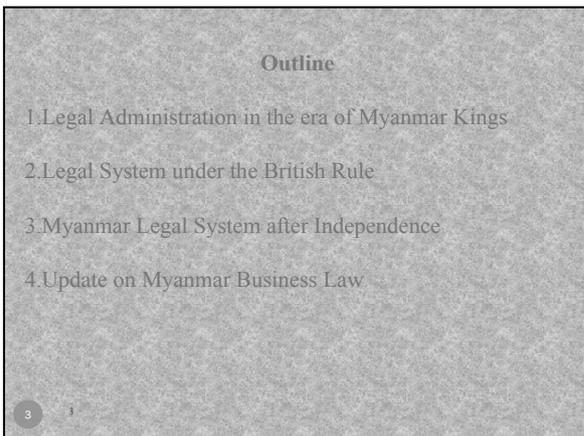
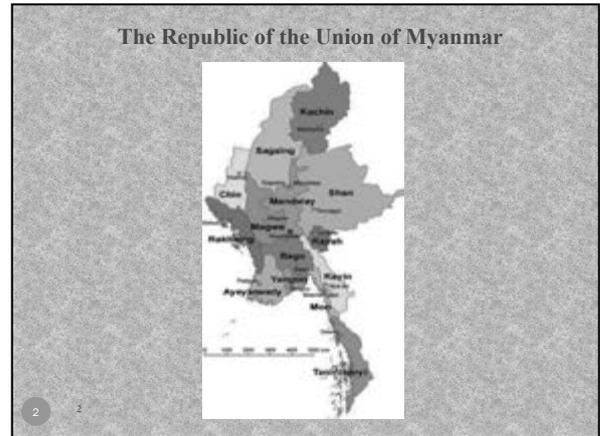
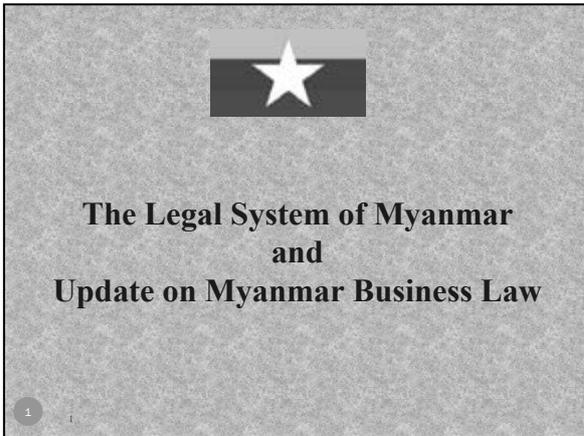
産業開発・公共政策部 ガバナンスグループ 法・司法課

担当：法整備支援ユニット（山田・山口）

E-mail：jicasd-gov-legal2@jica.go.jp

TEL：03-5226-6597

FAX：03-5226-6332



Taungoo Dynasty



7

- ❖ The Second Great Dynasty of Myanmar, the Taungoo Dynasty (A.D.1531-1752), was established by the King Bayintnaug Kyaw Htinnawrahtar (A.D.1551-1581).
- ❖ The *Manusara Dhammathat* was produced in reign of King Sinbyumyashin at Bago (the then Pegu) in 1549 A.D.
- ❖ The *Dhammathat Kyaw* produced by the King Ngazudayaka of Taungoo in 1733 A.D. was one of the nine leading Institutes of Myanmar (the then Burmese) referred to often in Myanmar (the then Burmese) literature.

8

Konboun Dynasty



9

- ❖ The Third or the Last Dynasty, the Konboun Dynasty (A.D. 1753-1885), was built by King Alaungpaya in A.D.1753-1760).
- ❖ During the reigns of King Mindon (A.D.1853-1878), Chief Minister of Justice, Kinwum Mingyi U Kaung's 34 and 36 volumes of consolidated Dhammathats were very popular.

10

Dhammathat



11

The Burmese Customary Law



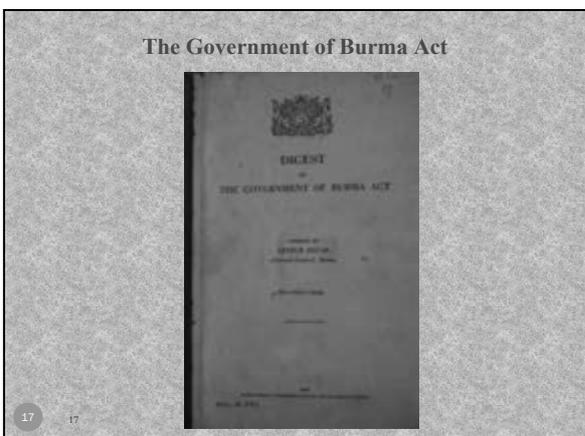
12

- ❖ **Dhammavilasa Dhammathat** ruled upon the lawyer to entitle his fees in the Royal Edict of 1607 A.D.
- ❖ In the Edict of 1634 A.D., the King ordained severe penalties for lawyers and in the Edict of 1636 A.D., the King set out the duties and functions of a good legal adviser.
- ❖ In 1645 A.D., **Thalunmintara** issued a roll to be taken and maintained of members of the legal profession.

- ### DHAMMATHATS, YAZATHATS and PHYATTONS
- ❖ The **Dhammathats** are *corpus juris* of Myanmar Customary tradition and convention and *ratio decidendi* of eminent judges and learned personnel.
 - ❖ They are composed of legal rules and legal principles relating to equality under the law founded on egalitarian family rights which are solely based on the rules of natural justice and humanitarian legal principles of Myanmar.
 - ❖ Dhammathat principles are still being applied by the present-day Courts of the Republic of the Union of Myanmar without interruption.

- ❖ **Yazarthats** are the King's Royal Edicts and Ordinances, are composed of the King's Commands and Criminal Laws for prevalence of law and order, security and peace.
- ❖ **Phyattons** are Judicial Precedents passed by Courts, Benches and the King Hluttaw.
- ❖ PHYATTONS were the records of judicial decisions rendered by various monarchs and judges.
- ❖ The **PHYATTON** is a collection of decisions rendered by the judges, arbitrators or persons of royal blood.
- ❖ The **Thudamasari PHYATTON** is a famous one.

- ❖ The operation of Yazathat and statute laws of Myanmar Kings faded annually after the first Anglo-Burmese War (1824-26) and the second Anglo-Burmese War (1852-53), and ceased totally after the Anglo-Burmese War (1885-86).



- ### 2. Legal System under the British Rule
- ❖ When the British annexed Myanmar, as a step in the expansion of colonies, they extended the law originally promulgated in India to Myanmar and hierarchy of Indian Courts was formed in Myanmar.
 - ❖ After the complete annexation of Myanmar, British Government formed Civil Courts and Criminal Courts and introduced the Code of Civil Procedure, the Code of Criminal Procedure, the Indian Penal Code, all other laws and Maxims of Equity.
 - ❖ Since that time, the Myanmar Legal System took its roots in British concept of justice, equity and good conscience.

- ❖ Since the end of the first Anglo-Myanmar War in 1826, the British introduced a legal system for criminal and civil cases in Myanmar.
- ❖ Although Myanmar belongs to the Common Law Legal Family, it is different from the Common Law Legal System practised in England.
- ❖ The genesis of the Codified Laws or Statutes can be found as we all know in the Justinian Code of the Roman era or the Codex Napoleon of the Napoleonic times.
- ❖ Denning and Lord Macaulay, therefore, said that the laws of Myanmar are "peculiar creatures."
- ❖ It has the peculiar features by reflecting the historical background of Myanmar Legal System.

19 19

- ❖ In 1862, the British Government appointed a Chief Commissioner to be jointly responsible for not only administration but also judiciary as a Judicial Commissioner.
- ❖ According to the Burma Recorder's Courts Act 1863, India Act No.1, they established the Recorder's Courts in Yangon (the then Rangoon), Sittway and Mawlamyine (the then Moulmein).

20 20

- ❖ In 1885, after the British had annexed the Upper Myanmar, the whole of Myanmar fell under the Bengal State of India.
- ❖ Just as the establishment of the Courts in India, the British also constituted the Courts in Myanmar in 1886.

21 21

- ❖ Under the Government of India Act 1919, the High Court of Judicature at Yangon was established by Letters Patent in 1922.
- ❖ The Government of Myanmar (the then Burma)Act was enacted in 1935.
- ❖ In this Act, one may explore that there was separation of legislative, executive and judiciary.

22 22

High Court (Yangon)



23 23



24 24

- ❖ The Bar Council Act was promulgated in 1939 to govern advocates.
- ❖ The Legal Practitioner Act 1879 also promulgated to supervise Higher Grade Pleader and Lower Grade Pleader.
- ❖ Common Law principle of doctrine *stare decisis* or doctrine of precedents is used in Myanmar.
- ❖ In England, it is called case law but in Myanmar, we call ruling. *Obiter dictum* and *ratio decidendi* are also used in leading cases.

25 25

1947, 1974 and 2008 Constitutions



26 26

3. Myanmar Legal System after Independence

- ❖ The first Constitution of the Union of Myanmar was adopted in 1947.
- ❖ The second Constitution called the Socialist Republic of the Union of Myanmar was the 1974 Constitution.
- ❖ In 2008, the Constitution of the Republic of the Union of Myanmar was adopted.
- ❖ Legal System of Myanmar developed step by step but its basic also changed although the *modus operandi* has changed.

27 27

Update on Myanmar Business Law

- ❖ Basing on the traditional aspect of contemporary legal history, Corporate Laws and Commercial Laws also belong to the same fundamentals or modalities of the principles of the Myanmar Legal System.
- ❖ Today, Corporate Laws, Commercial Laws and Economic Laws are pillars of our market economy system.
- ❖ Historically, these laws which have the principles of Common Law are kept intact during the past twenty-five years before 1988.
- ❖ In 1988, when our country adopted the market economy system, a new legal injection has been given to these laws and they came into life once again.

28 28

- ❖ Commencing with the State Law and Order Restoration Council and later taken over by the State Peace and Development Council those legislative organs not only put life onto these laws but promulgated new laws for investment, introduced privatization and developed the market economy system that there will be a promotion of foreign investment, citizens taking active part in the economy, the developing of the market economy and the achieving of better quality of life for our people.

29 29

- ❖ After taking office the new Government under the 2008 Constitution, it has been carrying out political reforms and economic reforms simultaneously, with special emphasis on Good Governance and Clean Government, Transparency and Accountability is the intention of enhancing the rule of law not only in the economic sector but also in the other sectors.

30 30

❖ Corporate Laws and Commercial Laws dividing them into following sectors: -

1. Basic Legislative Framework;
2. Investment in Myanmar;
3. The Transport Laws Framework of Myanmar;
4. *Locus Standi* of the Enterprises, Companies and the Laws governing them;
5. The Hierarchy of Statutes and other related Laws;
6. The Legal Framework of the Settlement of Disputes in corporate and commercial cases;
7. Economy-Related Laws.

31 31

Basic Legislative Framework

- ❖ Basically, foreign lawyers will find that there are three types of laws. One is the older laws promulgated before the country started to adopt the market economy system in 1988 and next laws promulgated after 1988.
- ❖ With the coming into legal effect of the Constitution of the Republic of the Union of Myanmar, 2008, these new laws are given new dimensions by the Constitution, which endorses the market economy system providing basic principles of fair business.
- ❖ Laws promulgated in this period of time can be classed as the third type of laws.

32 32

❖ The Constitution also gives birth to new modern laws that are designed to provide an investor friendly climate with fair deals for all.

❖ In 2012, the Foreign Investment Law, *Pyidaungsu Hluttaw* Law No. 21/2012, has been promulgated.

33 33

❖ Moreover, the State-Owned Economic Enterprises Law (1989) that gives the right for the formation of Enterprises and Joint Ventures plays the role of basic legislative framework.

❖ As we all know, Public International Law gives a State absolute sovereignty over its territory of land, sea and air.

❖ This absolute sovereignty gives a State an inalienable right over its natural resources.

❖ Section 3 gives the Government this right to perform certain activities through the law.

34 34

❖ Though Section 3 empowers only the State-Owned Economic Enterprises to undertake the twelve activities, exemption, or rather escape section to non-jurist, is made through Section 4.

❖ Under this Section, these activities can be given to Joint Ventures between the Government and any person or economic organizations subject to conditions.

❖ The *modus operandi* for such permission is made through a Notification by the Government.

❖ Section 4 also serves as a vehicle for privatization.

35 35



36 36



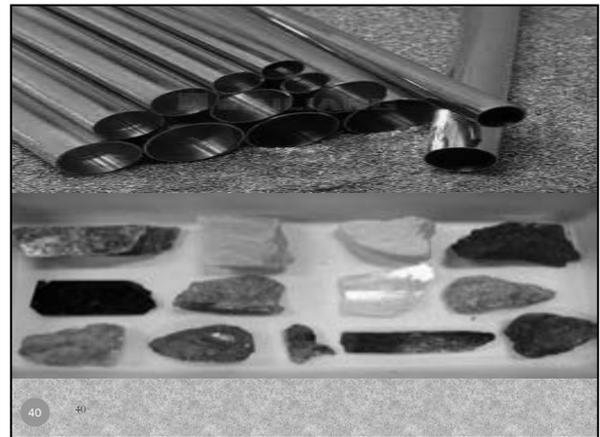
37 37



38 38



39 39



40 40

Investment in Myanmar

- ❖ Myanmar is a vast country with great potential in rich natural resources.
- ❖ It is the largest country in the mainland of South-East Asia with a total area of 676, 577 sq. km. (167.2 million acres).
- ❖ It also has vast potential resources for cultivation and other agricultural products.
- ❖ The total land area is vast. There is a long coastline of 2832 Kilometers.
- ❖ There are swamps, which are ideal for prawn culture.
- ❖ A vast continental shelf with a big economic zone exists.

41 41

- ❖ In the forestry area, Myanmar is also rich.
- ❖ Expansive forest, which covers half of total area of the country, exports 80% of world teak supply.
- ❖ In the oil and gas sector since the day before War World II, she is renowned for discovery of oil.
- ❖ Now oil and gas both off shore and on shore are discovered in quantities of worthwhile exploration, development and production, which is a 10th largest resource of natural gas in the world with storing over 90 trillion cubic feet.
- ❖ She is also endowed with mineral resources.

42 42

- ❖ The manufacturing sector offers good opportunities as in other areas like tourism, hotel, industrial estates, real estates, transportation estates and others.
- ❖ In the seas and in land waters, there are opportunities for good fishing and breeding.
- ❖ One investor sums up the opportunities that “Myanmar is the only place in the world where the fish die of old age!”

43 43

- ❖ The State also encourages domestic investors.
- ❖ This has led to the promulgation of the Myanmar Citizens Investment Law (State Law and Order Restoration Council Law No.4 of 1994). Citizens are entitled to the same exemptions and privileges as foreigners who are entitled under Foreign Investment Law.

44 44

- ❖ To give an investor an bird’s eye view, extracts of the law will be provided in this talk.
- ❖ It is hoped that the Foreign Investment Law will be helpful to the investor.
- ❖ As regards forms of investment, Section 9 of this law states that the investment may be carried out by a foreigner with one hundred per cent foreign capital on the businesses permitted by the Commission; or by a joint venture between a foreigner and a citizen or the relevant government department and organization; or by any system contained in the contract which approved by both parties.

45 45

- ❖ Section 13 of the said law empowers Myanmar Investment Commission to accept the proposal.
- ❖ Moreover, the Commission shall grant the investor the tax exemption or tax reliefs under Section 27 of this law.
- ❖ It is remarkable that the Union Government guarantees a business formed under the permit shall not be nationalized in accordance with Section.
- ❖ Rules for implementation of the Foreign Investment Law has also been released on 31st January 2013.

46 46

The Transport Laws Framework of Myanmar

- ❖ Transport law sector can be divided into three specific areas.
- ❖ They are, namely, the areas of sea commerce or shipping law, of air transport and land transport.
- ❖ Firstly, regarding in the area of Charter Parties in Shipping Law, it is found that the classic Lloyds forms for Time Charters, Voyage Charters and Demise Charters are used.
- ❖ As these forms use the principles of Common Law and they apply to transactions under these charters, the textbooks such as Carver’s Carriage by Sea, Scrutton on Charter Parties and Payne and Ivarmy’s Carriage of Goods by Sea are used in Myanmar.

47 47

- ❖ We also have the Carriage of Goods by Sea Act (1925), which is enacted to give the force of law to the Hague Rules or the Convention for Unification of Certain Rules of Bill of Lading made in Brussels in 1923.
- ❖ Shipping lawyers know the importance of the Bill of Lading Act (1862), which gives the consignee cause of action direct to the shipowner.
- ❖ We find this Act enacted as the Bill of Lading Act 1856 with the original in the India Act IX of 1856.
- ❖ It is almost a replica of the English Bill of Lading Act (1855).

48 48

- ❖ We also have the Myanmar Merchant Shipping Act(1923).
- ❖ The registration of ships in Myanmar is governed by the Myanmar Registration of Ships Act (1841).
- ❖ Originally, this Act was designed for registration of ships in the Myanmar Registry for ships owned by Myanmar citizens.
- ❖ Then in 1986, an amendment law was made to give registration to ships that are made on Charter by Demise or Bare-Boat Charter to Myanmar citizens or authorized organizations.
- ❖ Regarding collisions, we have the Sea-going Vessels Navigation Convention Act (1952).
- ❖ This gives effect to the Brussels Convention on Collision of Ships or Salvage of 1910.

49

49

- ❖ Secondly, in the Air Transport sector, Myanmar ratified the Chicago Convention (1944) or the Convention for International Civil Aviation Organization in April 1948.
- ❖ Our Air Services Agreements are based on the Bermuda pattern.
- ❖ The Chicago Convention and these agreements are strictly observed.
- ❖ In the commercial sector, we have the Aircraft Act of 1934 and Aircraft Rules of 1937 which give effect to the navigation of aircraft with the development of the market economic system.
- ❖ The Aircraft Rules were amended by the State Law and Order Restoration Council Rules No. 1/94 to issue Air Operator's Certificates to Joint Venture airlines that are incorporated in Myanmar.
- ❖ We now have Joint Venture airlines.

50

50

- ❖ For Private Air Law regarding the loss of life or damages or loss of cargo, baggage, and luggage we have the Carriage by Air Act of 1935. Its origin lies in the India Act XX, 1934.
- ❖ This Act gives domestic legal effect to the Convention for the Unification of Rules relating to International Convention for Carriage by Air or popularly known to aviation lawyers as the Warsaw Convention of 1929.
- ❖ The textbooks on Air Law, which one is familiar with such as Bin Cheng's the Law of International Air Transport, Shawcross and Beaumont on Air Law, McNair's the Law of the Air and others, are used very widely in Myanmar.

51

51

- ❖ Thirdly, the Law of Carriage by Land is the product of enacting the principles of Common Law.
- ❖ Thus, we find in the Carriers Act, 1865 and the Railways Act of 1890.
- ❖ All principles of Common Law can be found in these Acts.

52

52

- Locus Standii* of the Enterprises, Companies and the Laws governing them**
- ❖ Whenever an investor wishes to invest he ask himself the nagging question, if I were to invest where do I legally stand?
 - ❖ This is the factor lawyers say in Latin *Locus Standii* or legal standing.

53

53

- ❖ Also, it is often asked in contract negotiations and international workshops and seminars and seen in contracts drawn by overseas lawyer that certain clauses mentioning that the State-Owned Economic Enterprises of Myanmar when they are one of the parties to the contract, will not invoke sovereign immunity when they are parties to a contract .
- ❖ As we all know, sovereign immunity is a concept in Public International Law where it gives immunity to a State from claims or commercial jurisdiction of Courts of Law.

54

54

- ❖ This question whether a State-Owned Economic Enterprise can invoke sovereign immunity can best be understood if we study how these enterprises are formed in Myanmar.
- ❖ The State-Owned Economic Enterprises are formed as corporate bodies that have complete legal personality or legal person in the Myanmar Legal System.
- ❖ They are not the State itself nor can they invoke sovereign immunity, as they are mere commercial enterprises.
- ❖ They have the right to sue or be sued as a company.
- ❖ There are many cases, which form as an example where arbitrations between the enterprises and other parties have taken place.

55 55

- ❖ It is interesting to note the question of how these enterprises are formed.
- ❖ There are two types of documents that give *locus standi* to these enterprises.
- ❖ The first type is called "the Law" where the enterprise has been formed thereunder.
- ❖ A good example is the Union of Myanmar Air Transport Board Act (Law establishing the Myanmar Airways).
- ❖ It was promulgated as an Act in 1953 by Act No.39 of 1952. This Act formed the current Myanmar Airways, which is an enterprise under the Ministry of Transport.

56 56

- ❖ Under these Acts or Laws, the enterprise concerned is given the *locus standi* to be a legal person that has a right to sue or be sued.
- ❖ Another category of enterprises is formed under Notifications by various Ministries.
- ❖ The Ministry concerned issues a Notification for the formation of an Enterprise or Directorate.
- ❖ An example of such formation is the Notification issued by the Ministry of Hotels and Tourism for the formation of Myanmar Hotels and Tourism Service.
- ❖ The Ministry of National Planning and Economic Development also issued the Notification for the formation of the Directorate of Investment and Company Administration under which the Department of Companies and Company Registrar is one of the departments.

57 57

- ❖ Besides State-Owned Economic Enterprises, the formation of Joint Ventures, Foreign Companies operating in Myanmar and Partnership are also seen as products of our market economy system.
- ❖ The formation of Joint Ventures are two kinds; viz., those that fall within the ambit of Foreign Investment Law and those that are formed outside the scope of this law.
- ❖ Joint Ventures where the State is a party are formed under Special Company Act of 1950.

58 58

- ❖ The Myanmar Companies Act (1914) is the procedural law that covers the procedure aspect of company formation for all types of companies of private citizens and Joint Ventures between State Enterprises and Foreign Partners.
- ❖ The Myanmar Companies Act is based on the India Act VII of 1913.
- ❖ There is also Myanmar Companies Rules which was enacted in 1940.

59 59

- ❖ Partnerships can be formed with two to the maximum of twenty persons.
- ❖ A Partnership is not a corporate body.
- ❖ It is governed by the Partnership Act of 1932. Its registration is optional.
- ❖ There is also the sole proprietorship in Myanmar and they need no registration.
- ❖ For foreign companies, the permit has to be obtained from the Ministry of National Planning and Economic Development.

60 60

The Hierarchy of Statutes and other related Laws

- ❖ These are Statutes passed by the legislature.
- ❖ After 1962, till date, the Statutes are given the name "Law".
- ❖ This term has the same legal effect as acts predecessor, the "Acts". Acts or Laws are Statutes in the Common Law sense.
- ❖ Below these Statutes, we have something that we call Rules or Procedures.
- ❖ They are Rules that are made out of Acts or Laws as are empowered.

61

61

- ❖ Next, for detail enforcement of Laws or Acts and Rules, we have Regulations.
- ❖ Finally, we have Notifications. Notifications are normally issued by the Ministries concerned and they are normally at the bottom of the ladder.
- ❖ However, in certain exceptional cases, legislature makes a certain notification that has the force of law.

62

62

The Legal Framework of the Settlement of Disputes in Corporate and Commercial Cases

- ❖ As corporate lawyers know, all commercial contracts have a Settlement of Dispute Clause.
- ❖ This Clause serves the contracts as a *modus vivendi* which is a mode of settlement when disputes arise.
- ❖ In the same way, we do find the *modus vivendi* in the laws of Myanmar.
- ❖ In this section, we shall be presenting the laws that concern the *modus vivendi* of dispute resolutions in Myanmar will be discussed.

63

63

- ❖ The Arbitration Act, 1944 was promulgated on 1st March, 1944 as Myanmar Act IV, 1944 which is applied domestically.
- ❖ It is the main Procedural Law for Arbitration in Myanmar.
- ❖ This Law is based on the principles that are found in the English Arbitration Act of 1950.

64

64

- ❖ Though it is promulgated in 1944, we find the principles the same as the English Act.
- ❖ The Arbitration Act, 1944 is designed as an Act similar to those in other Common Law countries.
- ❖ The appointment of arbitrators, the supervision by the Court for their removal, the award, the enforcement of award in the civil court, appeal from an award to the Supreme Court are all mentioned in this Act.
- ❖ At this moment, the Arbitration Act (1944) is under review.

65

65

- ❖ Besides the Arbitration Act of 1944, we also have the Arbitration (Protocol & Convention) Act of 1939. Its origin is the India Act VI of 1937.
- ❖ This Act gives the domestic legal effect to the Protocol on Arbitration Clauses (The Geneva Protocol of 1923).
- ❖ This Protocol is made an integral part of the Act in the First Schedule.

66

66

- ❖ In the same way, the Convention on the Execution of Foreign Arbitral Awards has been given the legal effect in the Second Schedule of this Act.
- ❖ This Protocol, as we all know is called the Geneva Protocol, 1923 and the Convention is known as Geneva Convention of 1927.

67 67

- ❖ As regards dispute settlements, Section 43 of the Foreign Investment Law 2012 provides as follows:
- ❖ If any dispute arises in respect of the investment business:
 - (a) dispute arisen between persons of dispute shall be settled amicably;
 - (b) if such dispute cannot be settled under sub-section (a):
 - (i) it shall be complied and carried out in accord with the existing laws of the Union if the dispute settlement mechanism is not stipulated in the relevant agreement;
 - (ii) it shall be complied and carried out in accord with the dispute settlement mechanism if it is stipulated in the relevant agreement.

68 68

- ❖ Note is to be made that UNCITRAL Rules (United Nations Commission on International Trade Arbitration Rules) are now used for contracts with foreign investors.
- ❖ On 5th March 2013, the Seventeenth day Six Regular Session of the *Pyidaungsu Hluttaw*, it approved to accede the New York Convention and to use the UNCITRAL rules.
- ❖ It is obvious that the UN Convention on Enforcement of Arbitral Awards (1958, New York Convention) is to be given the domestic legal effect by legislation in the near future.

69 69

- ❖ Likewise, as promulgating the domestic law to implement the New York Convention, the Arbitration Law (Draft) is scrutinized by my office.
- ❖ It is apparent that it will create a better environment for investors and reforming the Myanmar arbitration infrastructure to keep up with the international standards obtaining confidence from investors.

70 70

Economy-Related Laws

- ❖ There is also the Contract Act of 1872. Its origin lies in India Act IX of 1972.
- ❖ This Act have the same principles that one finds in the Law of Contract of the English Common Law System.
- ❖ Its principles include the promise, proposal, the acceptance, consideration, and factors, tendering to defeat contractual liability, such as incapacity, misrepresentation, duress and undue influence, illegality, discharge, remedies, contingent contract and agency.

71 71

- ❖ Again, for this, we have the Myanmar the Registration Act of 1909, which has been mentioned above.
- ❖ This Act is followed by the Registration Manual of 1946.
- ❖ In this Manual there is an article called 18 (f) which specifies the registration of the trademark to give it a legal effect.
- ❖ In practice, after registration the legal effect starts.
- ❖ Next, regarding copyrights we do have the Copyright Act of 1914, India Act III 1914 and the Patents and Designs Act of 1945, the Patents and Designs (Emergency Provisions) Act of 1946 and the Myanmar Merchandise Marks Act 1889.
- ❖ These Acts are designed to protect copyrights and patents.

72 72

- ❖ The basic principle for protection of Copyrights, Trademarks and Designs are similar to the laws of other Common Law Legal Family.
- ❖ In the area of Intellectual Property, the four new laws namely Patent Law, Industrial Design Law, Trade Marks and Service Marks Law, and Copyright Law are being drafted.
- ❖ Myanmar is a founding member of the World Trade Organization and thus a Party to the Marrakesh Treaty that establishes the World Trade Organization 1994 (WTO Agreement).
- ❖ It is also a Party to the Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (TRIPS).
- ❖ Four modern laws have been finally drafted by the Ministry of Science and Technology and will be submitted to the Hluttaw for adoption soon.

73

73

The Area of I.C.T or E- Commerce

- ❖ There have been developments to have Myanmar Cyber Laws.
- ❖ This is a collection of laws such as the Myanmar Telegraph Act (1885), Myanmar Wireless Telegraphy Act (1933), the Electronic Transactions Law (2004), the Computer Science Development Law (1996) and the Telecommunications Law (Draft).
- ❖ The Telecommunications Law is at our Hluttaw, and when promulgated, will be known as Myanmar Cyber Law.
- ❖ It will place Myanmar I.C.T at par with other advanced ASEAN countries in the area of I.C.T.

74

74

The Area of Foreign Currency Management

- ❖ The Foreign Currency Supervision Law was enacted by the Pyidaungsu Hluttaw on 10 August 2012 as Law No.12/2012.
- ❖ It is administered by the Central Bank of Myanmar.

75

75

- ❖ In the area of Competition Law and Competition Policy for preventing monopoly on economy, it is at the stage of drafting.
- ❖ For developing the capital market, the Securities Exchange Law is now in the Hluttaw and is being discussed.

76

76

- ❖ We also have
 - the Negotiable Instruments Act (1881),
 - the Sale of Goods Act(1930),
 - the Transfer of Property Act (1882),
 - the Transfer of Immoveable Property Restriction Law (1987),
 - the Registration Act (1909),
 - the Myanmar Stamp Act (1899) and
 - the Science and Technology Development Law (1994).
- ❖ Recently promulgated laws include
 - the Special Economic Zone Law (2011),
 - the Dawei Economic Zone Law (2011) and
 - the Farm Land Law (2012) and
 - other rules, orders and directives for friendly investment climate.

77

77

- ❖ The formation of companies is governed by the Myanmar Companies Act and Special Company Act as in other countries.
- ❖ Now, the Special Economic Zone Law 2011 is revised to meet the better requirements of foreign investors.
- ❖ Likewise, the Thilawa Economic Zone Law and the Kyaukphyu Economic Zone Law will be drafted.

78

78

The Area of Taxation

- ❖ We have
 - the Income Tax Law (1976),
 - the Tax Law (1990),
 - the Court Fees Act (1870),
 - the Sea Customs Act (1887),
 - the Land Customs Act (1924),
 - the Tariff Law (1992) and
 - the Land and Revenue Act (1879).

79 79

The Area of Finance and Banking

- ❖ we have
 - the Central Bank of Myanmar Law (1990),
 - the Financial Institutions of Myanmar Law (1990),
 - the Control of Money Laundering Law (2002),
 - the Savings Bank Law (1992),
 - the Myanmar Agricultural and Rural Development Bank Law (1990) and
 - the Micro Finance Business Law (2011).

80 80

- ❖ As regards the economic enterprises, there are also the related laws such as

- the Promotion of Cottage Industries Law (1991),
- the Private Industry Law (1990),
- the Salt Enterprise Law (1992),
- the Fishing Right of Foreign Fishing Vessels Law (1989),
- Aquacultural Law (1989),
- Myanmar Marine Fisheries Law (1990),
- the Fresh Water Fisheries Law (1991),

81 81

Cont:

- the Myanmar Pearl Law (1995),
- the Private Industrial Enterprise Law (1990),
- the Myanmar Hotels and Tourism Law 1993,
- the Myanmar Mines Law (1993),
- the Myanmar Gemstones Law (1995),
- the Myanmar Insurance Law (1993),
- the Insurance Business Law (1996),
- the Television and Video Law (1996),
- the Motion Picture Law (1996),
- the National Drug Law (1992),
- the Indigenous Medicine Law (1996),
- the National Food Law (1997),
- the Blood and Blood Products Law (2003),
- the Forest Law (1992),
- the Cooperative Society Law (1992), so and so forth.

82 82

Conclusion

- ❖ Myanmar is named the golden business destination.
- ❖ There is ample opportunity for foreign investors to come to invest because of her rich resources.
- ❖ To foster to create the investor friendly environment, Myanmar has already enacted the Foreign Investment Law, 2012.
- ❖ Myanmar has massive work force that would facilitate labour-intensive industries.
- ❖ Other legislations are in legal effect with more modern laws under drafting.

83 83

- ❖ Furthermore, Myanmar Investment Commission meets weekly and decides very important investment matters.

- ❖ We strive for the Rule of Law not only in Civil and Criminal matters but also in economic sectors.

- ❖ Section 35 of the Constitution provides for the implementation of the market economy.

- ❖ We promote fair trade and prohibit monopoly.

84 84

- ❖ There is a saying for work to be done, if we do nothing, nothing will come out. If we do something, something will come out.
- ❖ But in this something, there are advantages and disadvantages, pros and cons.
- ❖ We need to face such challenges. Political reform is progressing well. Economic reform is also in process with high objectives.
- ❖ Furthermore, administrative reform is progressing well.
- ❖ There is a saying that nothing venture, nothing done. Myanmar is venturing into her future.

85 85

- ❖ There are many things to do for the development of our legal system.
- ❖ At this moment, Myanmar has been making its utmost efforts for legal reforms to develop legal environment, which meets the will of investors.
- ❖ To accomplish this heavy task, the Union Attorney General's Office plays as a key player in this process.

86 86

- ❖ In this juncture, Japan is the significant country giving lots of cooperation and technical assistance for the development of our legal system.
- ❖ In order to develop the human resources in Myanmar, Japan has also been training the legal scholars through the scholarship programme since many years.

87 87

- ❖ Recently JICA and the Union Attorney General's Office had jointly held some international seminars such as
 - Seminar on "Commercial Arbitration",
 - Seminar on the "Legal Aspects on the Privatization of State-owned Enterprises" and
 - Seminar of "Reforming Legal Systems of Public Company and the Legal Governance".

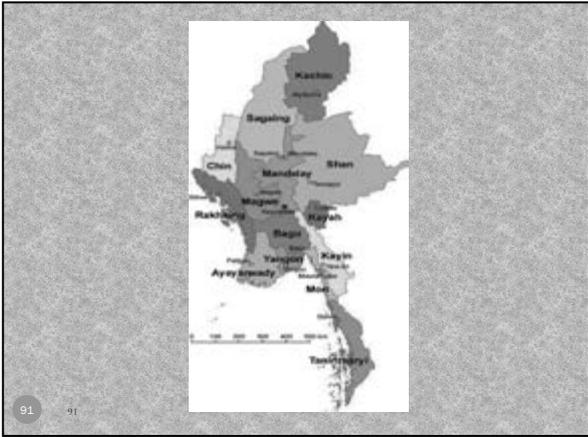
88 88

- ❖ These seminars are well received by the international private company.
- ❖ These sorts of programmes are very helpful for legal reform in Myanmar, particularly in economic laws.
- ❖ There are still many programmes for further cooperation between JICA and Myanmar.
- ❖ Obviously, this official visit is a part of our cooperation programmes and could enhance our friendship and relationship, which have been already existing between our two countries.

89 89

- ❖ We are grateful to have friends like Japan.

90 90



91

91



92

92

The Formation and Law Making Processes of Hluttaws

The Republic of the Union of Myanmar

Introduction

- * The essence and fundamental nature of political change and reform of a country lie with the Constitution. In Myanmar, there has been three State Constitutions.
- * (1) The Constitution of the Union of Burma, 1947.
- * (2) The Constitution of the Socialist Republic of Myanmar, 1947.
- * (3) The Constitution of the Republic of the Union of Myanmar, 2008.

The Constitution of the Republic of the Union of Myanmar, 2008 was promulgated by National Referendum on the 29th May 2008. The multi-party general election was held on 7th November 2010, (3069) candidates from (37) political parties and (82) individual candidates contested for the respective Hluttaws. The emergence of *Pyidaungsu Hluttaw* (The Union Parliament) started on the first regular session of the first *Pyidaungsu Hluttaw* held at Nay Pyi Taw on the 31st January 2011.

Hluttaw Formation and Sessions

- * The *Pyidaungsu Hluttaw* (The Union Parliament) is Myanmar's bicameral legislature. It is composed of lower house called *Pyithu Hluttaw* (House of the People's representatives) and an Upper House, called *Amyotha Hluttaw* (House of the Nationalities).
- * The Speaker and the Deputy Speaker of *Amyotha Hluttaw* shall serve as the Speaker and Deputy Speaker of the *Pyidaungsu Hluttaw* from the day of the *Pyithu Hluttaw* commences up to the end of (30) months and the Speaker and the Deputy Speaker of *Pyithu Hluttaw* shall also serve as the Speaker and the Deputy Speaker of the *Pyidaungsu Hluttaw* for the remaining term. The term of the *Pyidaungsu Hluttaw* is five years from the day of its first session. Our first *Pyidaungsu Hluttaw*, first regular session was held on 31st January 2011. Six regular sessions had been held so far and one special session was held recently from 20th May to 21st May 2013.

Pyithu Hluttaw and *Amyotha Hluttaw*

- * In the *Pyithu Hluttaw* we have (440) representatives, (330) elected representatives from (330) townships. That is one elected representative from each township. The remaining (110) representatives are Defence Services Personnel nominated by the Commander-In-Chief of the Defence Services in accord with the law.
- * The *Amyotha Hluttaw* is formed with a total number of (224) representatives, 168 representatives are elected in equal numbers of (12) representatives from each Region or State. Our country is composed of (7) Regions and (7) States. Out of the total (224) representatives (56) are Defence Services Personnel nominated by the Commander-In-Chief of the Defence Services, that is four representative from each Region or State.

State and Regional Hluttaws

- * Apart from these mentioned Hluttaws, we have Regional or State Hluttaws in each Region or State. (2) representatives are elected from each Township to form the Region or State Hluttaws. The number of representatives varies according to the number of Townships constituted in the Region or State. In each and every Hluttaw two third of the representatives are elected and one third of the representatives are Defence Services Personnel nominated by the Commander-In Chief of the Defence Services.

Pyidaungsu Hluttaw

- * The *Pyidaungsu Hluttaw* is the highest law-making organ of the State. In addition to passing laws, the *Pyidaungsu Hluttaw* is formally responsible for selecting the President and two vice Presidents of the State. The *Pyidaungsu Hluttaw* is the combination of *Pyithu Hluttaw* and *Amyotha Hluttaw*. The maximum representative of the *Pyidaungsu* is (664). Although the *Pyithu Hluttaw* definitely has the advantage of its numerical strength, the power and status of both the Hluttaws are coordinate and equal.

Formation of the Hluttaw Committees

The following (4) standing committees are formed respectively with appointed chairmen and secretaries in the *Pyithu Hluttaw* and *Amyotha Hluttaw*.

- a) Bill Committee
- b) Public Account Committee
- c) Hluttaw Rights Committee
- d) Governments' Guarantees, Pledges and Undertaking Vetting Committees

Hluttaw Joint Committees

Pyidaungsu Hluttaw also formed the following joint committees;-

- a) Joint Bill Committee
- b) Joint Public Account Committee

Extended Committees and Commissions formed at *Pyithu Hluttaw* and *Amyotha Hluttaw*

PYITHU HLUTTAW

1. Fundamental Rights of Citizens, Democracy and Human Rights Committee
2. Ethnic Races Affairs and Internal Peace Restoration Committee
3. Banks and Monetary Development Committee
4. Planning and Financial Development Committee
5. Peasant Worker and Youth Affairs Committee
6. International Relations Committee
7. Economic and Trade Development Committee
8. Transport, Communication and Construction Development Committee
9. Sports, Culture and Public Relations Development Committee

10. Agriculture and Livestock Breeding Development Committee
11. Investment and Industrial Development Committee
12. Resources and Environmental Conservation Committee
13. Health Development Committee
14. Education Development Committee
15. Judicial and Legal Affairs Committee
16. Public Affairs Management Committee
17. Population and Social Development Committee
18. Reformation and Modernization Scrutiny Committee
19. Maritime Transport Development Committee
20. Rule of law and Tranquility Committee

Extended Committees and Commissions formed at *Pyithu Hluttaw* and *Amyotha Hluttaw*

Amyotha Hluttaw

1. Hluttaw Representatives Vetting Committee
2. Nationalities Affairs Committee
3. Fundamental Rights of the Citizens, Democracy and Human Rights Committee
4. National Planning Committee
5. Monetary and Taxation Committee
6. Commerce Committee
7. Education, Health and Culture Committee
8. Woman and Child Affairs Committee

9. Public Complaint and Petition Committee
10. International Relations Committee
11. Local and Overseas Workers Affairs Committee
12. International Non-government Organizations and Non-government Organizations Committee
13. Mineral and Natural Resources Committee
14. ASEAN Political-Security Community Committee
15. ASEAN Economic Community Committee
16. ASEAN Socio-Cultural Community Committee
17. Farmers Affairs Committee

Commissions

- * *Pyithu Hluttaw* Commission for assessment of Legal Affairs and Special Issues.
- * *Amyotha Hluttaw* Commission for Finance and Legal Affairs.

Committee Formation and Functions

* The above mentioned Hluttaw Committees are formed up with at least (15) members of Hluttaw representatives in each committee. Each Committee is constituted in such manner that it represents a replica of the Hluttaw in miniature. As stated in the provision of the Constitution, there are check and balance and reciprocal control among Legislative bodies, Executive bodies and Judicial bodies. Oversight is one of Hluttaw's core responsibility. Committees are formed essentially to endeavor strong oversight and to maintain balances in the Republic of the Union of Myanmar. These committees have to cooperate, examine and monitor all the undertakings of Ministries. Committees are responsible to scrutinize whether the undertakings are in conformity with the existing laws. Scrutinizing National Projects and Budgets are Hluttaw's most important oversight function, in order to achieve greatest accountability and administrative efficiency for the Union and the people.

Formation and Functions of Commissions

- * Unlike the Committees, the two Commissions are formed not only with Hluttaw representatives but also with suitable citizens who are well-known and well experienced in their respective fields. These members are nominated and appointed by the respective Speakers with the approval of the Hluttaw. The number of the members of Commission is not fixed. They play an important role by providing technical assistance and advice to the Committees and the Hluttaws.

Functions of Hluttaw Joint Committees

- * The Hluttaw Joint Committees are responsible to *Pyidaungsu Hluttaw*. It is through a Joint Committee of both Hluttaws that efforts are made to resolve and iron out the differences between the two Hluttaws on Bills, failing which the Bills consideration is given up.

The Legislature

- * The basic principles of The Republic of the Union of Myanmar is stipulated in chapter one of the Constitution, comprising of (48) sections.
- * Regarding to the separation of power in section 11 (a) - The three branches of sovereign power namely, legislative power, executive power and judicial power are separated, to the extent possible, and exert reciprocal control, check and balance among themselves.

The Legislature

- * The distribution of legislative powers of the Union is shared among the *Pyidaungsu Hluttaw*, Region Hluttaw and State Hluttaw is detailed in the schedules of the Constitution. The schedule one enumerates matters on which *Pyidaungsu Hluttaw* can exclusively legislate, while schedule two thereof specifies matters on which Region or State legislatures alone can make laws. Schedule three is the list of legislation of the leading Body of Self-Administered Division or Self-Administered Area.
- * The *Pyidaungsu Hluttaw* has the exclusive power of legislation on all matters not enumerated in any of the lists. While a Region or State Hluttaw cannot make a law on matters within the powers of *Pyidaungsu Hluttaw*. *Pyidaungsu Hluttaw* can make a law on matters enumerated in the Region or State list in certain contingencies. This proves the predominance of *Pyidaungsu Hluttaw* over Region or State Hluttaw in the matter of legislation.

Submission of Bill

- * All legislative proposals must be brought in the form of Bills before the Hluttaws. Subject to the provision of the Constitution, Bills may be introduced in either *Pyithu Hluttaw* or *Amyotha Hluttaw* of the *Pyidaungsu Hluttaw*. Bills are classified into public Bill and private bill. Public Bills are sponsored by Ministers and private Bills are sponsored by member of Hluttaws or the Committees of the Hluttaws.
- * Normally, the Bill to be introduced shall be submitted to the *Pyidaungsu Hluttaw* office in accord with the prescribed procedure, (30) days before the session commences. The Speaker may consider the bills submitted beyond the time limitation, if there is a reasonable ground.
- * Regarding to the submission of a Bill in accord with the law, the restriction of the Constitution should be carefully noted.

Section 100

- * Section 100
 - (a) - The Union level organizations formed under the Constitution shall have the right to submit the Bills relating to matters they administered among the matters included in the Union legislative list of the *Pyidaungsu Hluttaw* in accord with the prescribed procedures.
 - (b) - Bills relating to national plans, annual budget and taxation, which are to be submitted exclusively by the Union Government shall be discussed and resolved at the *Pyidaungsu Hluttaw* in accord with the prescribed procedures.
- * This section 100 describes that the Ministries have the right to submit the Bills relating to matters they administered except, the (3) kinds of Bill relating to national plans, annual budgets and Taxation.

Submission of Bill

- * To initiate a public bill the Ministry concerned has to work out the political as well as administrative, financial, economic and social implications of the proposal. Opinions of the legal and constitutional experts are obtained through the Union Attorney-General's office. After this scrutiny, a memorandum is submitted to the Cabinet for approval. The proposal is then converted into a Bill.
- * The Bill as drafted, is examined in detail by the Union Attorney-General. Sometimes the Bill may have to be drafted several times before it can meet all the requirements. After the draft of the Bill has been finalized the Ministry concerned forwards the proposal to the Cabinet for consideration and approval. With the decision of the Cabinet the Bill is submitted to the *Pyidaungsu Hluttaw* office.

Formation and Functions of *Pyithu Hluttaw* Bill Committee

Formation

- * The Bill Committee of *Pyithu Hluttaw* was formed on the (1-3-2011) during the first *Pyidaungsu Hluttaw*, first regular session with (13) members, one chairman and one secretary in accord with the law.

Formation and Functions of *Pyithu Hluttaw* Bill Committee

Principles

- * The main task of the Bill Committee is to scrutinize the Bills referred to the committee by the Speaker of *Pyithu Hluttaw*. In scrutinizing any Bill the committee shall abide to the following principles:
 - a) Whether the Bill is in conformity with the policies and objectives of the Republic of the Union of Myanmar.
 - b) Whether the Bill is in conformity with the Constitution and the existing laws.
 - c) Whether the Bill can safeguard the interest of the Union and the people.
 - d) Whether the contents of a Bill may pose threat to the stability and security of the Union.
 - e) Whether the Bill is in accord with the current situations.
 - f) Whether the Bill may harm the security of the people and their properties.

Formation and Functions of *Pyithu Hluttaw* Bill Committee

Principles

- g) Whether the terms and vocabularies used in the Bill may damage the unity of the nationalities.
- h) Whether the Bill may conflict the rights of one Ministry to another or the rights of government offices and institutions.
- i) Due to the requirements of international or regional treaties or memorandum of understanding, should there be needed to make a new agreement, whether they are in conformity with the previous agreements or whether they may harm the sovereignty of the Union.
- j) Regarding to the policy matters whether the ingredient of the policy are sufficient.
- k) Whether the provisions are practically applicable.
- l) Whether the Bill have sufficient clauses to implement the purpose.

Formation and Functions of *Pyithu Hluttaw* Bill Committee

Procedures

- * The works of the Bill Committee begins at the time the *Pyithu Hluttaw* receives the Bill from the *Pyidaungsu Hluttaw*. The Bill Committee is responsible to distribute the copies of the Bill to all representative of the *Pyithu Hluttaw* in time. On the fixed date, the Minister or the Deputy Minister concern, shall introduce Bill at the *Pyithu Hluttaw* session.
- * If such an introduction is accepted for further discussion at the Hluttaw, publication of the Bill in Gazette is done for eliciting public opinion and the Bill is referred to Bill Committee. If the introduction of a Bill is rejected the Speaker shall announce the rejection of the Bill. Within these two and a half years in the *Pyithu Hluttaw*, no public Bill (Government's Bill) has been rejected so far.

Formation and Functions of *Pyithu Hluttaw* Bill Committee

Procedures

- * The Bill Committee, on receipt of the Bill referred by the Speaker shall make a report and send to the Speaker within seven days. Due to the time limitations members of the Committee has to held a meeting without any delay. This 1st meeting within the Committee, the following procedures are carried out:
 - a) Invitation of related Hluttaw Committee to discuss exclusively
On the Bill
 - b) Invitation of related Ministries and organizations for necessary questioning
 - c) Fixing the date for discussion

Formation and Functions of *Pyithu Hluttaw* Bill Committee

Procedures

- * On the fixed date the above mentioned Committees and Ministries together with members of Bill Committee and members of the Commission for legal affairs and special issues, the Bill is discussed exclusively. Based on discussion in the meeting, the conclusion for scrutinizing is drawn for necessary amendments. The whole discussion is recorded and the report to submit to *Pyithu Hluttaw* is prepared in a prescribed procedure.

Formation and Functions of *Pyithu Hluttaw* Bill Committee

Procedures

- * The report along with the meeting records and how the Bill was scrutinized shall be sent to the Speaker. On the fixed date, the Ministry that initiated the Bill shall submit the original Bill before the *Hluttaw*. The report of the Bill Committee and the comparison of the two Bills are distributed to members of *Hluttaw* before the scheduled session convenes. The report of the Bill Committee shall be read out and submitted by one of the Committee members at the session. After the reading, the Speaker shall invite members of *Hluttaw* to discuss the Bill. Members who seek to scrutinize or amend the bill shall be registered in accord to the rules and procedures of the *Hluttaw* within the limited time. The Speaker may decide the next session to discuss the matter. On the scheduled session, the Bill shall be discussed clause by clause in detail and the resolutions shall be drawn at *Pyithu Hluttaw*.

Formation and Functions of *Pyithu Hluttaw* Bill Committee

Procedures

- * The Bill passed by the *Pyithu Hluttaw* shall be sent to the *Amyotha Hluttaw* to continue to discuss and resolve. The *Amyotha Hluttaw* may resolve to agree or disagree, or agree with amendments in accord with the resolution of *Pyithu Hluttaw*. The Bill shall be sent back to *Pyithu Hluttaw* together with the resolution of *Amyotha Hluttaw*. If the *Pyithu Hluttaw* accepts the Bill with amendments of the *Amyotha Hluttaw*, it shall send to the Speakers of the *Pyidaungsu Hluttaw* for further process. If the *Pyithu Hluttaw* disagrees, it shall take the resolution of the *Pyidaungsu Hluttaw*.

Promulgation

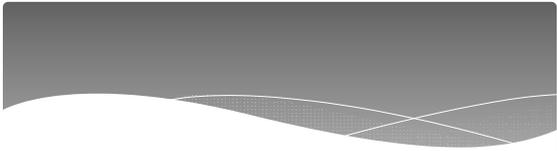
- * After a Bill has been passed by both *Hluttaws* or resolution has been made at the *Pyidaungsu Hluttaw*, the Bill obtains the assent of the President. The President shall sign the Bills within (14) days after the day of receipt of the Bill and shall promulgate it as law. Within the prescribed period, the President may also return the Bill to the *Pyidaungsu Hluttaw* with his recommendations for reconsideration. The *Pyidaungsu Hluttaw*, after discussion of the President's comments, may accept his comment and resolve to amend the Bill or may resolve to approve the Bill as it is without accepting the President's comment. After receiving the Bill back, the President shall sign the Bill and promulgate it as law within the period of (7) days. If it is not signed by the President within that prescribed period, it shall become law as if he had signed it on the last day of the prescribed period. This is a brief account of how a Bill has to be passed through many processes to become a law.

Promulgation

- * Before the formation of *Hluttaws*, we have (401) existing laws in our country. Some existing laws are from the British Colonial era, some laws are not inconsistent with the prevailing situations, some laws do not fit the ideal of a democratic society. This outdated laws have to be revoked. The *Pyidaungsu Hluttaw* has repealed (26) laws and promulgated (51) laws so far. The *Pyidaungsu Hluttaw* is also responsible to review all existing laws, and at the same time, necessary laws are to be adopted in time. The functions of *Pyidaungsu Hluttaw* is enormous.

Conclusion

- * Our *Hluttaw* is still very young and our democracy is just at an infant stage. Two years ago, when we just came into the *Hluttaw* everything was new to us, we understand very little about legislature and we did not know where and how to begin. On the other hand, back in the constituency the people were expecting a lot from us. We were in great difficulties, but with the close guidance of our Speaker and technical support provided by The Union Attorney General's office we have come a long way in the fields of legislation. There is no backtrack possibility, we are determined to push forward. We believe in genuine democracy as crucial foundation to the development of our country.



**Thank you very much for
your kind attention.**



The Role of the Union Attorney-General's Office of the Republic of the Union of Myanmar

Presented by
U Kyaw Moe Naing
Advocate-General of Yangon Region

1

Historical Background of UAGO

- Public Prosecutors and Government Advocate were appointed in early British Era
- the Advocate General, Government Advocate were appointed under the Government of Burma Act, 1935
- after regaining Independence in 1948, the President of the Union could appoint an Attorney General with the advice of the Prime Minister under the Constitution of the Union of Myanmar, 1947 & The Office of the Attorney General was formed under the Attorney General of the Union Act, 1948
- an Attorney General was appointed in 1962 under the Regime of Revolutionary Council
- 1972- a new Attorney General's Office was formed
- 1974 Constitution- the Council of People's Attorneys- the Central, State/Divisional, Township Law Office were formed

Historical Background of UAGO (Continued)

- 1988, SLORC promulgated the Attorney-General Law, 1988
- 2001, SPDC promulgated the Attorney-General Law, 2001
- Subject to the Constitution of the Republic of the Union of Myanmar 2008, the Attorney-General of the Union Law, 2010 was promulgated
- Current Union Attorney General's Office and various levels of Law Offices are constituted in accord with this 2010 Law

3

Formation of UAGO

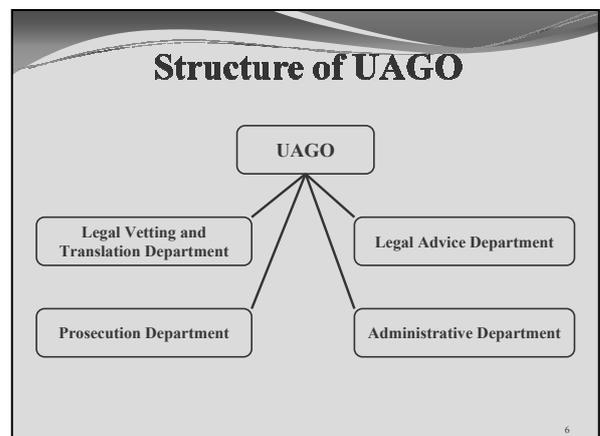
- 2008 Constitution & the Attorney-General of the Union Law, 2010
 - formed the Union Attorney-General's Office, the Advocate-General's Office of the State/Region, the Various Levels of Law Offices
 - the Attorney-General of the Union was appointed by the President with the approval of the Pyidaungsu Hluttaw
 - the AGU is a member of the Union Government and responsible to the President
 - the AGU obliged to submit the unusual situation of legal matter to the three Hluttaws if there arise in these Hluttaws

4

Formation of UAGO (Continued)

- 2008 Constitution & the Attorney-General of the Union Law, 2010
 - Deputy Attorney-General was appointed by the President on his own volition
 - DAG is responsible to the AGU and responsible to the President through AGU
 - the Advocate-General of the State/Region was nominated by the Chief Minister of the State/Region with the approval of the respective State/Region Hluttaw and appointed by the President
 - the AG of State/Region is responsible not only to AGU but also to the Chief Minister of State/Region and to the President through the Chief Minister of State/Region as well

5



Hierarchical Organizational Chart of UAGO and Its Subordinate Offices

Union Attorney General's Office headed by Director General



Offices of Advocate-General of Regions/States headed by S/R LO



District Law Offices headed by the District Law Officer



Township Law Offices headed by Township Law Officer

7

Functions of Legal Vetting and Translation Department

- Vetting and advising the draft laws initially drafted and sent by the relevant ministry
- Vetting the draft laws sent by the relevant ministry to amend, added and substitute in respect of any existing law
- Vetting and advising the draft rules, procedures, notifications, orders and directives
- Translating laws

8

Functions of Legal Advice Department

- Tendering legal advice to the President of the Union, the Speakers of the three Hluttaws (Pyidaungsu Hluttaw, the Pyithu Hluttaw, the Amyotha Hluttaw), any Ministry of the Union, Nay Pyi Taw Council, any Union level organizations on matters relating to:
 - International, regional or bilateral or multilateral treaties;
 - MOU, MOA, local and foreign investment instruments and other instruments;
 - Any other legal issues

9

Functions of Prosecution Department

- Appearing on behalf of the State in original, appeal, revision and special appeal cases
- Appearing on behalf of the State in applications to issue writs to the Supreme Court of the Union (SCU)
- Appearing in criminal cases on behalf of the Union
- Appearing on behalf of the Union in original civil case, civil appeal case, civil revision case and special revision case as the plaintiff or defendant
- Filing appeal or revision if it is necessary to file to the SCU
- Withdrawing the entire case, any charge or any accused
- Making decision to close the criminal cases that cannot be prosecuted at the Court
- Filing appeal against acquittal order to the SCU

10

Functions of Administrative Department

- Carry outs the functions relating to:
 - Civil service personnel affairs;
 - Inspection ;
 - Budget and accounts;
 - Logistic and building;
 - Training and legal research;
 - Compiling and publishing law books;
 - Information technology

11

Motto of UAGO



“ Considered Nobles Est Profusioem.”

The Legal Profession is a Noble Profession

12



Union Attorney-General attends "Recent Development of Myanmar and Challenges it Faces- from the Legal and other Perspectives" workshop in Japan

NAY PYI TAW, 19 June- Attorney-General of the Union Dr Tun Shin read out the paper titled the Legal System of Myanmar and updates on Myanmar Business Law, at a workshop on comparison between legal systems in Myanmar and Japan held on 8-15 June in Japan.

The Attorney-General of the Union discussed legal system in Myanmar's successive eras and business laws; Chairman of Pyithu Hluttaw Bill Committee U T Khin Myat, committee's works and Yangon Region Advocate-General U Kyaw Moe Naing, the role of the Office of the Attorney-General of the Union.

During his visit,



Attorney-General of the Union Dr Tun Shin reading out his paper at the workshop.- MNA

the Attorney-General with Japanese officials Myanmar and Japan and of the Union held talks on cooperation between other legal affairs.- MNA

～ 国際協力の現場から ～

初めての海外出張を経験して

国際協力専門官
中村 秀逸

1 はじめに

国際協力部に着任してから3か月が経過しました。私は、平成17年10月に神戸地方検察庁に採用されて以来、7年半検察の現場で勤務してまいりましたので、この3か月間、今まで経験したことのない異世界の仕事に右往左往する毎日でした。

同時に、3か月という短期間に、ベトナム出張のほかにも、ミャンマー連邦法務長官府長官の招へいに担当者の1人として同行させていただくなど、検察の現場ではまず経験することのない貴重な経験を積みさせていただきました。これからも右往左往と貴重な経験が同時に訪れる日々を過ごすことになりそうですが、今回は、国際協力専門家としての初陣となったベトナム出張について、少し振り返ってみたいと思います。

2 初めてのベトナム出張

4月20日から同月27日までの間、ベトナムの首都ハノイへの出張に同行させていただきました。今回の出張は、現在、ベトナムで実施されている「ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト・フェーズ2」(JICAプロジェクト、2011年4月～2015年3月)について、プロジェクト開始から約2年が経過したことを踏まえ、これまでの活動を総括すると共に、今後の優先取組事項の抽出及びプロジェクト活動計画の見直し等についてプロジェクト関係機関と協議し、その結果を取りまとめるもの(「中間レ

ビュー)でした。

私はプライベートにおいて外国に行ったことがほとんどなかったため、異国の地に足を踏み入れたこと自体が非常に新鮮と言える体験でした。その上、法整備支援の最前線の現場を目の当たりにする最初の機会でもあり、各関係機関との協議は非常に新鮮に映りました。

3 現地での活動

現地入りした翌日には、JICAプロジェクトオフィスにおいて、JICAの方々から前週から実施していたベトナム現地各関係機関との協議をまとめた協議録の英語翻訳作業を僅かながら手伝わせていただく機会がありました。当部の教官はもちろんのこと、JICAの方々には、細かなニュアンスまで緻密に翻訳されていて、その繊細かつ圧倒的な英語能力を目の当たりにし、自らの能力の拙さが恥ずかしくなる思いでした……。

現地入り3日目以降は、翻訳を完了した協議録の内容について、複数回にわたって各関係機関と内容確認のための協議を重ねました。正直言って、現地入りするまでイメージさえ上手く掴めなかったプロジェクトの概要が少しでもつかめるように、必死で耳を傾ける時間を過ごしました。その甲斐あってか、ややイメージが見えてきたような？気がしました。

中間レビューに関しましては、日本側・ベトナム側関係機関双方が、プロジェクトが順調に進捗して

いること、プロジェクト目標の達成が見込まれることなどを確認して無事終了しました。

4 出張を終えて

私自身、まだ知識も経験も十分ではない状態での出張であったため、現地ではお力になれなかったかもしれません。

しかし、今回の出張において、ベトナム法整備支援に携わる方々が一同に会し、その真摯な姿勢を見せていただいたこと、またその方々と親睦を深めることができたことが、これからの国際協力専門官としての私自身にとって大きな財産になったと感じたことも正直なところです。

今回の出張は、私が国際協力専門官として着任する前から、法務総合研究所のたくさんの方に準備手続きをしていただいて実現したものであり、本当に感謝の限りというほかありません。

私が国際協力専門官として在籍している間に出来る限りの恩返しができるように尽力して参りますので、今後ともどうかよろしくお願いいたします。

－ 編集後記 －

今年も酷暑著しい夏でしたが、皆様におかれましては、お変わりなくお過ごしでしょうか。これから少しずつ涼しくなっていますが、季節の変わり目に体調を崩されませんよう、どうぞ御自愛ください。

本号の「巻頭言」では、国際協力機構（JICA）関西国際センター所長の築野元則様から、「ベトナムのファン・ボイ・チャウと日越協力」と題して御寄稿いただきました。前ベトナム事務所長でいらっしゃる築野所長は、ベトナム大使館勤務の経験もおありです。本年は、日本とベトナムとの間で1973年9月21日に外交関係を樹立して40周年に当たりますが、それよりもはるか前の日越との関わりから現在の支援状況までを御紹介いただいております、興味深く読みました。

「出張報告」では、毛利教官から、本年5月に実施した「インドネシア現地調査」について、辻教官から、本年6月の「東ティモール調停法セミナー」についての報告を掲載しました。

「外国法令紹介」は、中国の白出長期派遣専門家から中国民事訴訟法の改正条文についての詳細な解説を頂きました。参考文献等、53号及び54号掲載の部分と併せてお読みください。

「国際研修」は4本立てで、松本教官による「第42回ベトナム法整備支援研修」と、これに続く三浦教官による「第43回ベトナム法整備支援研修」、中村教官による「第5～7回ラオス本邦研修」、そして、國井教官による「日本・ミャンマー法制度比較共同研究」を掲載しました。いずれの記事からも、研修員の熱心な様子が伝わってきます。なお、中村教官は、本年7月にJICAの長期派遣専門家としてラオスに赴任されました。今後の御活躍を祈念いたします。

「国際協力の現場から」は、中村専門官が「初め

ての海外出張を経験して」と題して、本年4月の着任早々のベトナム出張について触れています。

私も、前述の中村専門官と同様、本年4月に着任した国際協力専門官の一人です。約5か月が経った今でも、上司や先輩方の教を請わないと仕事を進めることができませんが、業務を通して、法整備支援の多様さ及び重要性を日々実感しているところです。この度のICD NEWSの編集作業もそうでした。これからも、法整備支援に携わる方々との出会いを大切に多くのもので得たいと思います。

最後になりましたが、お忙しい中御寄稿くださいました皆様に厚く御礼申し上げます。関係者各位におかれましては、今後とも法整備支援活動に更なる御協力を賜りますようお願い申し上げます。

国際協力専門官 千同 舞